

平成29年3月定例会会議録（第1号）

平成29年3月3日 金曜日 午前10時00分開会
 議長 清水清秋 副議長 石川正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	小松孝	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	渡辺安志	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	関宏之	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局 会長

滝口英憲

農業委員会
事務局 会長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長	森隆志	総務主査	三原恵
主査	沼澤和也	主査	早坂和弥

議事日程（第1号）

平成29年3月3日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 5 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第1号山形縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 7 平成29年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明、予算を除く総括質疑）

- 日程第 8 議案第2号新庄市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 9 議案第3号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第4号財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第5号新庄市看護師等修学資金貸与条例の設定について
- 日程第12 議案第6号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第8号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について
- 日程第15 議案第18号平成29年度新庄市一般会計予算
- 日程第16 議案第19号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第20号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第18 議案第21号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第22号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第20 議案第23号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第24号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計予算

- 日程第 2 2 議案第 2 5 号平成 2 9 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号平成 2 9 年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 2 4 予算特別委員会の設置
- 日程第 2 5 議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 2 6 議案第 9 号平成 2 8 年度新庄市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 2 7 議案第 1 0 号平成 2 8 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 8 議案第 1 1 号平成 2 8 年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 9 議案第 1 2 号平成 2 8 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 0 議案第 1 3 号平成 2 8 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 1 議案第 1 4 号平成 2 8 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 2 議案第 1 5 号平成 2 8 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 3 議案第 1 6 号平成 2 8 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 4 議案第 1 7 号平成 2 8 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

清水清秋議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより平成29年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において星川 豊君、小嶋富弥君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 森 儀一君。

（森 儀一 議会運営委員長登壇）

森 儀一 議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る2月24日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出

席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成29年3月定例会の運営について協議いたしましたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております平成29年3月定例会日程表のとおり、本日から3月17日までの15日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告1件、諮問1件、議案8件、平成28年度補正予算9件、平成29年度予算9件、請願1件の計29件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告1件の後、諮問第1号につきましては人事案件でありますので、委員会への付託を省略して直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。また、議案第1号につきましても、提案説明をいただき委員会への付託を省略して、本日の会議において審議をお願いします。議案第2号から議案第8号までの議案7件につきましては、本日の本会議において一括上程、提案説明の後に総括質疑を行い、各常任委員会に付託し、審査していただきます。

議案第18号から議案第29号までの平成29年度予算9件につきましても、本日の本会議において一括上程をし、提案説明をいただいた後に、全議員で構成する予算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査していただきます。

議案第9号から議案第17号までの平成28年度補正予算9件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明をしていただいた後、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略して、直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は8名であります。よって、1日目4名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は3月3日から3月17日までの15日間と決しました。

平成29年3月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	3月3日	金	本会議	議場	午前10時	開会。行政報告。報告(1件)の説明。諮問(1件)の上程、提案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。平成29年度施政方針の説明。議案(7件)、予算(9件)の一括上程、提案説明、予算を除く総括質疑。予算特別委員会の設置。議案、請願の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(9件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予算特別委員会	議場	本会議終了後	正副委員長の互選
第2日	3月4日	土	休 会			
第3日	3月5日	日				
第4日	3月6日	月	本会議	議場	午前10時	一般質問 奥山省三、小関 淳、今田浩徳、小嶋富弥の各議員
第5日	3月7日	火	本会議	議場	午前10時	一般質問 叶内恵子、高橋富美子、佐藤悦子、遠藤敏信の各議員
第6日	3月8日	水	常任委員会	産業厚生 (議員協議会室)	午前10時	付託議案の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 7 日	3 月 9 日	木	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第 8 日	3 月 10 日	金	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成29年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 9 日	3 月 11 日	土	休 会			
第 10 日	3 月 12 日	日				
第 11 日	3 月 13 日	月	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成29年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 12 日	3 月 14 日	火	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成29年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 13 日	3 月 15 日	水	休 会			本会議準備のため
第 14 日	3 月 16 日	木				本会議準備及び中学校卒業式のため
第 15 日	3 月 17 日	金	本 会 議	議 場	午前10時	予算特別委員長報告、採決。各常任 委員長報告、質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

清水清秋議長 日程第3市長の行政報告をお願いします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、行政報告をさせていただきます。

道路除雪による雪寄せ場に係る固定資産税減免制度の創設について御報告いたします。

新庄市まちづくり総合計画における空き地の雪置き場としての活用促進及び新庄市雪と暮らしを考える連絡協議会の答申における雪捨て場の確保の実現を図るため、山形県内の自治体では初めてとなります道路除雪による雪寄せ場を対象とした固定資産税減免制度を創設し、平成29年度から適用することにいたしました。

雪寄せ場としての条件は、都市整備課が道路

除雪による雪寄せ場として利用可能であると認定した土地で、無料で使用できる宅地または雑種地が対象となります。

減免税額は通常の降雪期である12月から3月までの4カ月分を対象とし、固定資産税額の3分の1を減免いたします。

平成29年度の対象者は約170人、減免税額は240万円程度と試算しております。この減免制度により、冬期間の固定資産税の負担軽減を行うことで、新たな雪寄せ場の確保を促進し、道路除雪の円滑化につなげていきたいと考えております。

以上、道路除雪による雪寄せ場に係る固定資産税減免制度の創設についての行政報告とさせていただきます。

日程第4報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

清水清秋議長 日程第4報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出することになっております。

毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類のうち、平成29年度の事業計画についてでございます。お手元の平成29年度予算書につきましては、去る2月6日に開催されました平成29年第1回土地開発公社理事会におきまして可決されたものでございます。

さて、平成29年度の事業計画のうち、土地処分につきましては、平成24年度より販売を開始しました小桧室2期宅地分譲事業の5区画のうち、残り1区画について平成29年度も販売促進に努めていく予定でございます。

次に、平成29年度の損益につきましては、小桧室2期地区宅地分譲用地1区画の売却を予定し、42万6,000円の当期純利益を見込んでおります。

なお、予算書の1ページから5ページまで、新庄市土地開発公社の事業計画並びに予算の内容を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、平成29年度新庄市土地開発公社の経営状況の報告といたします。

清水清秋議長 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第5諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

清水清秋議長 日程第5諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成29年6月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員1名につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は引き続きになりますが、荒川口江さんであります。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき御意見を賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。ただいま説明のありました諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
諮問第1号は直ちに採決することに決しました。
これより採決いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を
求めることについては、これに同意することに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
諮問第1号はこれに同意することに決しました。

日程第6議案第1号山形縣市町村 職員退職手当組合理約の変更につ いて

清水清秋議長 日程第6議案第1号山形縣市町村
職員退職手当組合理約の変更についてを議題と
いたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第1号山形縣市町村職員退職
手当組合理約の変更について御説明申し上げま
す。

同組合の構成団体の一つである置賜広域病院
組合が、置賜広域病院企業団と名称が変更され
ることになりました。

これに伴い、同組合の構成団体である新庄市
においても、地方自治法第286条第1項の規定
により、同組合理約の変更につきまして協議す
るものであります。

この規約の変更の協議につきましては、地方
自治法第290条の規定により、関係地方公共団
体の議決が必要となっていることから、議会の
議決を求めるものであります。

以上よろしく御審議いただき、御決定くださ
いますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第1号は、会
議規則第37条第3項の規定により委員会への付
託を省略したいと思えます。これに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第1号は委員会への付託を省略すること
に決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思えます。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号山形縣市町村職員退職手当組合理
約の変更については、原案のとおり決すること
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7平成29年度施政方針の 説明

清水清秋議長 日程第7平成29年度施政方針の説
明をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、平成29年度の市政運営に関し私の所信を申し上げ、議員各位を初め広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1. 初めに、昨年は、本市にとって誇らしく記念すべき年となりました。市民が誇りとする新庄まつりの山車行事がユネスコ無形文化遺産に山形県として初めて登録され、人類の宝として認められた喜びを市民の皆様と分かち合うことができました。新庄まつりが260年以上も地域の中で受け継がれてきたことに敬意を表するとともに、これを契機に地域の誇る伝統文化を国内はもとより世界に向けて発信し、国際的にも価値を高めてまいりたいと決意を新たにしましたところであります。

世界の情勢ですが、米国では今年1月に新大統領が就任し、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）から離脱を表明するなど、新政権における政策転換の姿勢を鮮明にしております。また、ユーロ圏において英国のEU離脱が表明されたことによる不透明感や、これまで経済成長を続けてきた中国景気の減速など、世界政治経済の動向に関する不確実性や、米国や欧州各国で保護主義への回帰も見られます。今後の動向によっては、日本経済への影響、そして地方への波及も懸念され、注視していく必要があります。

国内経済を見ますと、景気は一部に改善のおくれも見られるが、緩やかな回復基調が続いていると国では判断しており、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されています。

県内の経済情勢も回復しつつあるとされており、最上地域の雇用情勢としても、12月末現在で、平成29年3月新規高等学校卒業者の就職内定率は97%を超え、有効求人倍率も1.31倍と、前年同時期から比べて高水準で伸びております。今後、市民の所得が向上したと実感できるよう、

さらなる後押しが必要と感じます。

安倍政権では一億総活躍社会の実現を目指し、新三本の矢による成長と分配の好循環に向け取り組んでいますので、地方へのさらなる効果の波及を期待するところです。

地方創生が提唱されてから4年目となり、雇用面での改善は図られてきましたが、東京一極集中の問題は是正されておらず、地方での人口減少に歯どめがかかっていないのが現状です。平成27年に実施された国勢調査では、本市の人口は3万6,894人となり、前回調査から比べると2,000人近くの人口が減少しており、特に若者の減少が目立ちます。若者の転出、出生率の低下は、本市にとって最も大きな課題であり、地方での仕事の創出、地方への新しい人の流れ、若い世代の暮らしの希望の実現を急がなければなりません。

人口減少と高齢化が進行する中、年齢や障害の有無等にかかわらず、全ての人が安心して暮らせる共生社会が提唱されています。格差をなくし、誰もが社会参加しやすい仕組みへの取り組みは、これからのまちづくりの基本になる考え方として、本市においても共生社会の実現に向けた基盤整備を進めていかなければならないと考えております。その方策の一つとして、住民が社会参加しやすい機会を設けていくため、将来を見据えた公共交通のあり方について検討してまいります。

県政においては、吉村知事が3期目の再選を果たしました。その公約では、県民総活躍、産業イノベーション、若者の希望実現、健康安心社会、県土強靱化の5つの柱を掲げており、最上地域におけるプロジェクトとしては、県立新庄病院の改築整備、東北中央自動車道の整備促進などがあります。

県立新庄病院の改築につきましては、現在地からの移転による全面改築との方針が示されました。また、救命救急センターの設置も検討さ

れており、住民の安心にとって大きく前進したと感じております。今年1月には知事に対し、最上8市町村長による移転先の要望を行ったところ、2月に示された県予算案において事業用地の調査、取得費が盛り込まれました。早期改築の実現に向け、圏域の中心市としての役割も果たしていかなければなりません。

本市においては、顕著な人材不足となっている看護・福祉分野における人材育成も急がなければなりません。若者定着と看護師確保のための検討を続けてきました看護師養成機関の設置に向けては、検討から準備の段階にステップアップし、早期の実現に向け取り組んでまいります。

山形新幹線の新庄延伸から17年がたちました。今県内では、フル規格の新幹線の整備実現に向けた運動が始まっていますが、高速交通網の整備については、高速道路整備についても同様に進めていかなければなりません。東北中央自動車道と新庄酒田道路については、さらなる整備が期待されますし、一部調査の始まった石巻新庄道路については、事業化に向けた要望を継続してまいります。

これまでの成果もあり、新庄中核工業団地には多くの企業が進出していただきました。東北の中心にある本市の地の利を生かし、さらなる経済活動の活性化につなげてまいります。

昨年11月には、雪を資源に地域活性化を目指した、「いきいき雪国やまがた県民会議」が発足しました。安全安心に対する意識の向上、雪の魅力の再認識、そして雪の利活用の促進を柱に普及啓発を行うもので、本市の取り組みとあわせながら雪国での暮らしを快適なものにしてまいります。

昨年のリオデジャネイロオリンピックでは、日本として史上最多のメダル獲得もあり、スポーツに沸いた年となりました。これから2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向

け、国内でもさまざまな動きが展開されますが、本市を発信するチャンスと捉えていきたいと思っております。今年は南東北3県でのインターハイが開催され、本市を会場としてバドミントン競技が行われます。さらに、昨年改修した陸上競技場でのイベントもあり、多くの方が訪れますので、おもてなしの気持ちで迎え、スポーツの面からもにぎやかにしてまいります。

本市における新たな動きに目を向けますと、これまでインバウンドの誘致に力を入れてきた成果もあり、民間レベルでの国際交流も始まりました。新庄東高等学校と台湾の学校との姉妹校締結や、ホームステイによる交流は喜ばしいものであり、今後もこのような交流が続いてほしいと願っております。

新庄の魅力を発信するという面では、昨年は新庄まつりのユネスコ無形文化遺産登録に向け、本市にゆかりのある漫画家による広報紙表紙でのイラストリレー企画を行い、大変盛り上がりました。さらには、新庄最上漫画ミュージアムもオープンし、多くの来場者でにぎわっております。また、ふるさと納税を活用して、本市をアピールした効果もあり、多くの方に新庄の魅力を知っていただくことができました。今後もさまざまな手段で情報発信し、日本中に、そして世界に知っていただき、新庄のファンをふやしていきたいと考えております。

民間調査による住みよさランキングでは、昨年は全国で32位、東北でも3位と上位に入ることができました。これは他市と比べても、住みやすいまちであることのあかしだと思います。新庄にはたくさんの魅力があります。誇りにする新庄まつりがあります。さらに自慢できるものを見つけ、自信と誇りを持てる都市にしていきたいと思っております。

以上の本市を取り巻く情勢を鑑み、地域の活力となる産業を振興し、雇用創出と所得向上につなげ、住みよい暮らしと定住の基盤を強固な

ものにしていかなければなりません。知恵を出し合いながら市民力を結集し、諸課題の解決に取り組んでまいります。

2. 市政運営の基本的な考え方。

さきに述べた社会経済情勢を踏まえながら、平成29年度の市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

私は「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」をまちづくりの基本理念として掲げ、その実現に向け、「経済力」、「地域力」、「教育力」を強化する施策を展開し、これらを結び合わせた「地域基盤力」の向上により、地域のよさを最大限に引き出すまちづくりを推進しております。

「人行きかうまち」の実現に向けては、人口減少が進む中、本市の伝統文化を通し、人と人との交流、地域と地域との交流を深めるとともに、企業力の強化と産業の振興により、地域の経済活動を高め、働く場の創出と市民の所得を向上させることにより、「経済力」を強化してまいります。

「人ふれあうまち」の実現に向けては、少子高齢社会において安全安心に暮らすため、災害や豪雪に備えたまちづくりを推進するとともに、地域内における助け合いの意識を醸成し、地域コミュニティを活性化させることにより「地域力」を高めてまいります。

「人学びあえるまち」の実現に向けては、地域に根差した子供たちの学習活動を通し、ふるさとに誇りと愛着を持ち、未来の新庄を支える人材を育て、地元への定着を図ることにより、地域全体の「教育力」の向上につなげてまいります。

以上の3つの基本理念と「地域基盤力」を土台として地域のよさを見つめ直し、市民の皆様とともに自信と誇りを持つ「元気なまちづくり」に引き続き取り組んでまいります。さらに全ての人が安全に安心して暮らし、社会参加し

やすい共生社会の実現に向けた、「人に優しいまちづくり」を基本として、郷土に「希望の持てるまち」を目指してまいります。

3. 市政運営の指針。

次に、市政運営の指針についてであります。新庄市民憲章にうたわれているように、先人の築き上げた伝統を重んじ、新庄市民であることに誇りを持ち、愛する郷土を発展させることを目指し、まちづくり総合計画と行財政改革大綱を基本として市政運営に取り組みます。

初めに、市政運営の基本指針となる第4次新庄市振興計画「新庄市まちづくり総合計画」ですが、平成32年度までを期間とし、「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」を目指すべき将来像とし、基本目標に産業の振興、健康と福祉の充実、教育の振興、社会生活基盤の整備、環境の保全の5つの分野を掲げております。

推進手法としては、市民協働と広域連携を取り入れながら、本市における地方創生の取り組みと数値目標を定めた新庄市総合戦略に基づき、「暮らし、定住、未来創造」に向け「雇用・交流の拡大」「安全・安心の充実」「子育て・人づくり」の3つの重点プロジェクトにより、限られた経営資源を政策的に投下しながら推進してまいります。

あわせて最上8市町村での連携による定住自立圏構想に取り組みましたので、圏域全体の活性化と生活機能の確保に向け、中心市としての役割を果たしてまいります。

次に、第6次新庄市行財政改革大綱であります。平成31年度までを期間とし、地域課題の解決を図る協働体制づくり、行政経営の効率化、行政課題の解決を図る組織体制づくり、持続可能な財政運営の4つを基本目標に定め、行政運営の効率化と市民サービスの向上に取り組んでまいります。

財政運営面におきましては、これまでの厳し

い財政状況を克服するため、内部管理経費の削減や投資的経費の抑制などに取り組み、改善が図られてきましたが、公共施設等の改修費用、少子高齢化による社会保障費などが増大しており、財政の弾力性という面ではまだ課題を抱えていると言えます。

喫緊の行政需要に対応するためにも、平成27年に策定しました中期財政計画に沿い、自主財源の確保と経常的経費の抑制、投資的経費の効率的な配置、市債発行の抑制を基本とし、業務の効率化を図りながら持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、長期的な視点に立ち、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とした公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合や管理運営の効率化などに取り組みます。

平成28年度において、ふるさと納税により本市を応援していただいた件数は、前年度より3倍以上ふえ、寄附額も6億円を超えております。これに伴い、お礼品による地域への経済的な波及効果もあります。ふるさとを思う気持ちとして大事にしていくこととともに、まちづくりを推進する大きな財源として、各分野の主要事業に有効に活用させていただきます。

4. 重要課題に対応した平成29年度主要事業。

次に、まちづくり総合計画の3つの重点プロジェクトに沿って、平成29年度の主要事業の概要を申し上げます。新たな行政課題に対応するとともに、地方創生に向けた戦略的な取り組みや、定住自立圏構想に基づく連携などの各種事業に取り組んでまいります。

初めに、雇用交流拡大プロジェクトですが、重要課題とする仕事の創出では、人材不足が懸念されることへの対応、さらに経済活動のもとなる人の交流の拡大に向け取り組んでまいります。

企業力強化の支援として、中小企業等の経営基盤の強化や、事業規模の拡大を促進し、地域

経済の活性化やものづくり産業の振興を図るため、商談会出展支援事業、新製品開発支援事業、情報発信力強化支援事業や、地域の基盤産業振興を担う中核企業の事業拡大、経営力強化を目的とした基盤産業強化アドバイザー派遣により推進してまいります。

また、企業誘致としては、工場等の新設、増設、移設に伴い、新たに雇用した企業に対する企業立地等雇用促進奨励金制度により、雇用機会の拡大を図ります。

小中高生の地元就職に対する意識を醸成するため、地元企業の魅力を伝え、ものづくりの楽しさを体感してもらい、関心を高めることにより、人材育成と地元定着を図る地元定着型キャリア教育を推進します。また、若者の就職活動において、市内企業への訪問を促すため、ふるさと企業訪問奨励事業を実施いたします。

商店街の活性化に向けては、全国100円商店街サミット開催を支援するとともに、商業地域空き店舗等出店支援事業による起業に向けた支援を継続いたします。

農業振興としては、主食用米の需要減少により減反が強化されており、土地利用型転作作物の振興を進めるため、転作田をフル活用できるよう簡易な排水対策を後押しし、集落営農の活性化を推進する「元気な集落営農創生事業」に新たに取り組めます。

また、水稲からの転換品目として推奨しているソバの栽培面積拡大と、品質、収量の向上を図るため、新庄そばまつりを開催し、地域内外にアピールしてまいりましたが、新たに全国規模のそばイベントに出店し、そばどころ新庄の知名度をさらに上げていきます。

農業者の所得向上に向け取り組んでいる6次産業化については、固有の農産物と雪国の特徴を生かした加工品、郷土料理などを統一した新庄ブランドの確立を目指し、農産加工品の販路拡大を進めてまいります。

花卉、果樹、野菜等の園芸作物の産出額のさらなる拡大と、園芸産地を牽引する競争力の高い経営体を組織するための「園芸大国やまがた産地育成事業」や、意欲ある畜産経営体の生産基盤強化、規模拡大、生産性の向上に向けた「畜産経営競争力強化支援事業」に取り組みます。

農業従事者の育成の面では、農業経営基盤の強化のため、集落等における担い手を育成する担い手総合支援事業に継続して取り組みます。また、園芸作物の栽培等を中心に農業の基礎を学ぶ「若者園芸実践塾」を運営し、新たな青年農業者の育成を図るとともに、新規就農に向けた研修指導體制を充実するため、担い手育成センターの設立に向け検討してまいります。

観光振興の柱となる新庄まつり振興事業においては、新庄まつりのユネスコ無形文化遺産登録を記念し、本まつりのスタンド席無料化、首都圏への山車の派遣、ラッピングトラックの張りかえを行い、さらなる情報発信と誘客拡大に努めてまいります。また、世界に向けて発信されることから、インバウンド誘致の効果も期待され、多言語パンフレットの作成など、受け入れ体制を整備してまいります。

市内外との交流により地域の活性化が期待されますが、交流の拠点施設となるエコロジーガーデンについては、キトキトマルシェや芸術祭の開催などにより、施設の知名度や存在価値が向上してきました。国登録有形文化財として、施設の永続的な保存のため保存活用計画を策定しましたので、計画的に改修してまいります。

また、これまで各方面から提案のありました道の駅については、休憩機能や情報発信機能による道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や、地域振興に寄与する拠点施設として、その整備に向け道の駅基本構想を策定いたします。

次に、安全・安心充実プロジェクトですが、

重要課題である雪に対する不安を払拭するとともに、安全安心な暮らしの確保に向け取り組んでまいります。

冬期間の市民生活を確保するための道路の除排雪については、冬期間のオペレーター雇用による直営と委託の体制により、道路交通の安全確保に努めてまいります。さらに、除雪の運行状況をリアルタイムで確認できるGPSを利用した除雪管理システムを導入し、より迅速、適正な除雪作業により市民サービスの向上を図ります。また、雪寄せ場の確保のため、山形県内初となる市道、生活道路除雪における雪寄せ場の冬期間の固定資産税の減免制度を創設いたします。

雪総合対策としては、泉田二枚橋線の防雪柵設置と北本町南本町線の消雪道路、沖の町・中山町線の流雪溝の整備を継続してまいります。あわせて金沢地区への用水導入事業を継続し、最上川用水による安定水源の確保を図ります。また、町内会などの団体が実施する除排雪への支援として、「雪に強いまちづくり事業費補助金」と「生活道路の排雪事業費補助金」を継続いたします。

誰もが生き生きと暮らしていくためには、健康づくりが重要です。特定健診やがん検診の受診率の向上に向けた勧奨、健康意識の普及啓発に加え、健康づくりの実践を支援するための「健康マイレージ事業」に継続して取り組みます。また、30歳代の若い年代からの健康づくりを推進するため、若年者特定健診を新たに実施いたします。

運動を日常生活の一部と習慣づけるため、「ラジオ体操deプラス10運動」を推進します。夏期巡回ラジオ体操会、みんなの体操会を実施、健康づくりの機運を高めてまいります。

陸上競技場の改修を記念し、これまで実施してきた新庄ロードレース大会と、新庄いものこマラソン大会を統合し、幅広い年齢層の健康増

進と体力向上を図るため、誰もが気軽に参加できる新庄シティハーフマラソン大会を開催いたします。

高齢者福祉では、包括的支援を充実するため新たに認知症初期集中支援推進事業を実施し、専門職チームによる患者へのケアを充実させます。また、在宅医療・介護連携推進事業を実施し、在宅医療と介護の連携に向けた体制づくりに取り組みます。

障害者福祉では、障害者の社会参加と生活圏の拡大に向け、福祉タクシー券、給油券の助成対象を身体障害者手帳3級の一部にまで拡大いたします。また、地域生活支援策として、地域住民に対する障害者への理解を深めるための理解促進研修・啓発事業と、障害者の自立に向けた自発的な取り組みを支援する自発的活動支援事業を新たに実施いたします。

防犯対策の強化として、地域における防犯環境の向上と維持管理費の軽減を図るため、防犯灯LED化更新補助事業を引き続き実施いたします。また、犯罪や事件を未然に防止し、安全安心で住みよい地域社会の実現のため、街頭防犯カメラの整備を順次行ってまいります。

防災関係につきましては、平成28年度に整備しました同報系のデジタル防災行政無線の運用を開始し、住民の協力を得ながら、地域の防災に活用してまいります。

非常備消防の運営としては、消防団員の処遇改善策として防寒着を支給し、冬期の活動を安全で快適に行える装備の充実を図ります。また、小型動力ポンプと小型動力ポンプ積載車を計画的に更新してまいります。

ごみ減量化対策としては、障害者福祉施設と連携し、使用済み小型家電のリサイクルを推進する「しんじょうハートシール事業」を始めます。また、定住自立圏構想による新たな連携として、ごみ減量化対策推進計画を策定しました。計画に基づく事業として、ごみ減量化と障害者

の社会参加を目指した食品トレーリサイクルシステム、「新庄もがみ方式」などに取り組んでまいります。

ライフラインとなるインフラ整備についてですが、上水道事業においては安全安心な水道水の供給を図るため、老朽化した管路を更新してまいります。また、休場、市野々及び山屋地区の簡易水道事業については、平成30年4月を目標に上水道事業との統合に向けた準備を進めてまいります。

公共下水道事業においては、未整備の地区について計画的に污水管布設工事を進めるほか、浄化センターにおいては処理場改築更新工事を実施いたします。公営企業については、経営環境が厳しくなる中、みずからの経営・資産を正確に把握し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、公共下水道事業、農業集落排水事業、都市下水路事業について公営企業法適用業務を進めてまいります。

道路については、高速道路整備に伴う振りかえ路線となる角沢松本線の整備を進めるほか、今後急速に老朽化する道路施設を適切に維持補修するため、道路長寿命化事業として栄橋の橋梁補修や、市道宮内線の舗装補修などを行ってまいります。

住宅政策としては、既存住宅のストック健全化を推進するため、一般住宅向けの住宅リフォーム補助金、耐震改修補助金、木造住宅耐震診断士派遣を継続するとともに、市営住宅における計画的な改善を進め、東山団地の外壁等改修工事を行います。

また、近年増加している空き家の対策として、空き家バンクを初めとする空き家の利活用促進策と、危険空き家への対応を含めた包括的な方向性を定める空き家等対策計画を策定いたします。

住居表示実施区域において隣家との住居表示が同一住居番号となり、生活に不便が生じてい

る市民に対し、申し出による枝番号の付与により、重複付番の解消に努めてまいります。

交通政策としては、自家用車の普及や人口の減少に伴い、路線バスの利用者が減っており、民間の路線バスは縮小傾向にあります。今後、高齢化が進むにつれ増加が予想される交通弱者に対応し、現在の公共交通を維持しながら将来にわたり持続可能な公共交通システムを構築していくため、地域公共交通網形成計画を作成いたします。

目指すべき都市の将来像とその実現に向けた都市づくりや地域づくりの基本的な方針を示した都市マスタープランは、策定から20年が経過し、社会情勢や土地利用の形態が大きく変化していることから、その見直しを進めてまいります。

3番目の子育て・人づくりプロジェクトですが、将来を担う人材の育成はまちづくりの根幹をなすものであり、未来の新庄人を生み育て、ふるさとへの誇りが育まれるよう取り組んでまいります。

子育てしながら働くことができる環境の整備に向けては、育児休業の取得の推奨や、就学前児童を養育する女性の雇用など、子育てを応援する企業を対象にした「子育て応援企業支援事業」を継続して実施いたします。

また、待機児童の解消に向けた環境整備を行ってまいりましたが、このたび就学前の教育・保育ニーズに対応した認定こども園が新設されることになりました。私立幼稚園の1所が認定こども園に移行することにより、3歳未満児の定員が新設されるため、待機児童の解消につながる事が期待されます。

働きながら子育てをする保護者のニーズに対応するため実施している「緊急対応型ファミリーサポートセンター事業」に加え、家庭での子育てをサポートし、子育ての負担軽減を図る「基本型ファミリーサポートセンター事業」を

新たに実施いたします。

子育て支援の新たな取り組みとして、「ようこそ赤ちゃん子育て応援事業」を実施いたします。応援メッセージやギフトの贈呈により、子育て家庭を社会全体で応援する機運の醸成と、育児に寄り添う支援を行います。また、妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対し、総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターの設置準備を進めてまいります。

子育て家庭の負担軽減を図るため、高校3年生までの児童生徒がいる世帯の第3子以降の保育料と、中学3年生までの医療費の無償化を継続いたします。さらに、国の制度により、市民税非課税世帯に属する第2子の保育料についても無償化を実施いたします。

また、若者世帯の住宅取得に対する負担軽減を図り、定住促進をするため若者世帯住宅取得支援事業を新たに実施し、子育てや新婚、転入してきた若者世帯を支援してまいります。

若者世代の結婚前後の不安感を解消し、結婚や子育てに対する前向きな意識を醸成するため、「結婚・子育てポジティブキャンペーン事業」を新たに実施するとともに、結婚活動支援事業を継続し、未婚者に対するスキルアップセミナーや結婚を応援する方を対象としたセミナーを開催いたします。

小中学校では、発達障害などで特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応のため、個別学習指導員を増員し、生活及び学習の支援体制を充実してまいります。また、平成32年度に予定される小学校における英語の教科化等の方針を受け、さらなる英語教育の充実、国際理解教育の環境づくりを目指し、ALTを1名ふやし、4名での英語学習を展開してまいります。

平成28年度から義務教育学校となった萩野学園においては、小中一貫教育の実践研究を行います。他の中学校区においても、小中の連携や

交流を通して、中1ギャップと言われる問題などを解消し、学力向上、ふるさと学習の充実などを目的に、9年間で子供を育てる小中一貫教育を推進してまいります。

新たな義務教育学校として、明倫学区義務教育学校の建設を推進するため、基本構想に基づく基本設計や地質調査等を行います。義務教育学校の建設にあわせ、対象となる学区の児童が利用できる放課後児童クラブの一体的な整備を進めてまいります。

日新中学校においては、学校施設が老朽化してきたことに伴い、バリアフリーなどに配慮した大規模改修工事を実施いたします。

社会教育施設においては、各種県大会やイベントが開催されることから、利用者の利便性や安全性の確保のため、経年劣化の著しい市民文化会館の駐車場の改修を行います。また、市立図書館については、市民のニーズに応えるため、開館時間の延長及び変更を行い、市民サービスの向上を図ります。

損傷の激しい国指定史跡、新庄藩主戸沢家墓所については、保存活用計画を策定し、計画的に整備してまいります。

環境教育として、環境保全活動を推進する人材の育成を目的に、環境サミットや親子で参加する体験学習教室などを開催する環境保全促進事業を実施いたします。

通学者への修学支援として、卒業後の地元定着を期待し、ふるさと創生人材確保事業と若者定着奨学金返還支援事業による奨学金制度に引き続き取り組むとともに、看護学生については最上8市町村が連携し、最上地域に居住・就業した場合に奨学金の返還を免除する「看護師育成修学資金支援事業」を創設いたします。

これまで若者の定着を図り、地域で不足する看護師を地元で育成しようと、看護師養成機関の設置について検討してきました。今後は、設置運営主体の検討、教員の確保、建設地の選定

など、段階的に準備を進めてまいります。

これら3つの重点プロジェクトを推進するに当たり、引き続き協働によるまちづくりに取り組みます。

地域づくり支援事業では、住民主体の地域づくりを目指し、地域の課題を洗い出すための地域づくり支援モデル事業、地域課題の解決に向け実施する事業を支援する地域づくり推進交付金制度を継続し、地域住民が互いに支え合い、協力し合える地域コミュニティを再構築し、地域力の向上を図ります。また、さらに大きな単位にまとまり地域課題を解決できるよう、新たな地域組織「地域づくり協議会」の発足を目指して取り組みます。

協働による事業を推進するため、協働主体となり得る市民、団体等の協働に対する知識を深め、意識づけを図るとともに、協働事業の検証と協働主体との交流を深める機会を設け、効果的に実施してまいります。

5. 終わりに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に関しての基本的な考えと、主要事業について概要を申し上げました。

私は、これまで元気をテーマにまちづくりを進めてきました。これまで新庄のよさを市民の皆さんと一緒に掘り出してきたことにより、地域には元気があふれてきています。これからはその元気で、全ての人に優しいまちにしていきたいと思えます。

この元気と優しさがあふれるまちづくりを進めることで、新庄に住んでよかったと思われるまちとなり、若者が住み続けたい、帰ってきたいと思えるまちになり、誰もが住んでみたいと思わせるまちになると信じております。

平成29年度は、県立新庄病院の移転改築や看護師養成機関の設置準備、公共交通のあり方の検討など、市民生活に深くかかわる分野の事業がスタートする非常に重要な1年となります。重要課題は山積していますが、全力で挑戦し、

希望の持てるまちにしていきたいと考えております。

最後になりますが、まちは誰のものという初心を忘れず、市民第一主義を引き続き強く意識しながら、本市がさらに大きく羽ばたけるよう、職員一丸となり市政運営に取り組んでいく決意を表明し、平成29年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

清水清秋議長 どうも、御苦労さまでした。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時03分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

議案16件一括上程

清水清秋議長 日程第8議案第2号新庄市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定についてから、日程第23議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算までの議案16件を、会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号新庄市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定についてから、議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算までの議案16件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第2号新庄市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正を行う必要が生じたことによるものであり、主な改正点といたしましては、個人情報に係る定義の追加と、個人情報の取り扱いについての規定を改めるものです。

具体的には、個人の指紋データや被保険者証の記号番号、基礎年金番号などを新たに個人識別符号として定義し、これらが含まれる情報も個人情報に当たるとして、個人情報の定義を明確化するものです。

また、本人にとって不当な差別または偏見が生じないように、取り扱いに配慮を要する個人情報として、要配慮個人情報が定義されたことから、条例においても同様の改正を行うものです。あわせて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による、新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び新庄市個人情報保護条例の条文の整備を行うものであります。

本条例の施行期日は平成29年5月30日であります。

次に、議案第3号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

市営バスにつきましては、県立新庄病院を始発とし、土内線と芦沢線の2路線を運行しております。土内線の沿線である黒沢地区から要望があり、経路変更について検討してまいりましたが、沿線のほか地区への影響がないことから、平成29年4月1日より黒沢地区に新たにバス停留所を設置することとしました。それに伴い、使用料を定める地区の区間の名称が変更となることから、改正するものであります。

次に、議案第4号財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

行政財産の目的外使用に係る使用料について

は、地方自治法第225条において条例で定めるものとしております。このたびの改正内容としましては、この地方自治法の趣旨に基づき、本条例に行政財産の目的外使用に係る現行の取り扱いを踏まえながら、使用料の規定を定めるものであります。

なお、施行日については平成29年4月1日としております。

次に、議案第5号新庄市看護師等修学資金貸与条例の設定について御説明申し上げます。

看護師の人材確保については、全国的に困難な状況にあります。特に最上地域における人口10万人当たりの看護師数は全国平均を約100人下回っております。また、最上地域の進学状況では、毎年40名ほどの看護系進学者がおりますが、地元への就業者がとても少ない状況にあります。

進行する高齢化社会の中で、今後ますます不足することが予想される看護師につきまして、その修学を支援し、地元での看護師確保を図るため、最上8市町村で連携して修学資金を貸与する制度を立ち上げることといたしました。

本案件は、看護師等修学資金貸与制度に係る条例を新設するものであります。

具体的な内容といたしましては、本市の出身者で看護師養成機関に在学している者に、修学資金として無利子で月額5万円を貸与いたします。卒業後、最上地域に居住し、かつ看護師として就業した場合、その返還を全額免除するものであります。

施行日は平成29年4月1日であります。

次に、議案第6号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新庄市立図書館の開館時間の延長及び変更を行うために必要な改正を行うものであります。

市立図書館の開館時間につきましては、かね

てから利用時間の延長の要望があり、県内他市の状況や本市の利用状況等を鑑み、指定管理者と検討を重ねてまいりました。その結果を踏まえ、平日につきましては現在の午前10時から午後6時までの開館時間を2時間延長し、午前9時から午後7時までとするものです。

また、土日、祝日につきましては、県内他市の大半が開館時間を平日より短く設定していることや、夕方の利用が比較的少ないことを総合的に勘案し、閉館時間を1時間繰り上げ、午後5時に変更するものであります。

施行日は平成29年4月1日であります。

次に、議案第7号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新庄市相撲場及び山屋セミナーハウスの調理実習室を廃止するために必要な改正を行うものであります。

相撲場につきましては、昭和56年に竣工し、以来地域の相撲競技を支えてきておりましたが、平成16年度以降は使用された日が2日間だけであり、平成22年度以降は全く使用されていない状況であります。屋外施設であるため老朽化が激しく、今後の利用も見込まれないため、地区の競技団体とも協議を行い、廃止もやむを得ないと判断したものです。

また、山屋セミナーハウスの調理実習室につきましては、旧山屋小学校において理科室と家庭科室として使用していた2階の1室を、そのまま調理実習室として設置しております。

料理教室などは多目的ホールと脇の厨房を利用して行われている状況であり、平成23年10月に開設してから1日しか利用がないため、調理実習室を廃止し、手狭になっているリネン室や倉庫として活用したいと考えております。

施行日は平成29年4月1日であります。

次に、議案第8号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設

定について御説明申し上げます。

本案は、新庄市屋内ゲートボール場を廃止するため提案するものであります。

屋内ゲートボール場につきましては、昨年3月に指定管理者であった新庄市ゲートボール協会から指定管理業務を継続することが困難となったとの申し出があり、指定管理者の指定を取り消した上で、4月から施設の供用を休止しておりました。

ゲートボール競技の現状などから、ゲートボール競技専用施設として施設を存続する必要性がなくなったものと判断し、屋内ゲートボール場の廃止について御提案申し上げます。

なお、今後の利活用につきましては、当面防災用倉庫などの使用を検討しております。

次に、議案第18号から議案第26号までの一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の平成29年度当初予算について御説明申し上げます。

国は、国の施策に歩調を合わせ、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生、施設等の適正管理等に取り組むための一般財源総額を確保するとしております。

本市においては、老朽化する施設の改修費用、少子高齢化による社会保障費の増大に取り組んでいかなければならない大きな課題が山積しており、歳出の増加以上の一般財源の伸びは見込めないという厳しい状況での予算編成となりましたが、まちづくり総合計画に基づく事業を着実に推進し、また新庄市総合戦略における数値目標を達成するためにも、実効性のある効果的な事業を見きわめ、ふるさと創生に向け積極的に取り組むことを方針の根幹に据えて、平成29年度の当初予算を編成いたしました。

その結果、一般会計の予算総額は157億6,300万円となり、28年度と比較しますと4億9,100万円、率にして3%の減となりました。

主な事業内容といたしましては、若者の地元

定着を図るとともに、医療・福祉分野で人材不足が深刻化している看護師を確保するため、看護師養成機関の設置、開設を進める看護師養成機関開設準備事業、子ども・子育て支援関連事業として、安心して子育てができる環境づくりや、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うためのさまざまな事業の実施、沖の町中山町線ほか流雪溝整備、金沢地区ほか流雪溝用水導入事業などを初めとした雪総合対策事業、明倫学区義務教育学校の建設を推進するための義務教育学校建設事業など、安心して暮らせる住みよい地域社会をつくっていくことを基本としたものでございます。

以上、当初予算編成の概要について御説明申し上げますが、一般会計の詳細及び7特別会計については財政課長から、水道事業会計については上下水道課長から説明させますので、御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

小野 享財政課長 それでは、議案第18号から議案第25号まで御説明申し上げます。

平成29年度新庄市一般会計及び特別会計予算書をお開きいただきたいと思います。1ページをお開きください。

議案第18号平成29年度新庄市一般会計予算でございますが、予算総額、歳入歳出それぞれ157億6,300万円となります。

第3条の一時借入金、第4条の流用につきましては、昨年と同様の内容としております。

第2条地方債について御説明いたします。7ページをお開きください。

第2表地方債につきましては、県営土地改良事業負担債を初めとします9件でございます。総額6億4,300万円、昨年に比べますと9億1,640万円の減額となっております。

歳入の主なものについて御説明いたします。

11ページをお開きください。

1款市税でございますが、個人市民税が昨年に比べ3,742万1,000円の増額、法人市民税3,866万4,000円の増額を見込んでおります。これらによりまして、1款全体の合計額につきましては44億2,002万円となりまして、前年に比べ6,748万2,000円の増額を見込んでいるところでございます。

16ページをお開きください。

10款地方交付税でございます。普通交付税におきましては、起債の交付税措置の減額が見込まれるということでございますので、前年比9,000万円減額、合わせて41億7,000万円の予算としております。

19ページをお開きいただきたいと思いますが、19ページ下段からは14款国庫支出金ということで、全体的に民生費関連の負担金補助金が増額しているところでございますが、そのうち21ページになりますが、中段の2項5目土木費国庫補助金、全体で9,452万円の減額という状況でございます。

これにつきましては、市営住宅改修事業が国の補正予算措置によりまして、28年度予算に前倒しになったことから、全体での減額ということになりました。

続きまして、22ページ、15款県支出金でございます。

これにつきましても、民生費の県負担金補助金において、国庫支出金と同様に民生費関係の増額傾向となっておりますが、全体としては総務費委託金のうち選挙委託金が今回の選挙の状況によりまして、3,500万円ほど減額しておりますので、全体では前年に比べ減額となったというところでございます。

26ページをお開きください。

下段の17款寄附金でございます。ふるさと納税寄附金を10億円見込んでおります。昨年に比べ10億円の増額となっております。

続く18款繰入金のうち2項基金繰入金がございますが、財政調整基金より1億2,000万円、まちづくり応援基金より1億5,000万円の繰り入れを見込み、計上しております。

28ページに入ります。

20款諸収入でございますが、款全体で2億2,000万円ほど減額となっております。これにつきましては、まず3項貸付金元利収入において、産業立地促進資金融資制度の預託金の元金収入がございますが、これが前年に比べ8,800万円ほど減額していること、それから4項雑入におきまして、29ページの最上段になりますが、スポーツ振興くじ助成金が昨年に比べ1億2,600万円減額したことによる全体としての減額ということになっております。

最後に、29ページの21款市債につきましては、総額6億4,300万円ということで、第2表の地方債に基づく予算編成としております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

31ページをお開きください。

31ページ、2款総務費1項1目総務費一般管理費に職員給与費等を計上しておりますが、2款以外も含めました一般会計全体におきます、いわゆる性質分類上の人件費につきましては、昨年比598万円の微増という状況にとどまっております。

34ページをお開きください。

6目財産管理事業費、このうち下段になりますが、工事請負費3,884万7,000円がございます。これにつきましては、本庁舎耐震化改修事業に伴う課編成に向けました上下水道庁舎の改修工事を見込んでおります。

続きまして、35ページからの7目企画費でございます。ここには企画調整事業費中に、定住促進に取り組む新たな事業を盛り込んでおりまして、事業名の記載はございませんが、結婚・子育てポジティブキャンペーン事業、それから

看護師養成機関開設準備事業に関連しますそれぞれの経費を盛り込んでおります。

続きまして、36ページをお開きください。

この中段に、若者世帯住宅取得助成金としまして、支援事業費2,000万円を新規計上しております。

続くふるさと納税事業につきましては、10億1万1,000円を計上しております。返礼品、広告費等の事業評価に向けた予算配置をしております。

40ページをお開きください。

12目市営バス費でございますが、新規事業としまして、地域公共交通網形成計画策定事業917万4,000円を計上しております。公共交通網の活性化と再構築を目指すものでございます。

3款民生費でございますが、48ページをお開きいただきたいと思っております。

1項1目の下段になりますが、社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計の繰出金でございます。今年度につきましては、2億9,329万2,000円を見込んでおります。

50ページをお開きいただきたいと思っております。

4目障害者自立支援費でございますが、このうち障害者自立支援給付事業費の中の介護給付費・訓練等給付費がございます。8億4,358万5,000円と見込んでおまして、昨年と比べ6,600万円ほどの伸びを見せているという状況でございます。

それから52ページをお開きいただきたいと思っております。

52ページの6目介護保険費でございますが、介護保険事業への特別会計の繰出金4億9,922万3,000円を計上しております。

54ページをお開きください。

児童福祉費でございます。今年度も子育て支援を拡充しておりますが、特に委託料、給付費関係について、54ページの中段に民間立保育所保育実施業務委託料3億7,827万9,000円を計上

しております。

さらに、民間立保育所5所に委託する経費として計上しておりますが、下段の地域型保育給付費1億5,251万3,000円がございますが、これにつきましては小規模保育施設5施設への負担金としております。

また、その1行上に施設型給付費2億7,151万7,000円がございますが、これにつきましては認定こども園移行を見込みまして、昨年と比べ1億円を超える増額をしているところでございます。

同じページになりますが、中間のファミリーサポートセンター事業委託料456万円を計上しておりますが、現行の緊急対応型に基本型を加えまして施策を拡充するというところでございます。

58ページをお開きください。

4款衛生費でございますが、58ページ下段になりますが、1項1目保健衛生総務費の母子保健事業費の中に、新規事業のようこそ赤ちゃん安心子育て応援事業に係ります経費を盛り込んでおります。

ほか60ページの下段になりますが、4目健康推進費がございます。この中の健康増進事業の中に、前年度に引き続きかむてん健康マイレージ事業の経費を盛り込んだところでございます。

63ページをお開きください。

清掃費2項1目清掃総務費の中にし尿浄化槽事業費がございますが、ここに合併処理浄化槽設置整備事業費補助金1,991万9,000円、それから浄化槽整備促進事業費補助金662万円を盛り込んでおまして、今年度も環境衛生の向上に取り組みたいと考えております。

続く2目の塵芥処理費でございますが、昨年と比べ1億1,737万3,000円の大幅な減額計上となっております。これにつきましては、最上広域事務組合の分担金の減額によるものということでございます。

67ページをお開きください。

6款農林水産業費でございますが、前年度に引き続き、補助事業を効果的に活用しました施策の展開を積極的に行うということでございます。

同じ67ページの下段になりますが、1項3目農業振興費の担い手総合支援対策事業費に9,372万円を計上しております。農地集積と新規就農者の支援に取り組むほか、次の68ページの中段をごらんいただきたいと思いますが、6次産業化推進事業費でございます。新たに元気な6次産業化ステップアップ支援事業費補助金400万円を計上しております。

そして71ページになりますが、上段のほうになります。6目水田農業対策費の中の水田農業経営確立対策事業費の中に、いわゆる新規事業として元気な集落営農創生事業費補助金500万円を盛り込みました。大豆やソバ、飼料作物の転作田に簡易な排水対策を行う集落営農組織に補助を行い、農家所得の向上を目指すというものでございます。

74ページをお開きください。

7款商工費でございますが、1項2目商工振興費の中小企業振興対策費中に、前年度に引き続きまして企業力強化支援に向けました商談会等出展支援、それから新製品開発支援などの補助金を計上しております。

また、工業振興対策事業費がございますが、この中に基盤産業強化、地元定着型キャリア教育推進に向けまして、基盤産業強化アドバイザー派遣事業費、学生向け企業見学バスツアー開催負担金などを盛り込んだところでございます。

次のページ、75ページ中段でございます新規事業でございますが、新庄市イメージキャラクターブランディング事業340万5,000円を計上しております。これにつきましては、キャラクターと地域おこし協力隊を活用しまして、イメージアップ戦略に取り組むものでございます。

続く3目観光費でございますが、これについては76ページをお開きください。

中段に新庄まつり実行委員会負担金3,150万3,000円がございます。これにつきましては、ユネスコ無形文化遺産の登録記念事業としまして、本まつりのスタンド席の無料開放、それから首都圏への山車3台の派遣経費を盛り込んでおります。そのほかラッピングトラック、多言語パンフレットの作成など、新たな段階でのまつりPRを展開するということで、誘客拡大を図っていきたくと考えております。

次の77ページ中段になりますが、物産振興対策事業費の中の物産振興会議負担金300万円の中には、ふるさと応援隊に係る経費を継続して盛り込んでおりまして、物産の振興を通じた交流人口の拡大を目指したいと考えております。

次の78ページでございます。中段に都市×田舎交流促進事業費がございます。これにつきましても、地域おこし協力隊を活用した農村に交流ビジネスを生み出すための経費を盛り込んだところでございます。

4目の企業誘致費でございますが、79ページの中段といたしますか、最後のところになりますが、企業立地等雇用促進奨励金1,300万円を計上しているところでございます。企業誘致と地元の雇用創出につなげていきたいと考えております。

8款土木費でございます。82ページをお開きください。

2項2目道路維持費でございますが、道路長寿命化事業費を増額しております。これにより道路施設の計画的な補修工事を行いたいと考えております。

83ページに入りまして、4項1目都市計画総務費の総務管理費でございます。新規事業として都市マスタープランの見直し業務委託料636万1,000円、それから道の駅基本構想に向けました策定業務委託料388万8,000円を計上してお

ります。

住宅リフォーム支援事業費補助金4,030万円については継続計上ということでございます。

84ページをお開きください。

4目公共下水道費の公共下水道事業特別会計への繰出金でございますが、29年度は4億729万円を計上しております。

86ページをお開きいただきたいと思っております。

ページの下段になりますが、6項1目除排雪費の中で、除排雪業務委託料と借上料につきましては合わせて2億9,000万円を計上しております。さらに、1行上にごございます新規事業の除雪管理システム導入業務委託料1,660万円につきましては、GPSを活用した効率的な除雪体制の構築を図るものでございます。続く2目の雪総合対策費には、継続事業としまして流雪溝整備事業、消雪整備事業に総額1億8,517万2,000円を盛り込んでおりまして、雪に強いまちづくりを目指したいと考えております。

90ページをお開きください。

9款消防費でございます。

このうち3目消防施設費の消防施設整備事業費に自動車購入費として1,277万6,000円を盛り込んでおりますが、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの継続した更新を行うものでございます。

10款教育費でございますが、続く91ページ、1項2目事務局運営事業費、中段にごございます。看護師育成修学資金120万円でございます。これを新たな修学支援事業として計上しております。

93ページをお開きください。

93ページの下段に3目教育指導費中、児童生徒個別支援事業費に、新たに特別支援教育指導員として3名を増員配置いたします。これにより個別指導員も含めまして23名を各学校に配置するほか、続く国際理解教育推進事業費に語学指導員を前年に引き続き1名増員いたしました。

これで4名を配置する経費を盛り込んだということでございます。

100ページをお開きください。

下段の4項4目学校建設費に、新たに義務教育学校建設事業費を設定しております。これに基づきまして、明倫学区の義務教育学校建設に係る経費7,061万3,000円を計上しておりますが、基本設計及び地質調査の経費としております。

社会教育費でございますが、103ページをお開きください。

5項4目図書館費でございますが、開館時間延長を想定しました指定管理の委託料を増額いたしまして、続く5目の市民文化会館費につきましては工事請負費2,221万3,000円を計上しておりますが、駐車場舗装の全面改修を見込んでおります。

次の104ページでございます。

6目文化財保護管理事業費でございますが、これにつきましては文化財保護の新たな強化対策を図るということで、まず嘱託職員報酬に文化財の保全調査、発掘などを行う専任調査員1名を新たに配置いたします。

それから、中段に新庄藩主戸沢家墓所の保存活用計画に係る経費224万7,000円を計上してございますが、計画的な保存管理の一環としまして、平成29年度は4号棟の保存修理工事を見込んでおります。

107ページをお開きください。

11目社会体育費でございますが、下段に新規事業として、夏に開催予定の全国高等学校総合体育大会バドミントン競技に係ります開催地負担金1,022万4,000円を計上しております。

そして、最下段から108ページにかけて、新庄シティハーフマラソンの開催に係る実行委員会負担金720万円を計上したところでございます。

12目の体育施設費の下段になりますが、工事請負費793万8,000円がございまして、これにつ

きましては市民球場人工芝の改修に係る経費となります。

109ページの12款公債費につきましては、14億1,274万2,000円となりまして、前年度比1,143万1,000円、0.8%の減額となっております。

続きまして、特別会計の説明に入らせていただきます。

127ページをお開きください。

議案第19号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計の予算額は、45億4,030万6,000円となります。

予算編成の概要につきましては、歳出、まず142ページをお開きください。

下段に2款保険給付費がございますが、全体で1億9,000万円ほどの伸びを見込んでおります。これに対し、歳入において138ページ下段をお開きいただきたいと思いますが、9款繰入金に保険給付基金からの繰入金1億円を計上いたしまして、予算編成したというところでございます。

続きまして、151ページをお開きください。

議案第20号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算でございます。

総額は608万3,000円でございます。

歳入歳出の編成内容は、ほぼ前年と同様というところでございます。

157ページをお開きください。

議案第21号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計予算でございます。

歳入歳出それぞれ14億9,102万8,000円でございます。

編成の概要につきまして、まず歳出の167ページをお開きください。

2款1項2目施設建設費でございますが、処理場建設事業費が処理場の長寿命化事業の実施を行いますので、昨年比2億円ほど増加したということございまして、これにあわせまして

歳入における国庫負担金、市債を増額しているところでございます。

177ページをお開きください。

議案第22号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算でございます。

予算総額7,929万1,000円となりまして、歳入歳出予算編成内容につきましては、ほぼ前年と同様となっております。

185ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第23号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算でございます。

予算総額を3,924万2,000円としまして、前年に比べまして1,203万3,000円、率にして44.2%の増としております。これにつきましては、水道事業への統合を図る経費を盛り込んだということによりまして、財源として187ページをお開きいただきたいと思っておりますが、第2表地方債におきまして営農飲雑用水事業債1,160万円の借り入れを見込んでおります。

これに対しまして192ページの歳出でございしますが、この中に上水道事業変更認可申請書作成負担金1,161万円を計上し、統合を図りたいと考えております。

195ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第24号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計予算でございます。

予算総額を37億2,508万4,000円としまして、前年度に比べまして4,127万3,000円の減額、率にして1.1%の減となっております。

これにつきましては、介護保険法の改正を受けまして、29年度から市独自の地域支援事業を導入することによりまして、今までの要支援者を対象としました訪問介護、通所介護サービスが、この地域支援事業に移行するというこのためでございます。

歳出209ページをお開きください。

具体的に申しますと、中段からの2款保険給付費がございますが、このうち1目の居宅介護

サービス給付費及びこれに係る関連給付費がそれぞれ減額となっております。

214ページをお開きください。

これにかわりまして、4款に地域支援事業費がございます。ここにおきまして1目介護予防・生活支援サービス事業費を初めとしまして、関連事業、新たな地域支援事業に係る経費を新設しております。これによりまして、効果的な予防給付事業に取り組みたいと考えております。

最後に221ページでございます。

議案第25号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、総額3億9,742万円となります。編成内容につきましては、ほぼ昨年と同様の内容となっております。

以上で、平成29年度の一般会計及び特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御決決くださいますようよろしくお願いいたします。

清水清秋議長 上下水道課長松坂聡士君。

(松坂聡士上下水道課長登壇)

松坂聡士上下水道課長 それでは、続きまして議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。お手元の予算書の1ページでございます。

第1条平成29年度新庄市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条業務の予定量は次のとおりといたします。1、給水件数1万3,886件、2、年間総給水量374万8,131立方メートル、3、1日平均給水量1万269立方メートル。4、主な事業として建設改良事業費が4億421万9,000円でございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款水道事業収益は11億2,076万2,000円を見込んでおります。前年度より1,538万5,000円の増となっております。

続きまして、支出第1款水道事業費用は10億

8,737万6,000円を見込んでおります。前年度当初予算比1,675万6,000円の増といたしてございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

第4条資本的収入及び支出の予算額でございますが、収入の第1款資本的収入は1億2,094万1,000円で、前年度比5,027万2,000円の減といたします。

続きまして、支出の第1款資本的支出は6億3,363万3,000円で、前年度比6,560万3,000円の減としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億1,269万2,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してまいりたいと考えてございます。

続きまして、第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間といたします。

第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして1、職員給与費6,016万8,000円、2、交際費1万円といたします。

第7条他会計からの補助金として、高料金対策等のため一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額は、2,452万6,000円といたします。

第8条たな卸資産の購入限度額を300万円といたします。

次に、予算実施計画について御説明申し上げます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、収益的収入及び支出の関係でございますが、第1款第1項営業収益は9億3,963万7,000円で、内容といたしましては、給水収益その他の営業収益でございます。

第2項営業外収益は1億8,112万3,000円で、内容といたしましては、他会計補助金、負担金雑収益等でございます。

続きまして、4ページから7ページでございます。支出でございます。

第1款第1項営業費用は10億1,240万8,000円で、内容といたしましては原水及び浄水費、配水及び給水費、業務及び総係費等でございます。

7ページ、第2項営業外費用は7,153万7,000円で、内容といたしましては支払利息、繰延勘定償却等でございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。8ページの資本的収入及び支出についての御説明でございます。

収入の第1款第1項工事負担金は686万4,000円、内容といたしましては泉田道路関連工事の負担金でございます。

第2項の補助金につきましては8,867万円で、内容といたしましては生活基盤施設耐震化等事業を実施します老朽管更新及び水道管路緊急改善事業の国庫補助金でございます。

第3項出資金は、2,540万6,000円を見込んでおります。これは統合水道償還元金出資金でございます。

続きまして、8ページ、9ページの支出はございません。第1款第1項建設改良費は4億421万9,000円で、内容といたしましては工事費等でございます。

第2項の企業債償還金につきましては、2億2,941万3,000円でございます。

なお、10ページには1会計基準のキャッシュイン、キャッシュアウトを把握するため、平成29年度の会計予定キャッシュ・フロー計算書を記載してございます。

続きまして、11ページから13ページには給与費明細書、14ページ、15ページにつきましては29年度の予定貸借対照表を記載してございます。

16ページ、17ページには平成28年度予定貸借対照表、18ページには平成28年度予定損益計算書、19ページ、会計方針を記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、平成29年度新庄市水道事業会計予算案について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

清水清秋議長 これより、ただいま説明のありました議案16件のうち、平成29年度予算9件を除いた議案7件について一括して総括質疑を行います。何か質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 議案第2号について伺います。

個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定についてですが、ここで提案の理由の中で行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律云々と書いてありますが、行政から個人を識別するための番号を、個人にさまざまな場面で求める場面が出てきておりますが、それについては個人の情報が流出するのは困るし、忘れてしまったとか、そういうこともあるしということで、個人的な理由で出さないと、書きませんという方が出ると思いますが、そういう方が出ても罰則はないというふうに受け取っておりますが、それでよろしいのか、お願いします。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 この条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する規定の法改正が今後ございますけれども、それにあわせて改正ということで番号法に特化した改正ではございませんので、この場では省略させていただきたいというふうに思います。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 別のことでお聞きしますが、差別偏見ということで要配慮個人情報が出たということが市長の説明の中でありました。そこで、今男性の性で生まれても実は心は女性

だったとか、そういう個人的な問題で、男性か女性か丸をつける場合に違和感を感じる方が出ていることが認識されているように思います。

そういう中で、行政機関で男性か女性かというふうに丸をつけさせられる場面がありますが、個人の配慮を要する情報でもありますので、男女記載をやめるという自治体も出ております。そのことについてどうお考えか、お願いします。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 例えば、個人情報の開示請求があった場合に、その情報を開示できるかというところの部分になってくるかと思えますけれども、要配慮事項として、例えば身体障害でありますとか知的障害、それから医師等により行われた健康診断の結果、あるいは本人の人種等を規定するというところで、行政手続の中で男性であるとか女性であるとかという規定の内容とはなっていないので、この部分についてもこの条例の改正とは直接関係ないというところがございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第24 予算特別委員会の設置

清水清秋議長 日程第24予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第18号平成29年度新庄市一般会計予算から議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算までの平成29年度の各予算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思えます。これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

予算特別委員会委員の選任

清水清秋議長 これより、ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集方よろしくお願いたします。

日程第25 議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

清水清秋議長 日程第25議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案・請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

平成29年3月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
予算特別委員会 議案（9件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第18号平成29年度新庄市一般会計予算 ○議案第19号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算 ○議案第20号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算 ○議案第21号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計予算 ○議案第22号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算 ○議案第23号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算 ○議案第24号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計予算 ○議案第25号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算 ○議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算
総務文教常任委員会 議案（7件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第2号新庄市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定について ○議案第3号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第4号財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第5号新庄市看護師等修学資金貸与条例の設定について ○議案第6号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第7号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第8号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について
産業厚生常任委員会 請願（1件）	○請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

議案9件一括上程

午前11時53分 休憩
午後 1時00分 開議

清水清秋議長 日程第26議案第9号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第6号）から日程第34議案第17号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算9件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号平成28年度新庄市一般会計補正予算(第6号)から議案第17号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)までの補正予算9件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第9号から議案第17号までの平成28年度一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第9号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ6億6,704万1,000円を追加し、補正後の予算総額を181億6,866万2,000円とするものであります。

主な補正内容について御説明申し上げます。

歳入についてであります。市税は個人市民税、法人市民税や固定資産税の伸びにより、市税全体で約1億円の増額補正を計上しています。

14款国庫支出金及び21款市債には、日新中学校大規模改修事業に係る予算を盛り込み、17款寄附金では、ふるさと納税寄附金をさらに増額補正しております。

歳出につきましては、2款に今後の市有施設改修費増加に対応するため、市有施設整備基金への積立金を、3款には子ども・子育て支援新制度事業及び生活保護事業に係る経費を、また8款土木費には道路の除排雪経費1億2,000万円ほどの増額を盛り込み、10款には国の補正予算に呼応した日新中学校大規模改修事業を計上しております。

新年度の事業展開への円滑な移行のためにも、適切な対応を要する補正内容を組ませていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、33ページからの特別会計であり

ますが、議案第10号国民健康保険事業特別会計補正予算から、議案第16号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの7特別会計補正予算及び議案第17号水道事業会計補正予算につきましても、今年度のおのこの事業の総括などを図るために、必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させますので、御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

小野 享財政課長 それでは、私から議案第9号から議案第16号まで御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

議案第9号一般会計補正予算(第6号)でございます。歳入歳出6億6,704万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額を181億6,866万2,000円とするものでございます。

2ページから5ページまで、第1表歳入歳出予算補正としまして、各款各項の補正予算額を掲載しております。

6ページをお開きください。

上段の第2表債務負担行為補正でございますが、さきの全員協議会で御説明いたしました新庄農業水利事業の農家負担軽減対策助成金に係ります負担の平準化と限度額の軽減を図るため、変更後のとおり期間を平成33年度まで、限度額を16億4,536万9,000円と改めるものでございます。

第3表地方債補正でございますが、変更のうち7ページになりますが、中段の学校教育施設改修事業債4億2,070万円を増額しております。これにつきましては、国の補正措置に呼応しました日新中学校大規模改修事業の財源とするものでございます。

このほかにつきましては、事業の確定による

変更と、下段の廃止も含めまして、地方交付税措置の見込めない起債につきましては減額するものとしております。

10ページからの歳入を御説明いたします。

初めに、1款市税でございます。当初予算から初めての補正ということになりますが、総額1億43万8,000円の増額を見込んでおります。

1項の市民税の個人分につきましては4,216万円、法人分につきましては3,860万1,000円の増額ということでございます。

続く2項固定資産税も2,040万3,000円の増額を見込んだところでございます。

11ページからの14款国庫支出金につきましては、事業費の確定等に伴います負担金、補助金の増額を計上したところでございます。

12ページに移りまして、中段2項6目教育費国庫補助金になりますが、その中に学校施設環境改善交付金9,042万5,000円がございますが、これにつきましては日新中学校大規模改修事業に対する交付金の新規計上でございます。

下段からの15款県支出金におきましても、事業費の確定等による増減を計上したところでございます。

14ページでございますが、17款寄附金でございます。1項2目ふるさと納税寄附金でございます。これまでたびたび補正を行っておりますが、このたびもさらに6,000万円の増額補正をしたところでございます。

最後に15ページでございますが、21款市債につきましては、第2表地方債補正に伴う補正を行っております。

続きまして、17ページからの歳出について御説明いたします。

まず各款を通しまして、事業費の確定等による補正を主なものとしております。

そして、まず17ページ、2款総務費でございます。1項4目財産管理費でございますが、今後の改修費等の増加に対応するため、市有施設

整備基金への積立金2億4,000万円を盛り込んでおります。

それから、19ページをお開きいただきたいと思いますが、19ページからの3款民生費1項1目社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計への繰出金1,679万9,000円がございますが、これにつきましては保険基盤安定制度などへの繰り出しによるものでございます。

続く20ページをお開きください。

20ページ2項1目児童福祉総務費におきましては、一番下段になりますが、子ども・子育て支援新制度事業費5,924万6,000円を計上しております。これにつきましては、保育士の処遇改善のための公定価格改定等がございまして、これに伴う経費の増額補正としております。

21ページに移りまして下段になりますが、生活扶助費の増額がございます。これにつきましては、医療扶助の増額に対応しているものでございます。

26ページをお開きください。

上段の7款商工費でございます。1項4目企業誘致費に、中核工業団地進出企業に対します用地取得助成金6,000万円を計上しております。

8款土木費でございますが、28ページをお開きください。28ページ上段、6項1目除排雪費でございますが、道路の除排雪業務費に1億2,000万円を増額しております。

29ページからの10款教育費におきましては、全体として学校及び社会施設費全体におきまして、各施設の利用者の利便性、安全性に配慮した修繕料を盛り込んでおります。

30ページをお開きいただきたいと思っております。

3項中学校費でございます。日新中学校大規模改修に係ります工事請負費として5億2,110万8,000円を計上しております。

このたびの国の二次補正に呼応した事業でございますが、29年度への繰り越し事業として、歳入もあわせて繰越明許費として予算化を見込

んでいるところでございます。

以上が一般会計の説明となります。

33ページをお開きください。

特別会計でございます。

議案第10号国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ2億695万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を47億5,021万9,000円とするものでございます。

38ページからの歳入をごらんいただきたいと思えます。国民健康保険税全体で4,686万9,000円を増額しておりまして、続く39ページからの3款から7款まで、これにつきましては交付決定等に基づく補正を計上いたしております。

42ページをお開きください。

歳出におきまして、2款保険給付費について増額補正しておりますし、続く44ページをお開きいただきたいと思えますが、9款財産費におきまして、国民健康保険給付基金に5,000万円を積み立ていたしまして、次年度以降の事業の安定を図るものとしております。

45ページでございます。

議案第11号交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ173万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を811万1,000円とするものでございます。

歳出の見舞金支出の増加に対応した補正としております。

49ページをお開きください。

議案第12号公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,387万3,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を12億6,786万4,000円とするものでございます。

歳出におけます事業の確定等による補正を行っているところでございます。

57ページをお開きください。

議案第13号農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8,329万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容につきましては、施設の除排雪業務委託料等の増加に対応した補正を行っております。

61ページでございます。

議案第14号営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出それぞれ6万8,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を2,806万8,000円とするものでございますが、使用料収入の増額に伴いまして一般会計からの繰り入れを減額したところでございます。

65ページをお開きください。

議案第15号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出それぞれ3,122万3,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を37億7,849万1,000円とするものでございます。

中身としましては事業費の確定や精査に伴った補正等になりますが、73ページをお開きいただきたいと思えます。73ページ中段の5款基金積立金でございます。介護保険給付費準備基金の積立金として6,971万3,000円の増額を補正しております。

75ページをお開きください。

議案第16号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出それぞれ556万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を4億954万2,000円とするものでございます。

後期高齢者広域連合への納付金の増額を主な補正内容としております。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

清水清秋議長 上下水道課長松坂聡士君。

(松坂聡士上下水道課長登壇)

松坂聡士上下水道課長 続きまして、議案第17号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんいただきたいと思ひます。

第1条平成28年度新庄市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

第2条平成28年度新庄市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正いたします。

収入の第1款水道事業収益の既決予定額11億1,037万7,000円を、補正予定額3,008万2,000円を減額しまして、10億8,029万5,000円といたします。

内容につきましては、第1項営業収益は給水収益の減額であります。給水人口の減少及び節水志向の高まりにより、有収水量が減少傾向にあるため減額するものでございます。

第2項営業外収益は、他会計補助金の減額でございます。地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費が確定したことによるものでございます。

支出の第1款水道事業費用の既決予定額10億7,209万2,000円を補正予定額15万7,000円増額し、10億7,224万9,000円といたします。これは新庄市一般職の職員の給与改定に準ずる水道企業職員の給与改定に伴う共済組合負担金の増額によるものでございます。

続きまして、2ページをお開き願ひたいと思ひます。

第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入の第1款資本的収入の既決予定額1億

7,121万3,000円を、補正予定額4,551万4,000円減額しまして、1億2,569万9,000円といたします。

内容につきましては、第1項補助金及び第2項出資金は、補助金の減額変更並びに工事の内容の精査によるものでございます。

支出の第1款資本的支出の既決予定額7億14万3,000円を、補正予定額1億7,340万5,000円を減額しまして、5億2,673万8,000円といたします。

内容につきましては、第1項建設改良費は補助金の減額変更及び工事内容の精査によるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億103万9,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

次に、第4条議会の議決を経なければ流用することができない経費としての職員給与費について、既決予定額5,926万1,000円を補正予定額16万9,000円増額し、5,943万円に改めるものでございます。

なお、次の3ページ、4ページにつきましては、補正予算の実施計画を記載してございます。

以上、平成28年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算9件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第17号までの補正予算9件については、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました平成28

年度補正予算計9件の審議に入ります。

日程第26議案第9号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第6号）

清水清秋議長 初めに、日程第26議案第9号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第6号）について質疑ありませんか。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） 私のほうから1点、補正予算書28ページ、9款消防費1の2非常備消防費というところで、地方債補正の1億1,100万が減となっておりますが、これは防災無線の設備事業に係る経費が思ったより安くできたというふうに捉えておりますが、防災無線の整備というところで、当初予算の説明の際、今年度の主要事業にもなっております。

土砂災害を想定したというところで、今期20基、記憶が正しければ整備したと思われませんが、事業費を随分見込まれていたのがこのような1億近い経費が残った理由などを教えていただければ。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 入札結果による請差でございますので、工事費につきましては65.89%の請負でございました。設計監理料につきましても53.5%の請負でございますので、この金額が残ったということでございます。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） 先ほどの繰り返しになりますが、土砂災害に対応したというところの説明を頂戴しましたが、今年度中、例えばうち

の町内会の周辺でも、土砂災害ではないんですが、防災無線を整備してほしいという要望はなかったのでしょうか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 28年度の整備につきましては、まず急がなくてはいけない土砂災害地域及び特別地域を整備させていただきました。14地区、20本の整備をしたところでございますが、まだ運用開始してないわけですけれども、消防団がある地域とか、あとは今年度熊とかイノシシの出没が多くありましたので、そういう地域からは、いつ私のところにつけるのだろうというような御意見をいただいたのは確かでございます。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） 若干補正予算の審議とはかけ離れ、これは議長の格段のお許しをいただいで発言したいのですが、1基当たり防災無線の守備範囲が300メートルほどとお伺いすると、新庄市の中で防災無線を満遍なく整備する必要がやはり今あるのではないかと。

例えば、今課長の答弁ですと、獣害、熊とかそのようなものと。その中で財源も今年度の土砂災害を想定した20基の整備とはまた違った目的を設定し直すにしろ、市民の防災意識を醸成するという観点から、もう少しこのものは防災無線を整備してしかるべきかと思いますが、ここを市長、特別なお考えが何かあればお伺いしたいんですが。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 昨年度設計をさせていただいたときに、全市域に電波が行くような仕組みはつくっております。今回、土砂災害区域に限定して整備を行いましたので、今後の活用としてはさまざまなものも出てくるかと思えます。

ただ、28年度事業については目的を達成しま

したので、今後の課題にさせていただきたいと思えます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今環境課長から答弁あったとおり、29年度にその運用を開始し、その効果などを検証し、今後の施策につなげていきたいというふうに考えているところです。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 20ページの最後のほうから21ページにかけて、子ども・子育て支援新制度事業費というもので5,924万6,000円ということですが、説明によりますと、保育士の処遇改善ということだったように思います。

それぞれどのぐらい保育士の処遇改善になっているのか、1人当たりの月平均の手当がどのぐらい上がる見込みなのか、お願いしたいと思えます。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 子ども・子育て支援新制度事業費の増額の御質問でございます。

内訳と申しますか、予算書にも書いてございますが、民間立保育所の保育実施業務委託料として、パリスほか4施設、そちらのほうに委託料の増額をしているものが3,000万円ほどございます。

それから、施設型給付費、こちらにつきましては市が運営する保育所が主でございます。

それから、地域型保育給付費に関しましては、小規模保育事業者さん、その3種類の経費の増額ということで、総額で5,500万ほどになってございます。

基本的に市の運営する保育所に関しては、市

の給与ということで御理解いただいているかと思うんですが、それ以外の民間の保育施設さんにつきましては、いわゆる民間の保育士の給与改善分ということで、公定価格に含まれてきてございます。それをどのように配分するかは、各民間事業者さんにお任せされている部分でございますので、私のほうでは特に把握してございません。

以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

1 8 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

1 8 番（佐藤義一議員） 1点だけ教えていただきたいと思えます。

歳入ですけれども、ページ数は2ページ、市税の中で、市民税が8,000万、それから固定資産税が2,000万、増額補正になって大変喜ばしいことでもありますけれども、どのようにしてここまで、3月議会にあわせて持ってきたのかわかりませんけれども、この伸びた根拠は、補正せざるを得ない、まあいいことなんですけれども、その根拠を教えてください。どうやってふえたのか。

あと一つ、むしろ私こっちのほうが心配なんですけれども、軽自動車税の△の414万円、これは軽で40ナンバーと50ナンバーがありますけれども、40ナンバーだとすれば1,000台、平均をとって700台ぐらいが税金が支払われていないという計算になるわけです。そうすると、計算上だけなんですけれども、税金が払われてないと車検が受けられない。非常に危険な無保険者の走行が、まあないとは思いますが、実際無保険者で車検受けてない車で人身事故を起こしたということもありますので、そういう観点から市民税と固定資産税がふえたのと、軽自動車税の414万円、これは減額補正せざるを得なかった。どうしてなのか。この2点だけお教えてください。

田宮真人税務課長 議長、田宮真人。

清水清秋議長 税務課長田宮真人君。

田宮真人税務課長 まず、市民税のほうでございますが、市民税のほう個人市民税と法人市民税がございます。まず、個人市民税のほうでございます。

今回の補正につきましては、あくまでも当初予算との比較というような形で増額補正させていただいたところでございます。当初予算につきましては、あくまで予算でございますので、手がたく確実な部分で歳入欠陥を招かないような形で、低目という形になるかと思えますけれども、そういった形で予算のほうを計上したところでございます。

まず個人市民税の部分ですが、1月末段階での調定額を、去年度分とことしの分で比較しているところでございます。その段階で、対前年4.0%ほど調定額がふえております。28年度最終調定額につきましても、同じような形で4.0%増加になるという形で見込んでいるところでございます。その結果、当初予算のほうの計上した金額と比較しますと、調定額が3%増となる見込みにより、収納率につきましては当初予算と今回の補正における収納率については同じような収納率98%で見込んでいるところでございますが、その結果4,200万ほど増額補正させていただきたいというような形でございます。

なぜ昨年度と今年度を比較して4%ほど調定額がふえているかという部分でございますが、分析しますと、昨年度と比べまして納税義務者が1%ほどふえております。あわせて納税義務者1人当たりの所得も1%ほどふえているところでございます。さらに、その部分がなぜかということで考えますと、やはり現在の経済動向あるいは雇用状況が良好な部分が、こういった部分に影響しているのではないかなという形で捉えているところでございます。

続きまして、法人市民税でございます。こ

らのほうは同じような形で、11月までの調定額を前年度と今年度比較しております。その結果、対前年6%ほどの減となっております。そのことにより、平成28年度の最終調定額も平成27年度と比較しまして7%ほど減るであろうというように見込んでいるところでございますが、今それぞれ6%あるいは7%前年度と比べて減っているという部分については、法人税割の税率改正が26年度にございまして、そちらの影響が28年度、ことしの分に影響が出てきたということで、前年度と比較しますと6%あるいは7%ほど下がっている、減少している、減額になっているという形なんです。当初予算におきましてはその部分の税率改正の影響を過大に捉えた部分がありまして、先ほど申し上げたとおり歳入欠陥を招かないような形で、若干低く見込み過ぎた部分がございます。その結果前年度と比べますと最終的には7%減と見込んでいるんですが、当初予算の見込みと比較しますと前年度と7%減と見込んでも、当初の見込みと比較しますと13%ほど増加になるというような見込みでございますので、今回3,800万ほど増額補正させていただいたところでございます。

続きまして、固定資産税でございます。こちらのほうは1月末段階での調定額の比較では、当初の見込みについては土地、家屋については当初予算の見込みと課税標準額等はほとんど同じでございますが、償却資産の部分で企業の設備投資の増加が当初の見込みよりも3%ほどふえておりましたので、その部分で調定額が土地、家屋償却資産を足しますと、1%ほど増となっているところでございます。

収納率についても当初では96.6%というような形で見込んでおったところなんです。現在の収納率を勘案しまして97%というような形で、0.4%ほど収納率も上げて最終的には見込んでおりますので、固定資産税については2,000万

ほど増額補正させていただいたところでございます。

続いて、軽自動車でございますが、こちらのほうは26年度、27年度の税率改正の影響がございまして、その部分の影響が28年度かなり出てくるのではないかとということで、当初予算のほうを若干、先ほどの法人市民税とは逆に過大に見込んだ部分がございます。

12月末段階で調定額を比較しますと、当初の見込みよりも軽自動車の登録台数については1.4%ほど減少しているところがございます。登録台数が減少したことによりまして、調定額、収納額とも4%減という形で見込んでいますところがございます。それによりまして、当初予算と比較しまして400万ほど減額補正したいという形で考えたところがございます。

よろしく申し上げます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 丁寧にありがとうございます。

軽自動車税の税率改正になったのは私も知っていますけれども、今現在、では多く見積もり過ぎたというお話ですけれども、軽自動車税の収納率、最終的にどんなふうにお考えでしょうか。

田宮真人税務課長 議長、田宮真人。

清水清秋議長 税務課長田宮真人君。

田宮真人税務課長 28年度当初予算では軽自動車税の収納率97.7%で計上させていただきました。今回の補正予算におきましても、同じ97.7%で計上しているところがございます。27年度の前年度の実績では98.31%ほどいっているところなんですけど、先ほど来申し上げているとおり、今回の部分についても補正予算でございますので、あくまでも歳入欠陥を招かないような形で、あとあわせて議員のおっしゃっているとおり、最終的な決算の収納率とは大幅に乖離しないような形で考えているところではあるんですが、

一番避けなければならないのが歳入欠陥だと思っておりますので、手がたい数字で補正予算においては計上させていただいたところがございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） さっき申しましたとおりですけれども、やっぱり軽自動車は乗用車と同じですから、税金を払ってないと車検が受けられない。車検が受けられていない、いわゆる無保険車が公道を走るなんてことはあり得ないわけですので、税務課の仕事と離れるのかもしれないかもしれませんけれども、そういうふうな啓蒙もやっていただいて、極力100に近い数字で努力していただきたいと思います。

以上、終わります。ありがとうございました。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

6番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6番（佐藤卓也議員） 私のほうから1点だけ質問させていただきます。

17ページ、2款1項4目財産管理費、今回市有施設整備基金積立金が2億4,000万積み立てしております。これは非常に大事なことであり、これは計画的にやらなければいけないことだと思います。今回は補正でつきましたけれども、今後しっかりと積み立てていき、市庁舎内におきましても非常に大事なことと思いますけれども、この計画性をどのように考えているのか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 市有施設整備基金への積み立ての考えということでの御質問でございます。

何年か前から市有施設整備基金を設立しまして、随時という形で積み立てさせていただいております。今回、公共施設の管理計画も設定されたということもございまして、やはり将来

的には相当程度の改修費が想定されるということもございます。ということもありまして、今回厳しい予算の中でも、市有施設整備基金に積み立てということで2億4,000万ほどさせていただいております。

最終的に補正を可決いただければ、7億9,000万ぐらいの基金の残にはなりますけれども、ただ基金といいますと、ほかの自治体と比べますと、特定目的の基金はかなり新庄市としては少ないという状況でございます。具体的に言えば3分の1ぐらいしかまだ積み立てられていないという状況でございますし、先ほど言葉にありました庁舎の改築とかありますと、自己資金で相当程度の留保が必要だということもございまして、今後の考え方としてはこういう形で当初で盛るといのはなかなか難しいんですけれども、予算の編成もしくは補正を組みながら、定期的に基金のほうに積み立てていく。つまり特定目的基金を強化していきたいという方向では考えております。

以上です。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。

新庄市、今回も日新中学校の大規模工事、ましてや義務教育学校も重なっております。これから新庄市も大変な時期にいくと思いますので、しっかりとした計画を立てていただき、ためていかなければ、この先、要は子供たちのために負債を抱えることがないようにしていかねばならないので、そこら辺をしっかりと新庄市の執行部の方々も考えていっていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思っております。私からは以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第27議案第10号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

清水清秋議長 日程第27議案第10号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 44ページの9款財産費の基金積立金5,000万円ということですが、現在基金はどのぐらいになっているのでしょうか。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 基金の積み立てという御質問でございますけれども、このたび基金の積み立てとして5,000万補正として上げさせていただいております。また、9月の議会で基金の積み立てとしまして約1,800万円補正させていただ

いたところをごさいますして、現在の基金の積立額1億3,000万円に、可決いただいた後に積み立て全額しますと、約1億9,800万円になるところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 国は財政の支援という特別支援を全国で1,700億円、2年連続というふうには私は見ていましたが、今年度の特別支援1,700億円に相当する新庄市の支援金は幾ら来たんでしょうか。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 約6,000万円程度でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 国保税は市民の中で大変重い、高過ぎるという声も多く聞かれております。そういう意味で、払えなくて苦しんでおられる方々が2割ぐらいおられると私は認識しています。そういう意味で、引き下げなどに充てて、少しでも払いやすい国保税にする考えはないのか。そうやっている自治体は全国にあると思うんですが、そういう考えはなかったのか、お聞かせください。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 国民健康保険税の引き下げについてでございますけれども、平成30年度から国民健康保険制度の県単位化が始まるところでございます。この新しい制度がスタートするわけですが、各市町村に納付すべき額というのはまだ示されていないような状況であります。

それに加えて、1人当たりの医療費が毎年増加しているということなどもありまして、県内各市において28年度においても引き上げを

した団体がございまして、29年度においても引き上げを予定しているという団体もございまして、非常に厳しい環境が続いていると認識しているところでございますので、今段階での引き下げというのは検討していないというところでございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおりで決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第28議案第11号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第28議案第11号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号平成28年度新庄市交通災害共済事
業特別会計補正予算(第1号)は、原案のと
おりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第29議案第12号平成28 年度新庄市公共下水道事業特別会 計補正予算(第4号)

清水清秋議長 日程第29議案第12号平成28年度新
庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第4
号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第12号平成28年度新庄市公共下水道事業
特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり
決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第30議案第13号平成28 年度新庄市農業集落排水事業特別 会計補正予算(第3号)

清水清秋議長 日程第30議案第13号平成28年度新
庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3
号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号平成28年度新庄市農業集落排水事
業特別会計補正予算(第3号)は、原案のと
おりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第13号は原案のとおり可決されました。

**日程第 3 1 議案第 1 4 号平成 2 8
年度新庄市営農飲雑用水事業特別
会計補正予算（第 2 号）**

清水清秋議長 日程第31議案第14号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第14号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

**日程第 3 2 議案第 1 5 号平成 2 8
年度新庄市介護保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）**

清水清秋議長 日程第32議案第15号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第15号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

**日程第 3 3 議案第 1 6 号平成 2 8
年度新庄市後期高齢者医療事業特別
会計補正予算（第 2 号）**

清水清秋議長 日程第33議案第16号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第16号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第34議案第17号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）

清水清秋議長 日程第34議案第17号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2番（叶内恵子議員） 収入の1ページ目の補正予定額の営業収入で、先ほど課長が給水の人口減少、節水傾向があるというふうにおっしゃったんですけれども、2,900万というのはかなり大きいなと思いました。この給水人口の減少、どのくらいの人数が減っていて、何立方くらいが減っているのか。また、節水志向とおっしゃっていますけれども、その節水志向を見るための、分析するための数字というのは、どういうふうにして計算されているのかなど、お伺いできたらなと思いました。

松坂聡士上下水道課長 議長、松坂聡士。

清水清秋議長 上下水道課長松坂聡士君。

松坂聡士上下水道課長 ただいま議員のほうから御質問ございました給水収益の減少でございます。先ほど答弁の中で人口減という形で申し上

げましたけれども、ほぼ大体400人ほどの減少ということで見込めます。

大体26から27年も390人ほど、ほぼ大体毎年400人ぐらいの給水人口が減っているという状況でございます。

それから、もう一つ、いわゆる有収水量と言われる総量の水量につきましては、28年度見込みで2万5,000立方メートルぐらい減少するという見込みでございます。あといわゆる全体としてですので、それでは1日どのくらいかと申しますと、1日110立方メートルほどが減少傾向という形でございます。

あとそれから節水型についての御質問ですけれども、器具の改良に伴いまして、非常に現在節水型になっております。一例を申し上げますと、洗濯機については前ですと2槽式というふうな形でしたけれども、今はほとんど全自動、その全自動の中でも今度水量的には非常に少量で効果が上がるというふうなことでございまして、そのような洗剤、それから洗濯機具の性能のアップという形が節水型でございます。

また、浴槽についても、節水型ということで非常に少量で効果が上がるというふうなことでございまして、その器具の改良によるものと分析いたしております。

以上です。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2番（叶内恵子議員） ありがとうございます。やはり環境を考えると、節水になっていくということは本当に必要なことではあると思いますが、庁舎の維持管理だったり、サービスだったりということを考えると、減額し過ぎということもなかなか大変なもののかなと思います。バランスをとっていただけるような運営を、さらにもお願いしたいなと思っておりました。

以上です。

清水清秋議長 答弁は。答弁要りませんか。

松坂聡士上下水道課長 議長、松坂聡士。

清水清秋議長 上下水道課長松坂聡士君。

松坂聡士上下水道課長 やはり議員のおっしゃるとおりだと思います。こちらでもやはり経営状況を分析しまして、手がたい経営を今後とも努めていきたいというふうに考えております。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 4ページなどを見ると、2ページもそうですけれども、資本的収入及び支出の補正を見ますと、これも大きく減額しているわけです。この理由として、課長の説明では工事の精査という話がありましたが、どういう精査でこのように節約になったのか、お願いします。

松坂聡士上下水道課長 議長、松坂聡士。

清水清秋議長 上下水道課長松坂聡士君。

松坂聡士上下水道課長 4ページの資本的収入でございます。

ほぼ国庫補助金の減額でございます。これにつきましては、こちらのほうの要望から踏まえますと内示ですが、67%ぐらいになっております。やはり国庫補助金につきましてはの減額というのは事業費の減につながりますので、国庫補助金の増額等、日本水道協会を初め要望活動等によりまして増額を要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第17号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

3月6日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時00分 散会

平成29年3月定例会会議録（第2号）

平成29年3月6日 月曜日 午前10時00分開議
 議長 清水清秋 副議長 石川正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	小松孝	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	渡辺安志	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	関宏之	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

滝口英憲

農業委員会
事務局長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長 森隆志
主査 沼澤和也

総務主査 三原恵
主査 早坂和弥

議事日程（第2号）

平成29年3月6日 月曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 奥山省三 議員
- 2番 小関淳 議員
- 3番 今田浩徳 議員
- 4番 小嶋富弥 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成29年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	奥 山 省 三	1. 奥羽金沢温泉、山屋セミナーハウスについて 2. 住宅支援事業について 3. アンテナショップについて	市 長 教育委員長
2	小 関 淳	1. 職員の健康維持と、生き生きと働くことのできる職場 づくりについて	市 長
3	今 田 浩 徳	1. やまがた森林ノミクスとの連携強化策の推進について	市 長 教育委員長
4	小 嶋 富 弥	1. 地域医療について 2. 市体育館について 3. 学校教育について	市 長 教育委員長

開 議

清水清秋議長 ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は8名であります。

質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

奥山省三議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に奥山省三君。

（10番奥山省三議員登壇）

10番（奥山省三議員） おはようございます。

3月になりまして、雪も大分落ちついて、大分春らしくなってまいりましたきょうこのごろでございます。

それでは、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

穆清会の奥山です。よろしく願いいたします。

最初ですけれども、奥羽金沢温泉、山屋セミナーハウスについてでございます。

12月の議会でも質問がありましたが、奥羽金沢温泉と山屋セミナーハウスとの関連について再度お尋ねしたいと思います。前回の答弁では、教育長が8月より料金を下げて営業されているとのことですが、さらにそれに市長が2年間経営努力をしたいと農協理事長との話をしましたが、その後の話はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

また、武田教育長は、来年度の山屋セミナーハウスの機能強化を図るための事業化は困難であるとの答弁でしたが、セミナーハウスの利用者からは不満の声はないのですか。奥羽金沢温泉が再開されたことによりまして、一般市民はよかったと多くの利用者は喜んでいるようです。この間、私もお風呂に行ってきましたけれども、大変盛況でございました。この施設、設備の老朽化が進んで、いつ壊れてもおかしくない状況のようです。

温泉側では2年間の経営努力をやりたいとの話ですが、その後の運営についての話し合いはどのようなふうに考えているのでしょうか。温泉側を注視していきたいとの答弁でしたが、その間にもどこか故障してくる可能性があることは確かです。温泉は、温泉側の経営者がいるので何とかするだろうという考えのように思われますが、これでよいのでしょうか。温泉の利用者の間でもずっとこのまま安心して利用できるかという不安があるようです。

また、セミナーハウスも現在のままでは機能が強化されず、早く整備されるべきだと思われまます。温泉側と早い話し合いを持って結論を出していく時期に来ているように思います。

これからどのようにされていくのか、温泉側の出方を今までと同じように黙って見ていくのか、考えをお聞きしたいと思います。

次、2番目の住宅支援事業です。

新庄市では、住宅をリフォームする場合に、他市町村と比較すると、県の資金をトンネルしているだけのようです。それに当市の上乗せ部分がないとのことですが、新庄最上地域においては、当市だけが県の資金のみの手当てだけで、最上の中心都市としては、もう少し何らかの手当てが必要だと思えますが、どのような考えなのかお聞きしたいと思います。これからこのままでやっていくおつもりでしょうか。

ほかの市町村の場合、いろいろな基準がありまして、それをクリアしなければ支援策は受けられないようになっているようですが、これから新庄市としても、若者を定住させていくためにも住宅支援策が必要だと思えますが、考えをお聞きしたいと思います。

3番目のアンテナショップについてでございます。

東京にいる知人から、新庄市のアンテナショップについて電話がありました。近くの赤羽のスズラン商店街に行ってみたら、もうなくなっていたとの連絡を受けました。それでもネット上では、2013年5月2日の市長のアンテナショップ訪問についてがまだ載っています。なくなっただけでなくなったように、紛らわしさを防ぐためにもいつまでもネット上に載せないでほしいと思えますが、どのようにお考えですか。

情報は、常に新しい情報でなければ意味がないと思えます。昨年9月ですけれども、金山、真室川、戸沢、鮭川の4町村ですけれども、新宿の歌舞伎町にアンテナショップ山形もがみを開設しました。一つの自治体でやっていくアンテナショップには限界があるようです。今、最上定住自立圏を連携した上で、4町村が一致協力してやっていくことは大変意義深いものと思われれます。

当市のネット上では、2011年とかなり古い情報がまだ載っている状況です。今後どのように地域の情報発信をしていくのか、あわせてお聞

きしたいと思います。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、奥山議員の質問に答えさせていただきます。

奥羽金沢温泉、山屋セミナーハウスについては、教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

それでは、住宅リフォーム補助制度に関する住宅支援について答えさせていただきます。

住宅リフォーム補助制度の目的は、住宅改修による住宅性能と住環境の向上にあわせ、地域経済の活性化を高めるものとして平成23年度より県の補助事業を活用して実施しており、6年間における申請件数は909件、関連事業費は総額約20億円の実績となっております。

他市町村の制度の活用状況を見ますと、補助金の上乗せのために必要となる単独費用の財政的制約から交付件数が限られ、募集期間が制限されるとともに、工事の時期が自由に設定できないことも見受けられます。

これに対して本市では、事業開始当初から県費のみの運用を行い、これまで、交付件数、募集期間の制限を設けることなく、毎年数多くの皆様にご活用いただいておりますので、この制度を継続してまいりたいと考えております。

また、若者定住に関する支援策につきましては、新年度より、40歳未満の世帯が住宅の新築や中古住宅を取得する際に支援を行う新たな事業を計画しており、空き家の利活用などもあわせて定住促進を図るとともに、地域経済の活性化に波及させていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

次に、アンテナショップについてですが、私

の市長コラムには、その時々 の出来事や、私の所感、市政に対する考え方などを記載しています。この内容を掲載することは、情報発信の側面だけではなく、過去の記録的側面も有することから、過去の広報紙を掲載しているのと同様の趣旨で掲載しており、いつ書いたコラムかわかるよう日付も入れております。

一方、随時の更新が必要なページは速やかに更新するよう進めておりますので、御理解賜るようお願いいたします。

さて、昨年9月に新宿歌舞伎町にオープンしたアンテナショップ山形もがみにつきましては、金山町、真室川町、鮭川村、戸沢村の2町2村を管轄する最上北部商工会が運営しているものであります。

一方、東京都豊島区にある巣鴨地藏通商店街、巣鴨駅前通り商店街、庚申塚商栄会及び大正大学を組織する一般社団法人コンソーシアムすがも花街道が東日本大震災の復興を主な目的としたアンテナショップを計画しており、ショップに参加する自治体選考の中で、宮城県では南三陸町と登米市、山形県内では長井市、最上町、庄内町と新庄市にお声がけをいただいております。参画の準備を進めているところであります。

出店場所につきましては、東京都豊島区にある巣鴨地藏通商店街に隣接した庚申塚駅付近に仮称ですが、ザ・ガモールとして一般社団法人コンソーシアムすがも花街道がオープンの準備を進め、開設後の運営を担うこととしております。

参加自治体については、地元の農林水産物や加工商品等をアンテナショップに送り、参加自治体の物販等のイベントもできるようなレイアウトがなされることとなっておりますので、他の自治体と連携して、地域産品の物販を通じて情報発信等に努めてまいりたいと存じます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうから、奥羽金沢温泉及び山屋セミナーハウスについての御質問にお答えいたします。

まずは、J A新庄市との話し合いの状況についてでございますが、12月定例会において、小野市議の一般質問にお答えしておりますが、そのときと状況は変わらず、8月のJ A新庄市との話し合い以降、奥羽金沢温泉が利用料金を下げ、営業時間を拡大しながら、意欲的に営業を続けているという現状があり、セミナーハウスにおける源泉の活用についての話し合いは行われておりません。

また、山屋セミナーハウスの利用者の声といたしましては、やはり、入浴設備が男女共用で一つしかないことへの増設への要望はございますが、奥羽金沢温泉があるのでその必要性を感じていないと言われる方もおられます。

奥羽金沢温泉につきましては、ろ過装置にふぐあいが生じているなど、施設の老朽化が進んでいるということもお聞きしておりますが、昨年3月に再開され、当面は経営努力により温泉を営業していくという中、市といたしましては、J A新庄市や奥羽金沢温泉の動向を注視していかざるを得ないと考えております。また、その動向を注視していく中において、山屋セミナーハウスの機能強化につきましても、時機を逸することなく対応していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 答弁、ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まず、懸案事項の奥羽金沢温泉について少し

再質問をさせていただきます。まず、ただいまの教育長の話ですと、12月の答弁と大体同じですけれども、2年頑張るというJA新庄市、温泉側の話ですけれども、2年経過したらよくなると思いますか。私はその反対だと思います。もっと古くなればなるほど修繕箇所がふえてきて手がつけられない状態になると思います。今、限界の時期に来ていると思います。今現在、だましまし温泉の施設を使っているのが現状だと思います。温泉側の出方を注視するという説明ですけれども、温泉側では現状維持が限界で、それ以上打つ手はないように感じられますが、その点はどういうふうに思われますか。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 確かに、施設の老朽化が進んでいるということをお聞きしております。特に、ろ過タンクが水漏れしているということで、かなり不安な状況だということもお聞きしております。ただ、そのろ過タンクがだめになるのが1年先なのかどうか分からないということですので、状況によっては来年度にも協議が進んでいく可能性もございますので、その際は時機を逸することなく協議をする必要があるのではないかと考えているところです。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 今、課長の話ですと、ろ過タンクということですが、全体的にもかなり老朽化しているわけです。例えば、ほかの例ですけれども、舟形町はことし1億円以上の予算がつけられたと聞いています。平成16年に改修工事をしているという話ですけれども、10年以上経過したらやっぱりメンテナンスをすることが必要だということですので、奥羽金沢温泉については、ただ壊れたところを修理してきただけですから、メンテナンスをやっていないので、その点、2年間経営努力を見てとお

っしゃいましたけれども、これをそのままやらせておいて、もし壊れたらあとはそのまま壊れっ放し。35市町村から新庄市は外れるということ。市でも出資金があるわけですが、その点なんかを考えたら、もう少し積極的に、温泉側から話し合いを持ってくるというのではなくて、こちらから話しかけて、ある程度指導するというか、よい結果が出るような方向、それを探るべき方法をとっていただきたいと思うんですけれども、そういう考えはないのでしょうか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

清水清秋議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 株式会社奥羽金沢温泉の経営状況といえますか、温泉の運用状況等の御質問かと思いますが、まず、奥羽金沢温泉、資本金2,900万円のうち580株ですが、新庄市300万円。比率でいきますと10.3%の出資をしている株式会社でございます。10%、1割の出資を行っている株式会社でございますが、基本的には、いわゆる株式会社ですから、その経営について新庄市がああしろこうしろという立場にはないと、まず基本的には考えているところでございます。奥山議員がおっしゃるように、だんだん老朽化が進んでいるという状況もお聞きしているところでございますが、基本的には、先ほど申し上げましたように、株式会社という組織自体がどう考えるかということが第一にと考えておりますので、当分はその状況をしっかりと見守っていきたくて考えているところでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 副市長の答弁は、教育長と大体同じですけれども、35市町村が山形県内で温泉施設があるわけですが、1億円が前出たときに、ほとんどそれで温泉を掘削してつくったというのが大体のところですが、そのときは新庄市は別なところにお金をつ

ぎ込んでいます。本来ならばそのときに市町村というか、市民のために温泉を掘削するというのは考えてもよかったと私は思いますけれども、その点はJ A新庄市におんぶしてきたわけですから、少しは今回というか、これから面倒を見る気持ちがあっても私はよいと思います。ただ注視するというだけではなくて、その点をもう少し考えていただきたいと思います。再度答弁をお願いしたいと思います。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

清水清秋議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 ほかの団体が1億円、ふるさと創生というのをどのように使われたかというのは、それぞれの自治体の考え方があってそれぞれ支出されたんだと思います。当市におきましては、温泉等については、いわゆる支出はしてこなかったということになるわけですが、ただ、奥羽金沢温泉という非常に温泉質のいい温泉を抱えているという中で、市民の健康維持、増進のためにということで、目途ですけれども、およそ入湯税をいただいている中の3分の2相当額をそういう市民の健康維持増進のためにということで、その奥羽金沢温泉に補助金として支出していると、支援を行っているという状況でございます。基本的には、奥羽金沢温泉が存続する以上、それは続けていきたいという考え方を持っているところでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 山屋セミナーハウスですけれども、ちょっと話をお聞きしたんですけれども、宿泊する客には現在のところ、風呂の場合は女性客を優先して風呂を使わせているという話でした。時間は10時までとなっているようですけれども、やっぱり女性が入ると長いものだから、10時までに終わらないんですよという話もありました。やっぱり浴槽1つではちょっと楽ではないというか、2つあったほうがい

いと。そこで働いている人の話ですけれども。そのセミナーハウスにつきましても、機能強化という面からすれば、これからもこのままでずっとやっていくというのも、一応去年、予算をつけて調査したわけですから、その点ももう少し進めていく必要があるように思います。セミナーハウスのほうの点から考えても、農協、J A新庄市からの話が出てこなければ、こちらでは対応しない、こちらからは言わないという考えなのでしょうか。その点をもう一回お聞きします。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 8月以降、具体的な協議は進んでおりませんが、情報交換につきましては、随時行っていきたいと思っております。担当課としましては、できるだけ早く浴槽を2つにするとともに、宿泊利用のためにさらなる利便性の向上も考えていきたいと考えております。

やはり、男女別々に入れるようにしてほしいという要望がございます。実際今年度の利用状況を見ますと、36団体、11月までですが、980人ほどおられますが、半分が女性ということでございます。ただ一方ですぐ近くに温泉がありますよと言いますと、それは楽しみですという声も聞かれますので、やはり温泉が一つのアピールポイントになっているのかなと感じているところでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 今の課長の話ですと、平行線というか、注視して見ていくという感じにしか受け取れませんけれども、今後2年間このまま黙って待っていても、やっぱり老朽化している施設ですから、もっと壊れるというか、修繕箇所がふえてくると思います。その点を考えてもう少し早く対応して、今後に向けて話し合いを進めるように、私はお願いしたいと思います。

ます。

次に、住宅支援策ですけれども市長のさっきの話ですと、ことし、若者世帯住宅取得支援事業といって2,000万円が新たに計上されております。これは大きな進歩だと思います。ただ、リフォーム資金ですけれども、ほかの町村を見ると、上乗せの金額が最高で100万円とかになっている地域もあるんですけれども、新庄市も県の資金のみでなく、もう少し独自の上乗せ部分というのは検討する余地はないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 お答えします。

これまで900件の申請を受け付けさせてもらっております。一つは、これまでの方との公平を保っていききたいというのが一つございます。それと、市の上乗せ補助金を出すということになりますと、どうしても年間の受け入れの件数というものに制限が発生するものと考えております。そうしたことから、本市としましては、これまで同様に現在の補助の体系で計上してやってまいりたいと考えております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 今の課長の話ですと、制限というものが発生するというのはどういうことか、ちょっともう一回お願いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 県の補助の上に市の補助を加えるとなりますと、そこに相当数の予算立てをしなくてはならないと考えております。現在県からいただいたものにつきましては、150件、3,000万円ほどの件数となるわけですけれども、例えば市の予算を十分そこに上乗せできないということになれば、途中で申請自体を中断しなければならぬということになります。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 予算措置をするのは当然だと思いますけれども、もう少しリフォームについては検討して、家をリフォームする方に少し助成するようなことを私は考えていってほしいと思います。

私はこれを業者から言われて質問したんです。大工たちから、新庄市だけだ、何も無いのは。議員知っているかと。私はよくわからなかったんです。それでいろいろ調べたら、ちょっと新庄市は足りない部分があるということで、今回質問させていただきました。

次、アンテナショップですけれども、市長の、私が最初に質問しましたツイートですか、コラムですか、それで、いつまでも載っていると私が言いましたら、それはそれでということなんですけれども、例えば南陽市は、ネットで見ますと、終わりましたとちゃんと載せています。やっぱりそれが私は親切というか、それがやっぱり市民に対するある意味義務ではないかと。なくなったらなくなったと教えて、知らないで新庄からわざわざ行って、行って見たらなかったわということになるとも限りませんので、そういう意味では、教えることは教えるというか、いつまでも載せておくべきではないと私は考えますけれども、その点、もし答弁がありましたらお願いします。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 インターネット情報につきましては、正確さというところが一番のところかと思います。当然制度が変わったり、内容が変わったものについては、基本的にすぐ直すということには変わりございません。ただ、先ほど市長が申し上げましたとおり、市長コラムという、そのときの出来事とか、市長の所感でありますとか、そういったものが中心となって

おりますので、その文章を変えるというのはちょっとどうかと思います。ただ、誤解の生じないような形で注釈をつけていくということは心がけたいと考えておりますので、その点につきましては、今後の課題ではないかなと捉えているところでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 誤解を生じないように正しい情報を私は載せていただきたいと思います。

それで、アンテナショップですけれども、全国の都道府県では42店舗、これは平成27年現在ですけれども、市町村では13店舗が東京都内にアンテナショップを構えているという話ですけれども、県内では13市のうち、今新庄市が入っていませんので、5市がアンテナショップを抱えていない状況でございます。今後、新庄まつりがユネスコに登録されたこともあり、インバウンド事業も含め進めていく上では必要になってくるのではないかと私は思いますし、これはますます重要になってくると思われまます。これから、そのインバウンド事業も含めて、さっき市長の答弁では、巢鴨に進めていくという話ですけれども、もしやるとなればいつごろできるのか、その点、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいま、今後のアンテナショップの見通しということで御質問があったと思いますけれども、先ほど市長が答弁されましたとおり、巢鴨のコンソーシアムすがも花街道というところに復興をテーマとした、きずなをテーマとしたアンテナショップを経営したいというお話がありまして、そちらのコンソーシアムすがも花街道が経営するアンテナショップに宮城県から1市1町、そして山形県からは

2市2町ということで、新庄市にもお声をかけていただきました。それで、今週もまた打ち合わせをするところなんですけれども、この5月ぐらいには本格オープンできないかということで現在話し合いを進めているところでございます。今後何度か話し合いを詰めながら、今奥山議員が申しましたように、本当に新庄まつりがユネスコ無形文化遺産に登録された中で、首都圏のほうで新庄市の情報を提供できる場所ができるということですので、現在我々が頑張っている雪国ワンダーランドや漫画ミュージアム、いろんなものを情報発信できるんじゃないかと思っています。そうしたことからインバウンドにもつながるようなアンテナショップ経営にぜひ参画させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 今、山形県は2市2町とおっしゃいましたけれども、これはどこどこでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 こちらは、長井市と新庄市、あと最上町と庄内町になります。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 長井市と新庄市と最上町と庄内町ということで、この4つの2市2町あわせて出店するというか、連携してやるとなるのか、単独でばらばらにやるのか、その点、わかればお聞きしたいと思います。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 そのほかに、先ほど市長答弁にもありましたように、宮城県から南三陸町と登米市も参加して、6自治体で参加する形で、それぞれが連携して海のものから山のもの

がたくさんそろそろような、そういうアンテナショップ。6自治体が入ったアンテナショップとして運営されていきますので、連携してそれぞれ地域情報を発信できればなと思っております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 今、課長が言ったように連携してやるということなら、私は大変結構なことだと思います。これから、アンテナショップも特産物を並べる店でなくても、これからはいろんなことを情報発信、観光の情報発信をするとかそういうことも考えてやっていければ、私は大変よいと思いますので、そういうふうにやっていかれたらいいと思います。

それから、今一つ、インバウンド事業、ちょっとこれはアンテナショップから離れるかもしれませんが、インバウンド事業もこのアンテナショップとつながっていると私は思うんですけれども、アンテナショップで、例えば東京に外国人の客がいっぱい来ているわけなんですけれども、この辺の、アンテナショップをただの地域の特産物を紹介するのみではなくて、観光と結びつけるとかそういうことをつなげていくにはどういうふうを考えているのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 奥山議員がおっしゃるとおりだと思います。単に物販を並べるだけではなく、いろいろな情報発信の基地にしたいと思っております。

今回、計画をいただいている中では、そのアンテナショップ自体もイベントが開催できるようなレイアウトも考えておられるということをお聞きしておりますので、そうしたものも有効活用して地域情報を発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） わかりました。じゃあ、そのように、これからアンテナショップにつきましては連携して、そして巣鴨のほうに、できれば5月、6月に新しいショップを構えることができるように期待して、私の質問を終わらせていただきます。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時44分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開します。

小関 淳議員の質問

清水清秋議長 次に、小関 淳君。

（4番小関 淳議員登壇）

4番（小関 淳議員） 穆清会の小関でございます。

早速質問に入りたいと思います。

昨年、9月定例会の一般質問に続いて職場環境の改善についての質問になりますが、今回は、職員の健康維持と生き生きと働くことのできる職場づくりについて、今後どのように充実させていく考えでいるのかを確認させていただきます。

総合計画や議会初日の市長の施政方針の中身にもあるように、新庄市の定住環境をより充実していくには、市民と行政が地域課題を協働で解決し、さらには最上広域圏全体のより連携した事業体制を構築し、進めていくことが重要となります。それらを確実に実践していくことで初めて定住化が図られ、人口減少が緩やかなものとなる可能性が出てくるのではないかと思います。

ます。

しかし、現在の新庄市が抱える問題は多岐にわたり、そのほとんどが先送りが許されない大変厳しい状況となっています。例えば、道路、橋、上下水道などを含めた公共施設の建てかえや更新問題。安心して暮らすための医療、福祉の充実。空洞化が進む中心市街地再生の問題などなど。それらの課題を着実に解決していくには、幾ら市民との参加型協働型の流れが大切とはいえ、市全体の将来を見据えて施策や事業を組み上げていくことは、職員に課された重要な使命ではないでしょうか。市長を先頭にして、職員が市民のためのさまざまな事業などを進め、安心して暮らすことのできる新庄市にしていくためには、全職員が存分に持てる能力を発揮し、市民の福祉向上に努めなければなりません。

しかし、近年、体調を崩し、長期休暇をとらざるを得ない職員や、中には若くして亡くなる現役の職員もいる。職場環境との因果関係はないとは思いますが、実に残念で悲しい状況があります。

国では、電通の過労自殺問題を重く捉え、過酷な長時間労働などの状況を改善すべく、法改正に向けて準備を進めています。

前回の質問に対し市長は、職員の健康維持と職場の快適な環境づくりのために、悩みを抱える職員の気づきと対応、周囲のサポート、またコミュニケーションの重要性と手法を学び、実践する取り組みを今後一層充実していくと前向きな答弁をしています。しかし、再質問では、法令で義務づけられている安全衛生委員会の月1回開催については、年に最低限3回は開けるとの答弁でした。さらに、これは違法ではないかと問いただすと、県内の市町村においては、毎月やっているところというのは例が少ないのであろうと思っていますといった、コンプライアンス軽視ととれるような答弁があったわけです。

その安全衛生委員会では、職員の休日、時間外の労働状況などについても調査し審議する必要がありますが、当市ではどのようなことを調査し、審議をしているのでしょうか。職員の中には、月に100時間を超える時間外勤務をしているケースもあると聞いています。市長は、9月定例会の開会前に、コンプライアンスの徹底を議場で約束しています。しかし、毎月一度開催が決められている委員会を法令どおり開くことなく、答弁にある悩みを抱える職員の気づきと対応におくれが生じ、何か重大な事案が起きた場合は、どのような責任をとるつもりなのでしょうか。

そこで、昨年9月の一般質問を受け、その後のような議論があり、どう改善したのでしょうか、その改善点だけを確認させてください。そして、今後職員の健康をどのように守り、市民の福祉向上のために生き生きと働ける職場にしていくのかを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関議員の御質問に答えさせていただきます。

9月定例会での御質問に対し、確認されたいということでございますので、現在取り組んでいることと今後の取り組みについて、改善点を含め答えさせていただきます。

まずは、今年度から新たに導入しましたストレスチェックであります。健康診断の折に、職員から提出のあった調査票に基づいた結果表を産業医に提出し、高ストレスと判定された職員に対しては、支援に関する助言を受けた上で、産業医もしくは心療内科など専門医への面談、受診を勧奨しております。面談の結果は、総務課の担当職員に報告が入ることになっており、産業医や保健師を交えて対応を協議することとしております。仮に、職場環境がストレスの大

きな要因になっていると認められる場合には、所属長に配慮を促す仕組みを実施することとしております。この仕組みについては、パンフレット等で職員に周知しているところであります。

また、職員は、時間外勤務等で午後7時以降退庁する際の退庁時間、休日出勤する際には入退庁時間をパソコンに記録する仕組みを開始しております。これにより、職員の在庁時間を把握できるようになり、健康面が心配される職員に注意を促したり、場合によっては所属長に実態を報告し、特定の職員に業務が偏ることのないよう配慮するよう申し入れるなど、新たな取り組みとして実施しております。このことについては、定例課長会を通じて各所属長に伝えております。ワークライフバランスを実現し、心身ともに健康を維持して働くために、職員に定時退庁を働きかけること、職員の意識改革を図ること。部下の業務の進捗状況を確認し、業務分担に隔たりがないか確認すること、業務の効率化について話し合いを実践すること、定時退庁しやすい雰囲気づくりに心がけることを指示しております。

今後は、チームの運営と人材育成が職責として求められている室長を中心とした検討会により、ワークライフバランスの実現について市で取り組む方向性を示すとともに、意見交換を行う予定であります。

このような取り組みを行うに当たり、安全衛生委員会の役割を強化する重要性は、議員御指摘のとおりと認識しております。これまでの運用は、定期的な回数は年3回とし、特に審議する必要がある案件が生じた場合は随時開催するとして、安全衛生や健康管理に関する情報を、課長会やグループウェアを通じ、職員に伝えるなどしております。

さらに今後は、毎月審議する機会を設けるとして、既に各委員に示しているところであり、職員の安全衛生、健康に関する情報と意見を交

換する庁内組織として、一層充実した運営を図ってまいります。

メンタルヘルスに関しては、これまでに安全衛生委員会で検討してまとめた環境復帰支援プログラムを再検討し、精度を高めていくことなどを考えております。

さらに、研修に関してでございますが、管理職や新規採用職員研修におけるメンタルヘルス研修、精神疾患による長期病休者の職場復帰支援に係る知識を必要とする職員を対象とした研修、職員向けのメンタルヘルス研修、OJT研修やコミュニケーション実践講座、さらには将来のビジョンや仕事への目標を持ち、折れない強さを醸成するためのモチベーションアップ講座など、各クラスの職員を引き続き積極的に派遣してまいります。

このように、職員の心身の健康維持と職場の快適な環境づくりのための取り組みと、悩みを抱える職員の相談体制や支援について、これからも一層充実させていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） かなり積極的にいろいろ安全衛生部分では取り組んでいるという中身だったと思います。一応、再質問も考えてきたんですが、委員会を毎月開催するという答弁も入っていましたので、その職員の健康状態にかかわるような、少し確認したいところを再質問したいと思います。

現在のところ、長期の休暇をとっていらっしゃる職員、何名ほどいらっしゃるか、教えていただきたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 メンタル面でということであれば、メンタルヘルス不全から平成28年度、長

期の病気特別休暇をもらっている職員は年間3名でございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） わかっているところが、メンタルのところでは3名ということだと思いますけれども、安全衛生委員会の機能だけではなくて、常日ごろ所属長が常に職員の方々に気を配っていただいて、少しでもあれと思うような職員がいらっしやったら、ぜひ産業医とかそういうところに進む流れを早急につくっていただきたいと思います。

ある職員にいろいろ話をした際に、どうすればもっと生き生きと職員が働ける職場になるのかなと、私が聞いたわけです。そうしたら、その職員は、もっと、その都度職員の成果はある程度わかるわけですから、その都度評価をするというか、褒めてあげるというか、そういうことがあっただけでも随分違うんじゃないかと言っていました。人事評価の制度というものもあるんでしょうけれども、その都度いい仕事をしたなというときには褒めると。成果を認めてあげるという上司の方々の姿勢なんかも、若い人たちが生き生きと働ける職場によりなっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひそのような職場にしていきたいと思います。

この間、新庄市の人材育成推進後期プランというものを総務課からいただいてきたわけですが、この中身というか、非常にいいなと思いました。何でいいかという、人材育成型と頭にあって、人材育成型人事評価制度を活用するということが書いてあったので、本当に職員を責め上げるような制度ではないということが非常に明確で非常にいいなと。ただ、これを機能させていただかないと、いろいろメンタル的な面でもちょっとひずみが生じたりもするので、ぜひその辺を考えて活用していただければと思うんですが、ここについて少し聞いてみま

す。

いろんな人事評価制度についての研修をやっているとは思いますが、評価者とあるいは被評価者との信頼関係の構築は、今の段階ではうまくできているのでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 人事評価については、本格的に実施しましたのが平成28年度からでございます。従来、業績評価を行っていなかったわけで、平成28年度から業績に基づいた人事評価も取り入れるということで、能力評価と人事評価という新しい人事評価システムに移行したわけですが、その中で、やはり被評価者もしくは評価するほうも、まだ少し制度的にふなれなことがあって、評価制度を通じてしっかりと信頼関係というものが構築されているかという、まだまだもう少し時間がかかるのかなと思っています。ただ、我々被評価者にとっても、先ほど小関議員が指摘されたように、部下職員のいいところは褒めるところは、日常の行動を観察しながらいいところは褒めるんだというところの意識は非常に強くなってきていると理解しています。今後、この制度を活用していく上で、少しずつそういった精度が上がってくれば、上司と部下の信頼関係というのはだんだん上がってくるんだろうと思っています。

以上です。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 今は道の途中だということで、ぜひいい方向で進んでほしいと思います。

これは、今、評価者、被評価者という構図で言いましたけれども、あるいは相互で、要するに上司が部下を評価するというのではなくて、逆に、部下のほうから上司を評価するというふ

うな、逆の矢印のようなことは今やっているのか。これから先はどういう考えなのか、そこを聞かせてください。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 従前、2年ほど前でしたか、小関議員からも同じような質問を受けたとっておりますが、その際には、人事評価制度が人件費、自分の給与等に直結するような評価制度になる将来的なことを考えると、あの時点では考えていないというお話を申し上げたところでございます。基本的には、このたびの人事評価制度についても、給与への反映というものを考えております。これは、法的に地方公務員法からもそのような要請が来ているということもありまして、どうしてもそこは避けて通れないということから、やはりそういった問題は残るんだろうと。ただ、実際の運用として面談する際に、被評価者のほうから部下に、実は課長としての仕事ぶりをどう見ているんだというところを、私個人的には時々尋ねたりもします。なかなか、1対1でするので本当のところを言うかは別にしまして、そんなところはございますが、今のところ運用としてそういうことはあるにしても、制度的に部下から上司を評価することが、将来的には給与反映ということを考えて、今の段階では時期尚早なのかなと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） やはり、一方向だけの制度であると、なかなか信頼関係というのがうまく構築できない場合もあると思いますので、ぜひ相互の方向を持つ制度にいろいろ研究しながら、最終目的は生き生きとした職場で職員が働いてもらって、最終的にはそれが市民の福祉につながっていくというそういうイメージで、ぜひこれから進めていっていただきたいと思

います。

あと、職場の中で自分が非常に辛い状況だということを相談する窓口というものも、前回確認させていただいたと思いますけれども、それを、市長答弁にもありましたけれども、明確に職員全員が周知するようなこと、パンフレット等を配付したということでしたけれども、明確にわかるようなことをやっているかどうか。パンフレット以外。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 メンタルヘルス関係の情報提供のあり方の御質問だと思います。

安全衛生委員会を最低3回開かせていただいたというのがことしの実績でございますが、そのたびに、その会議録等または協議事項といったものについては、グループウェアを通じてまずお知らせしていると。先ほどのパンフレットも、実はグループウェアの中の一資料として載せていただいているものです。

また、それ以外についても、実は先ほど来市長の答弁にもございましたが、課長会を通じて2回ほど、ワークライフバランスの重要性について、各課長に情報提供させていただいた上で、各課長を通じて職員にワークライフバランスの重要性、もしくは定時退庁といったところについての考え方についてお知らせしているということでございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 前よりは徹底させているということだと思いますけれども、3つの窓口があるということをおっしゃっていましたが、それで機能すればいいんですけども、相談のしやすさという点から考えると、窓口として職員組合をどういうふうに考えているか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 実は9月定例会の際に、庁内の中に相談窓口というのは3つだと。保健師、所属長、総務課だということを申し上げたわけですが、実質的には電話相談なんかの制度も個別にございまして、例えば健康課が主体となって、市民向けでございませけれども、心の健康相談というホットラインというか、相談窓口でございませたり、もしくは我々の共済組合で持っている互助会の健康ホットライン24時ということで、これもフルタイム大丈夫だと。これは電話の中で相談できることですので、そういったところの窓口、もしくは、場合によっては、先ほどストレスチェックでお話し申し上げたとおり、高ストレスの職員については、産業医の相談窓口というものもあるということで、庁舎内に関する窓口、そのほかに関する窓口も結構あるんだと。これからは、そういった情報提供が今まで少し手薄であったのかなということもございませるので、その辺の情報提供をしっかり進めていきたいと思っております。

それで、職員組合に関してはどうだというお話でございませますが、職員組合自体が、その職員組合として常時組合員が常駐しているわけではございませせん。一般職の職員として通常は働いているわけでございませ。友達同士の中で、わかり合い、お話ができるようになってくるのであれば、それは友人同士としてのお話になるんでしょうけれども、組合という組織を通じて相談窓口というのは、少し無理があるのかなと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） そのラインも閉ざされてはいないということで理解していいですか。いずれにしても、いい状態で働いてもらうということが一番重要かと思っておりますので、ぜひその辺も、組合側と御相談なさってみていただきたいと思っております。

あと、市長答弁、総務課長の答弁も非常にいい中身でありましたので、この流れで質問を終わりたいと思いますが、何度も申し上げますが、働きやすい環境の中で、心身ともに健康な状態を保ちながら職務に専念してもらわないことには、私たちの生活がなかなか向上していかないわけでございます。ですから、先ほど答弁にもありましたように、相談窓口があります、メンタルチェックはしています、委員会も開催します、ただそれだけでは何の意味も持たないと思うんです。やっぱり、もっと職員のことを、さらにその職員の家族のことも考えながら、真剣に安全衛生面の充実を図っていただきたいなと思います。

職員の健康や職場環境の問題については、市政運営にとって重要なかなめだと考えております。今後も、何かあった場合には確認をさせていただきますので、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思っております。

短い一般質問になりましたけれども、以上で終わります。よろしくお願ひいたします。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開します。

今田浩徳議員の質問

清水清秋議長 次に、今田浩徳君。

（7番今田浩徳議員登壇）

7 番（今田浩徳議員） それでは、議席番号7番、絆の会所属今田浩徳です。

一般質問の通告書にのっとり、一括にて質問

を行います。

3月に入ったばかりとはいえ、雪解けが進み、テレビや新聞では桜の開花予測が報じられます。また、スギ花粉の飛散状況が連日あわせて報じられています。ことしのスギ花粉の飛散量が例年に比べ3倍から4倍と、それを聞いただけで鼻がむずむずする気がします。花粉が抑えられるよう森林の管理が適正に行われるよう望む方々は、私を含め多くいるのではないかと思います。

さて、やまがた里山サミットとやまがた森林ノミクスとの連携についてお伺いします。

化石燃料の普及により木材利用が減少し、集落や地域形成の変遷により、山林管理がおろそかになり、生産性の上がらない部門としてかわりが希薄になっている現状が長く続いていました。平成25年11月に、新庄市長を初め、県内全市町村長が参画して、やまがた里山サミットが設立されました。それを受け、吉村県知事がやまがた森林ノミクスを宣言し、県民総参加で森林資源を活用する取り組みを推進し、活力ある社会の実現を目指すことを掲げました。このやまがた森林ノミクス構想により、森林に日の目が当たり、また、集成材加工会社やバイオマス木質チップ製造会社の誘致により、収入が見込める認識が現実味を帯び、産業としての確立が望まれます。

県土の72%が森林面積に当市を照らし合わせてみれば、約161平方キロメートルになり、身近に緑の豊かさを感じます。この豊かな森林資源を活用することで、所得向上や雇用の確保による林業振興を図り、県と市町村の連携強化によって、地域の活性化に結びつけていく内容が策定されました。

県と連携していく上で、県が取り組む川上から川下への緑の循環システムを当てはめていく必要があります。伐採期を迎えた山林を所有する個人、集落、地区など部分林、分収育林を継

続してきた地区もあわせて、木材価格の下落、低迷により、収入を得ることが難しい状況にあります。伐採をためらい、再造林ができない環境にあります。森林資源の供給源として、安定して供給するためにも、提供側と業者とのシステム構築が必要と思います。伐採区域の選定や伐採順番決定の方法、高能率機械導入助成、搬入、搬出作業道の整備等、管理をする市のかかわりをどう捉えて推進していくか、お聞かせください。

中核工業団地に、企業誘致の努力が実り、大規模集成木材加工会社と木質バイオマス発電用チップ製造会社が稼働建設されます。雇用が生まれ、新規就労の促進を含め、多様な層の就労により、地域の活性が期待されます。2社の業種を見れば、多岐にわたる木材活用上、森林資源の需要が見込まれます。生活に関連する木材資材や、良質、付加価値木材の製造体制が構築されれば、新庄産材、県産材利用の推進がしやすくなります。日産量や地域向け材料の提供量を把握して、利用拡大や消費拡大に向けて新たな戦略を講じていかなければならないと思いますが、考えを伺いたいと思います。

県産材を使いたいが高値になるため控えてしまう施主がふえていると聞きます。県産材の安定生産、安定供給が可能になれば、より身近に感じて使用したいと考えます。住宅建築の支援、または認証材使用割合に応じた定額支援、公共施設への利用促進など、県に呼応して市独自の支援充実を図ることが森林資源の活用や地域活性につながります。川下の充実が緑の循環システムをスムーズにしていくと思います。検討をお願いしたいと思います。

理解促進のための森林教育と担い手育成の方策として、小学校においては、緑の少年団活動への参加により環境学習や森林学習が組み込まれ、実際に触れることで自然への畏敬が生まれ、地域の山林関係者との交流により地域の宝と認

識を深め、活性に寄与しています。中学校、高校でも、インターンシップや授業を通じて、広く知識を深め、また多面的機能の理解や関心を持つよう、森林環境に関する教育を進めてはどうかと考えます。

今年度より、農業大学校が林業経営学科を設置し、農林大学校になりました。林業振興と地域経済活性化を図るやまがた森林ノミクスを支える林業の次世代のリーダーを育成する学科であり、幅広い農林産業経営の真価が期待されます。地元にある研修機関と連携し、担い手確保を目指し、当市の農林事業の充実を図っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えをお願いしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、今田議員の御質問に答えさせていただきます。

最後の教育に関することにつきましては、教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

やまがた森林ノミクスの連携強化策の推進についてという御質問でございますが、初めに、伐採区域の選定についてであります。森林施業に関し、明らかな意思がある個人や法人または部分林組合等の組織を有し、合意形成が可能な地区が所有する森林のうち、施業の妨げとなる境界の不明確や権利者の不在などの問題が解消されている適齢伐期を迎えた森林を優先しております。また、県林業公社や森林組合との森林施業の共同化により、面的で効率的な施業が可能な森林を抽出し、複数年にわたり計画的に伐採しております。

高能率機械導入については、県内、最上管内にも多く普及してまいりました。市内の多くの林業事業体は家族経営による素材生産体制であるため、山形県林業労働力支援センターを介し

た利用の紹介が行われており、導入に当たっては、国の補助制度を活用した支援を行います。また、機械やそれを運搬する車両が円滑に通行できる林道や作業道の整備が必要不可欠であることから、スギを初めとした原木が面的で集中的に賦存している森林に接続するための林道の新設や、既設林道の改良を推進することで、より効率的で生産性の高い施業が可能となりますので、森林組合や事業関係機関とともに、整備計画など具体的な協議をし、国や県の支援を活用しながら進めてまいります。

利用拡大については、例えば市内の学校や病院などの公共施設の建築用材として取り入れたたり、またこれまで間伐により捨てられていた林地残材を木質バイオマスとして供給できるように、森林所有者には間伐や集材をする事業者を紹介し、需要側である事業者には間伐や集材が可能な森林情報を提供し、需給双方に利益となるよう情報提供を推進していくことで、利用拡大や消費拡大が期待できると考え、施業の集約化を加速するため、所有者情報の整備に着手してまいります。

次に、大規模集成材加工会社と木質バイオマス発電用チップ製造会社の進出により、素材生産量や原木供給量はこれまでをはるかに上回ることが想定され、森林所有者が森林組合や市内林業事業体と連携を図りながら供給体制を構築していくことがより重要です。木材価格の低下や代がわりにより現在多くの森林所有者の森林を管理する意識や関心が薄れてきている状況において、緑の循環システムを円滑に運営するために、森林経営計画の策定による森林組合等との施業の共同化や、県の補助制度を活用した再造林支援をしてまいりたいと考えています。

所得の低下や高齢化により、林業者は徐々に減少しておりますが、農林大学校に林業経営学科が設置されたことで、需要側である2社への就職希望者だけでなく、供給側である林業事業

体への就職希望者の増加が見込まれます。また、学生の中には実家が農林家でない者もあり、新たな雇用の創出が期待されることから、中高生などの森林学習や施業体験の機会をふやし、林業に携わること、また地域を誇れるような教育機関との連携を図ってまいりたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私から、学校教育の中での環境学習や森林学習等についてお答えいたします。

現在、小中学校及び義務教育学校の教育課程において、さまざまな形で環境学習が行われております。発達段階に応じて環境問題について学習しておりますが、そのような中で、より身近な地域について学ぶふるさと学習が各校で行われております。

小学校3、4年生の社会科においては、私たちの新庄市という副読本を使用し、森林を生かした暮らしという単元があります。具体的には、森林組合や県森林整備課の協力を得ながら、木について詳しく説明をしていただいたり、植樹や育樹、育てる際の肥料や下草刈りなど、専門的な知識を学んでいます。また、農林大学校に行くと田植えや稲刈りなどの農業体験をしたり、牛への餌やりなどの世話をする体験を行ったりしております。今後も、農林大学校と森林学習を含めた形での連携を考えていきたいと思っています。

さらに、中学校では、農林課で行っている県民参加の森づくり事業に参加し、下草刈りや枝打ち、木質チップ敷きや自然観察会を行っており、こういったことを通して森林についての興味関心を持つような活動を行っております。

さらに、中学校では職場体験学習として、地域のあらゆる分野の職場に赴いて職業体験を行います。その中には、地域の自然環境や環境保

全に興味を持ち、市の環境課や森林組合への職場体験を希望する生徒もおります。また、去る1月24日には、市商工観光課が事務局となり、新庄未来の担い手育成プロジェクト新庄体験が明倫中学校の2年生を対象に行われました。13の企業が出展し、そこには環境機器等を製造する会社もございました。また、先日3月2日に同様の事業が新庄中学校でも実施されており、林業関係の会社の参加もあったと聞いております。今後も、キャリア教育等の中で、環境に関する企業や農林大学校とともに連携しながら進めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、新庄市が把握している森林面積、またその中で民間所有の面積、あと国有林の面積、県所有であったり市所有の面積がわかれば、それを教えてください。また、伐採可能な樹木になっているのかどうかもわかれば、そこまで教えてください。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 現在、新庄市が把握している森林面積については、約1万2,800ヘクタールでございます。このうち、約8,000ヘクタールが国有林野となっております。民有林については約4,004ヘクタール。このうち、いわゆる人工林と言われている面積が1,700ヘクタールございます。それから、県所有の林は6ヘクタール。そして、市所有の面積は150ヘクタールほどございますが、このうち約50ヘクタールは陣峰市民の森となっております。

また、伐採可能な樹木になっているかということですが、全ての山を私が見て歩くわけにはいきませんが、森林簿がございまして、そこか

ら樹齢、平均的に60年がたてば普通の成長でありますと伐期年齢に到達すると言われていています。この樹齢60年以上のものを森林簿から抽出しますと、約700ヘクタールほどございまして、材積にして27万9,000立方メートルほどという推計をしております。

以上です。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） ありがとうございます。

それでは、昭和31年6月から契約が交わされた部分林契約の対象の山林組合数、あと、その山林組合が有している面積はどのようになっていますか。契約が昭和91年6月、平成で言うところと29年6月までとなっています。期間中に伐採して収穫して販売した地区などがありましたら、それを含めてお教えてください。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 昨年、森林管理署から、この部分林契約についての更新の有無の確認がございました。当時、この分収林契約については、行政が中に入って国と市町村、そして地元という三者契約をしている関係上行政窓口としてその更新の確認が行われております。

ただいまお話がありました昭和31年契約のもので、全部で10件ございまして、面積にして30ヘクタールほどございます。このうち、延長しますか伐採しますかという意向調査においては、3つの組合が分収しましょうという意向を示してございまして、残り7つについては、とりあえず5年の延長契約ということで意向を確認しているところでございます。ですから、伐採に入ったところはまだございません。入るとすればことしというふうになります。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） ありがとうございます。

それでは、今後の森林産業の発展により、木材販売の可能性が高くなります首都地区や管轄する営林署などとの契約の再確認が必要だと思います。また、その再確認の中での制限や規定の簡素化を進めることも必要ではないかと思えます。スムーズに作業に移行できる体制と、提供側と業者側が互いに納得できる金額の設定の構築も図っていただきたいと思いますが、その考えをお聞かせください。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 今後の分収林契約の具体的な分収の進め方の質問と捉えられますが、基本的には、森林管理署のほうで全て入札により発注しまして、それを伐採して販売してその収益を7対3とか6対4で分収するというようになっておまして、ほとんど地元組合の手を煩わすということはないので、その辺は森林管理署にお任せしたいなということでございます。

ここに、金額の設定ということもありましたけれども、やはりこれは入札になりますので、ここへの関与のところはございませんので、御了解いただきたいと思います。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） 入札によってということですので、その森林の管理の次第では金額が変わってくると捉えますが、それでよろしいのでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 その山全体の森林の育ち方とか、搬出するための林道の開設とか、さまざまありますので、そういったものを総合的に勘案しての入札となると思われま。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） ありがとうございます。

それでというふうにはなると思いますが、地区によっては、木材提供時の負担の捉え方によっては、理解や考え方に温度差が出てくると思います。解消のための周知の方策があれば、あわせてお聞かせください。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 伐期齢に到達するのが早くて60年ということで、当時契約なされている方が仮に30代ぐらいですと今90歳を超えているという形で、非常に分収をスタートしたころには下刈りとか除伐とか間伐、枝打ちとか、さまざまそういう作業が前半30年ぐらい入りますけれども、その後においては、やはり初めて契約の更新が来たことを各組合員に通知することによって、そういうものがあつたのかというのが常でございます。そのようなことから、集落の総会とかで、機会を捉えてそこに入りまして、制度の内容とか仕組みをしっかりと説明しながら、どのような対応をしていくかということに入っていきたいと思っております。

以上です。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） ありがとうございます。

確かに、契約書を見ると、当時の契約市長名が木田清市長となっておりますので、やはりそれほど年数がたっているということも理解できますので、さらなる集落への周知をしながら、随時年契約というふうにはなっていますので、その中で一言説明があれば、なお集落地区にとっては理解が進むのではないかと考えられますので、その点もあわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、今後数年のうちに、明倫中学校区義務教育学校、看護師養成学校、県で見ますと県立新庄病院、新庄警察署と、公共施設の建設が始まります。全国的に森林資源の活用が推進されている中、やまがた森林ノミクスの追い風を受け、先駆けて木材の建設促進を実行し、県にも積極的に声をかけていくべきだと思います。それが、誘致に応えてくださいました2社への応援にもなろうかと思ひます。よろしくお願ひいたしたいのですが、市が管轄する中での検討は、そういうことは可能性があるのかお聞かせください。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 平成22年に国では公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律を制定してございます。これを受けて、山形県においても、また本市においても、公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針を定めておりますので、この辺、やはり県知事挙げて森林ノミクスを提唱しているわけなので、この辺を十分に理解しながら、建築コストとか建築期間、そういったものに総合的に判断していただければなと思ひますし、機会を捉えてそういった働きかけもしていきたいと思ひしているところでございます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） ありがとうございます。

2020年、東京オリンピックのメインスタジアムである陸上競技場は木材をふんだんに使って建設されます。次の世代、次の世紀にレガシーとして誇れる施設にしたいと願ひを込めて使われることとなります。

その材料に、新庄にある企業が新庄の木を使ってつくった製品、その製品が利用されれば、この上ない喜びになります。企業との連携を深

め、市民の参加意識の醸成を進め、市長のトップセールスの成功を進める考え、希望はないのか、そこをお聞かせください。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 昨年11月に最上金山森林認証協議会というものが設立されました。この中で、構成メンバーとしては、最上郡内の8市町村、それに森林組合、県林業関係の機関、そして林業関係者等でもってこの協議会を立ち上げております。

国際的な森林認証制度の基準にのっとった持続可能な森林の経営管理を目指して、森林を環境、社会、経済に貢献する地域の重要な資源として、その営みから産出される木材を川上から川下の連携した加工流通を通して提供していくとしております。そして、森林認証制度の普及活動を促進して、木材の需要拡大と安定供給体制の構築を目指すとして、森林林業、木材業全体の活性化を図るということで設立なされました。

もちろん、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおいては、持続可能な再生資源が資源の調達コードと明記されておりまして、また、国際オリンピック委員会でも森林認証材の利用を行うと確認しておりますので、今後とも機会を捉えて市長が先頭に立って地域一体となってこういった運動に取り組んでいければなと思っております。

7番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

清水清秋議長 今田浩徳君。

7番（今田浩徳議員） ありがとうございます。

ぜひ市長にはさまざまな場面でのトップセールスの依頼があるとは思いますが、この木材利用の推進に関しましても、ぜひお願いをいたしたいと思っております。

1次産業の振興は6次化の推進を含め、取り

組みが多岐にわたり、さまざまな様相で形成され、所得向上につながっています。さらなる向上を目指す一因に森林産業がなれるよう、しっかりと支援していくことが必要であると思えます。

先ほどは、中央の施設利用に当地域の材をと述べましたが、当市においても同じことが言えます。地域が望む学校建築の姿に応えるべく、設計段階からあらゆる努力を重ねていただき、よりよい方向へお願いします。将来の希望、宝である子供たちが、誇りを持ち成長することで学校のすばらしさを後世に伝える役割を持つと思います。思い切って100年もつ学校校舎をつくっていただき、全国に誇れる新庄、次世代につなぐ人間づくりを目指していただくことを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時31分 休憩

午後1時40分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

清水清秋議長 次に、小嶋富弥君。

（17番小嶋富弥議員登壇）

17番（小嶋富弥議員） 御苦労さまです。本日4番目最後になりました。議席番号は17番、起新の会の小嶋富弥でございます。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

年度末の3月は、別れの季節でもあります。定めにより、この3月末にて、長年市民の福祉等を初め、多くの市民生活の向上に誠心誠意努

められた職員の方々が御勇退なされます。心から感謝と御礼を申し上げます。今日まで蓄えられた豊富な経験と知識を、大所高所から市勢発展のために今後ともお力添えをお願い申し上げる所存でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をしたいと思えます。

まず初めに、地域医療についてであります。山形県は、本年度2017年度の予算で、最上地域唯一の基幹病院の県立新庄病院の全面移転、移築に向けた新庄富士通ゼネラル工場跡地の事業用地5.6ヘクタールを取得。改築整備基本計画を策定し、診療機能や病床規模などを具体化するため8億9,888万円を内示いたしました。この場所は、最上地域の市町村長を初め、多くの関係者の熱意で要望した場所であります。健康で安心して生活できる医療環境は、県民、市民にとってもとても大切なことであり、このことは、地域活性化につながる朗報でもあります。

しかしながら、医者の方の指示のもとに患者の診療を補助したり、入院患者が入院生活を過ごしやすいうように日常生活の援助を行う看護師の人材不足が地域医療の大きな課題となっております。これらの喫緊の課題、問題に対し、市長は解消を図るために看護師養成機関の設置を決断いたしました。これは大変大きな政治判断だと評価いたします。

平成29年度の市の予算にこれらを推進いたすべく、看護師養成機関開設事業費36万6,000円、これとは別に、看護師育成修学資金支援事業に123万5,000円を計上いたしました。36万6,000円、このような開設事業費では、円滑なスタートが切れるのでしょうか。本当に大丈夫ですかとお尋ねするものであります。

我々市民も、この事業について大いに期待するところが大きいです。物の例えで、千里の道も一歩からと申します。最初のスタートが大事ではないでしょうか。そこで、これからの多

くの市民に理解と期待実現の具体的な看護師養成機関開設の手順、スケジュールについてお伺いいたします。

次に、新庄市の体育館について質問いたします。

この体育館については、昨年の12月定例議会においても質問させていただきました。その続きの質問になろうかと思えます。長年の経過で傷んだ内装関係についてであります。

この体育館は昭和47年全国高校総体バドミントン大会が行われ、その前年につくられました。また、この競技が45年ぶり、はばたけ世界へ南東北総体2017として、この地でことしの7月30日から8月3日まで、全国の高校アスリートが集い、熱い競技が展開いたします。この競技の前日の7月29日、市民文化会館でバドミントン競技別開会式が予定されております。これも、新庄にとっては大きな事業であります。

さきの12月の質問の中の一つとして、この体育館の内装整備について質問いたしましたわけですが、その答弁で、教育長からいただいた答えとして、耐震補強を最優先にし、工事の影響範囲外の内装設備まで実施できなかった。市体育館は、市の中心的な体育施設として、また市内外から広く利用をいただいている施設だ。多くの皆様から心地よく快適に利用いただけるよう、また、インターハイの会場として全国から来られる方々にとって、一生に一度の思い出深い大会となるように、できる限り整備をしまいたいとの心強い答弁をいただきました。

そこで、改めて、ことしの夏に開かれるインターハイの成功と市の中心的体育施設として末永く市民に愛されるため、傷んだところを含め、内装整備の具体的な内容についてお聞かせください。

それでは、3番目の質問として、学校教育について質問させていただきます。

最初の一つとして、文科省はこの2月14日、

小中学校の教育課程、すなわちカリキュラムの基準となる新学習指導要領を発表いたしました。約10年ぶりの改訂。新指導要領の特徴は、学習内容の増減に注目が集まってきた過去とは一線を画し、学びの指導の質的な転換に力を置くこととしており、特に英語に親しむ活動開始を小学5年生から小学3年生に前倒しし、小学5年生、6年生では英語が正式な教科となります。発表や実験、グループ活動などを伴う対話的で深い学びで思考力や主体性を伸ばすことも打ち出され、小学校では2020年度、中学校では2011年度から実施となっております。

この10年ぶりの新指導要領は、昨年の12月、中央教育審議会答申を踏まえた現行要領の脱ゆとり路線を継承するとともに、グローバル化などに対応する新たな要素を持っていますが、これらは学びの量と質をともに求められる内容とされ、どう現場で実現していくかが課題と心配されております。実施までのタイムラグがありますが、これらについて、教育委員会として新庄市の教育をどのように捉え、どう対応し実践いたすのかをお伺いいたします。

次に、アクティブラーニングについてお尋ねいたします。

2020年度から、大学の入試制度が変わります。センター試験が廃止され、新しいテスト、マークシートと記述が取り入れられます。それらに合わせて、高校、中学校、小学校の学び方、学習の方法が変わろうとしております。受け身でなく主体的、対話的、深い学び方を学習に取り入れる授業改善が求められると思います。既に、これらの学習を取り入れている自治体があると伺っております。学校現場には大変いろんなことが求められ、戸惑い、課題もあると思います。これらについて、新庄市の教育行政をどう図るのか、教育委員会の見解をお聞かせください。

次に、3番目の質問でございます。

市の教育基本構想に基づき、老朽化した沼田

小学校の改築を含め、明倫学区義務教育学校建築が進捗いたします。それらの具現化に向け、本年度の主要事業として、当初予算に建設基本設計業務委託料を含め7,063万3,000円が平成29年度の一般会計に示されました。昭和38年度改築以来、築54年、校舎の亀裂、発火現象、和式トイレ、雨漏り等、衛生管理上含め多くの不安を抱えた沼田小学校。ようやく地域の保護者、関係者は子供の教育環境の先が見えたことにほっとしていると思います。これらを進める学校建築には、これから展開する小学校、3年から前倒し、5年生、6年生の2時間教科を初め、文科省の新指導要領はグローバル化、人工頭脳AIの発達の対応からの授業の見直し、授業時間数もふえるようだし、質も量も鮮明になります。アクティブラーニング、探求型授業が推進されます。これから建築しようとする明倫学区小中一貫校には、これらの方針に沿った施設設備を吟味していく必要があるのではないのでしょうか。

また、教育委員会では、明倫学区小中一貫教育校基本構想を掲げ、地域に推進協議会、報告会の案内を地域に観覧し、明倫中学校にて4回開催いたしました。参加者が特定しており、保護者の参加も少ないように見受けられます。また、この構想のもととなる明倫学区小中一貫教育推進委員、検討部会、整備部会には、誰一人女性の方が入っておりません。なぜなのでしょう。今までの経過を見ますと、不透明とは申しませんが、もっともっと地域と学校が寄り添い、よりよい結果を生むために、地域の関心を高める情報公開、透明性、児童生徒と結びつきの深い保護者のお母さんの声を拾い上げたいかたがたでしょうか。これらについてお聞きしたいと思います。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋議員の質問に答えさせていただきます。

市体育館以降につきましては教育長の答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、地域医療についてであります、県立新庄病院については、移転による全面改築の方針や、救命救急センターの検討などが示され、平成29年度予算においても用地の調査、取得が計上されたことは、地域住民の安心の確保に向け一歩前進したと感じているところでございます。加えて、看護師養成機関の設置に向けた準備を急がなければならないと思いを新たにいたしましたところでもあります。

議員から御指摘のありました高齢化が進む中、地域での看護師不足は深刻な問題であり、その解決に向け若者を定着させたいとの思いもあわせ、看護師養成機関の設置に向けて検討してきたところであります。これまで、最上8市町村での設置に向け、最上広域市町村圏事務組合での検討を進めてまいりましたが、スピード感を持った検討を進めるため、圏域の中心地として新庄市が主体的に準備を進めていくことといたしました。

当初予算でお示ししている開設準備事業費については、具体的に予算措置できる段階にありませんが、当面の準備経費として交通費や事務経費を計上させていただいています。これは、広域に盛り込んだものをこちらに移したということでもあります。さらには、予算時期に急遽準備の枠を広げることよりも、しっかりと体制を整えて相互に進めるという形で、予算が36万6,000円と少なくなったということもぜひ御理解いただきたいと思っております。準備経費として交通費や事務費を計上させていただいたのですが、まず看護教員の目途をつけていきたいと考えております。特に学校長また副学校長をお任せできる学校運営の核となる人材につきま

しては、資格が教授以上ということが規制されておりますので、そしてその方にその後の教育理念の検討や基本設計などにも影響してきますので、早い段階での教員の確保に向け準備をまず進めていきたいと考えております。

まだ、通年で必要とする予算を積み上げているところにはありませんが、これからの準備作業の中で必要な経費が生じてきたときには、その都度補正対応で予算措置をお願いしたいと考えております。

また、看護師育成修学資金の貸与については、看護師養成機関を設置するまでまだ時間が必要ですので、その間の看護師不足への対応として、最上8市町村が協調して実施することとしたものであります。

看護師養成機関を設置するまでには、教員の確保、教育理念の検討、実習受け入れ施設の確保、各種認可手続、施設の設計、建設と段階を踏んで進めていかなければなりません。これまでの検討により、準備段階から3年かかると考えております。まだ開設までのスケジュールをお示しできる段階ではありませんが、ある程度のめどが立ちましたら報告させていただきたいと思っております。

このプロジェクトについては、行政の力だけでなし得ることは難しいと思っておりますので、民間の力もおかりしながら、官民協働による体制で準備を進めていきたいと考えております。そのための組織づくりも進めていきたいと思っております。その中で、教員の確保も含め、どのような学校がよいのか、運営の手法など、総合的に議論し、一步一步確実に準備を進めてまいりたいと思っております。

以上、壇上からの答弁といたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、以下の質問について私からお答え申し上げます。

市体育館の内装整備についての質問にお答えいたします。

来年度の南東北インターハイの開催を控え、全国からおいでになる皆様や、日ごろより市体育館を御利用いただいている皆様にとって、少しでも快適な空間となるよう、内装の改修を行うための予算案を今議会に提案させていただいております。改修内容といたしましては、3月下旬にアリーナ内の床の全面塗装を行うほか、新年度予算に計上しておりますものとしましては、2階ギャラリーの手すりや経年によって汚れが目立つ壁などの塗装、破損しているカーテンの交換、また内装以外にも体育館及び陸上競技場の駐車場の補修もあわせて行ってまいりたいと考えております。

今後も、施設の指定管理者や利用者の声をお聞きしながら、より効果的な整備を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、学校教育についての小学校の英語科等についてでありますけれども、今回の学習指導要領の改訂では、議員がおっしゃるように、平成32年度から小学校において、これまで5、6年生が学習していた外国語活動が3、4年生の学習となり、5、6年生については、新たに教科として外国語科が新設されます。中学校では授業を英語で行うことを基本とし、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習などが行われます。

山形県教育委員会では、平成26年度からの4カ年計画で、小学校の外国語活動担当教諭、中学校の英語担当教諭を対象に、英語指導力向上セミナーを開催しております。市教育委員会としましては、4カ年計画の中で、全ての小学校と中学校の英語担当教諭がこのセミナーを受講できるよう調整を図りながら計画を進めております。また、今年度は、市内小学校教諭1名を英語教育推進リーダーとして中央研修に派遣しており、今後それぞれで研修した内容を他の教

諭に広め、外国語教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、教育委員会として、市教育研究所に設置している課題別研修会において、来年度から外国語教育についての研修を進めることとしております。その中で、外部講師を招聘して、先進事例等についての研修を深めたり、ALTと担任が連携して進めるTT授業の効果的なあり方について、実際の授業を通して研修を行ったりしながら、各学校への普及を図ってまいります。

また、ALTにつきましても、今年度1名増員し、3名体制で各学校において授業を行っております。各学校からは、昨年より回数が多くなりありがたい。英語の正しい発音に触れることができよかった。児童はALTとの授業を楽しみにしている。英語の弁論大会の指導もいただきありがたいといった声をいただいております。来年度8月からは、さらに1名増員した4名体制により充実を図ってまいりたいと考えています。したがって、ALTの活用時間が多くなり、英語でのコミュニケーション能力の強化や、外国語に関する興味関心がさらに図れるものと考えているところです。

こういった取り組みを行いながら、平成32年度の小学校の英語の教科化に向けて遺漏のないよう準備を進めてまいりたいと思っております。

次に、アクティブラーニングを取り入れた授業改善についてです。

今回の新学習指導要領では、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業のあり方そのものも大きく変化する可能性がある中、他者と協働しながら未来を切り開いていく力が必要であるとの考えのもとに検討が進められてきております。そのような背景の中で、主体的、対話的で深い学びの視点で授業改善が必要であると言われております。主体的、対話的で深い学びは、これま

でアクティブラーニングと言われており、山形県では、同じ意味である探求型学習として推進しております。

市教育委員会では、以前から主体的、対話的で深い学びへの授業改善が重要であると考え、先行して取り組んでまいりました。またあわせて、平成27年度から3カ年の計画で県教育委員会から新庄小学校と新庄中学校が探求型学習推進プロジェクト授業の委託を受けて、さらには今年度から市教育委員会でも探求型学習実践研究指定校に委嘱し研究を進めております。その中で、今まで行ってきた学習方法から、さらに児童、生徒主体の学習に切りかえていくよう指導、助言を行ってきたところです。これらの今年度までの研究の中で、思考を深める言語活動の工夫や疑問と生徒同士のつながりを生む教材開発などの成果が報告されております。それらの成果につきましては、ことし10月6日に両校同時開催の公開研究発表会を予定しており、そこに市内全教員が参加し、教員同士が研修しながら探求型学習の推進をさらに図ってまいります。

最後の質問です。今年度7月から明倫学区内の地域代表、小中学校のPTA会長及び校長、有識者などから参加いただき、明倫学区小中一貫教育校推進委員会を設置し、明倫学区の小中一貫教育校における基本構想の協議、検討を鋭意進めてまいりました。その明倫学区小中一貫教育校基本構想につきましては、先日の全員協議会で御説明させていただいたところです。

来年度は、この基本構想に基づいて、基本計画策定を行いたいと考えております。基本計画策定に当たっては、推進委員会と同様に、地域の方々や学校関係者から参加いただき、新たな策定委員会を組織し、その中で協議検討を行ってまいります。その中に、萩野学園同様に当然女性委員も選ばれることと思っております。また、各学校PTAや学校後援会などの関係団体、

地域住民を含めた明倫中学校区小中一貫教育推進協議会ともこれまで同様に連携しながら推進していく予定としております。その過程において、建築基本設計で進めていく施設や設備などのハード部分について、新たな学習指導要領への対応の研究についても、適切な場においての情報交換を踏まえつつ進めてまいりたいと考えております。

以上です。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきましてありがとうございます。

最初の看護師養成機関に関しては、市長から御答弁いただいたところでありますけれども、前、私どもの議員懇談会にいただいた資料を見ますと、平成31年度に募集開始をしてというようなスケジュールをいただいておりますけれども、このとおおり期待申し上げますけれども、これらのスケジュールが担保できるのでしょうか。私はこのとおおりやっていただきたいです。早目に。県のほうでも恐らくバックアップしているんじゃないですかね。これは新庄市単独じゃないですから、市長も大変難儀していると思うんですけれども、やはり新庄市が定住自立圏構想の中でも来るんでしょうけれども、新庄市がリーダーシップをとっていかないとできないような気がします。このようなお示しいただいたようなことをもちろん目標にするんでしょうけれども、その辺どうなんでしょうか。ひとつお聞かせください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 まだ役所の中に準備室というものがございませんので、経緯からいって私のほうから努力目標になるかなと思っております。昨年、当初の話し合いの中では、昨年のスタートからやるということでありましたが、月1回の

話し合いの中で、非常にスピード感がないということで、12月の理事会等において。そして1月の理事会で正式に表明させていただいたということで、本当に議員の皆さんから後押しをいただいたことで広域の理事会の中でも新庄市が主体的にやるということで来ました。半年ぐらいのずれはあるかなとは思っていますけれども、先生が確保できれば、相当なスピード感が出てくるかと思っておりますけれども、この教授が全国で奪い合いな状況なものですから、ですから民間の力もかりながら、必ずや教授を、第一教授を確保するということが今最大の目標だと思っています。御理解いただきたいと思っております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 生みの苦しみと申しますか、御難儀するわけですけれども、市民のためにひとつ御尽力をいただきたいと思っております。

それで、県立病院の移転先をゼネラル跡地に県で判断していただきましたけれども、なぜあそこにはあんと来たかという経過を、多くの市民、郡民も知りたいと思うんです。その辺、私どもは知り得ないことですが、県の事業です。その辺、新聞を見ますと、最上郡の首長たちが一斉に行ってお願ひしたということが報じられていますけれども、わかる範囲の中で経過などを教えていただければありがたいです。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 突然来たということで、私も大変うれしかったところがあります。このことにつきましては、数年前から土地の選定が必ずあるだろうということで、内部で調査をしてまいりました。第一、いろいろ挙げたんですけれども、蚕糸試験場の北側の空き地であるとか、それから川西町のさいせんの空き地、田んぼあたりですとか、当然ゼネラル跡地も入っていました。神室産業高校の跡地、それから東山の陸上競技

場の下の方。あとは宮内の方面ということで、内部ではそういう資料をつくるようにということで、数年前から正直申し上げまして、内部の中で適地が確保できるかということがございました。

その中で、最後の通告が、ゼネラルの副社長が来られまして、ゼネラル跡地をどうしますかということで、私は喉から手が出るほど本当は欲しかったんですけれども、民間の土地でありますし、最後まで県が決定することありますので、そこを空き地としての提案を最初は考えていましたけれども、そこから一つ手が離れたなということで、県がまだ県立病院を建築するというのを一切表明していませんので、この議会をお願いして、何のために使うんだと。必ず私が答弁すると、それは県のことでしょとなる。これは言えないということで、その間に民間の不動産会社にちょうど不良債権ということでゼネラルで処分したいということで、使いますかと。うっというところもあったんですけれども、それはお断りせざるを得なかった。正直に言いまして、その後、昨年、市内の空き地をずっと見て回りましたが、かなりいろんな意味で開発が進んでいるということで、副市長に単独で病院局のほうに相談というよりも情報提供に行っていたかというので行ったのが最初であります。

何を言ってお願ひしたかという、新庄市は土地がありそうで土地がありませんよと。早目にここということを決めて、そこにインフラ整備をする。あるいはどいていただくとか、そういうことをしないとなかなかもう難しいですよということを申し上げたところです。その後ですが、宮内もああいうふうな形でヤマザワとかが出てきて、そのことも相まって、副市長をお願いしていったと。

その後の経過、あそこになったという経過については、最終的には私が想像するには銀行間

のやりとりだったかなと思っております。銀行の中で、どういう対応をするかということで。こちらのほうに病院局から問い合わせが副市長にきたのは、どこを決めても8市町村そろって賛成してくれるのかという宿題を預けられました。最後に、自分たちのところに自分のここがいいとかあそこがいいとかという意見が出ずに一つにまとまるのかということが、病院局から提示されましたので、それについては12月のときに県で決定したときは8市町村そろえるのかという問い合わせがあったと。場所はわからないということをお答えしたと。それは、理事会で確認させていただいて、県が決定したときには8市町村は反対しないということでよろしいですねということで全員の総意をもらい、タイミングが必要でしたので、1月20日要望に行くということであります。県がそれで決定することをまず後押ししてほしいということが実際の経緯でありました。

以上、私の知っている範囲の中ではこういう事情でよろしくお願ひしたいと。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。よかったですと思います。なぜお尋ねしたかといいますと、看護師学校をつくるんだったら、その新しい病院の近くに、併用するような形で看護師養成学校をつくったら、よりよい効果が生まれるんじゃないかなと思うんです。今、県立新庄病院の看護師は288人、これは平成28年5月1日現在、常勤医師が47名ということで、そういった方のノウハウ、技術をともに臨床実験とか立ち会えるような場所ができれば、なおいいんじゃないかなという思いもあったものですから、今あえて市長にお聞きしました。ありがとうございます。

次に、市体育館について再度お聞きします。

あそこの内装では、手すり、カバー、カーテ

ン、駐車場の整備となっていますけれども、大会になりますと、2階のギャラリーに新庄市の場合には下足を脱いでいきます。今どき全国的に見ても、下足を脱いで2階のギャラリーという設備はないそうですけれども、大会当日はどういうふうにしますか。よそから来た人は下足で上がります。私は、あそこにシートでも敷いて土足で上げるような方法がいいと思うんですけども、その辺のお考えはこの中にあったんでしょうか、お聞きしたいと思います。

関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。

清水清秋議長 社会教育課長関 宏之君。

関 宏之社会教育課長 大会当日につきましては、下足で上げられるような形を考えておりますので、そちらの費用も入っております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） では、学校教育のほうに移りたいと思います。

新しい要領を見ますと、先生方の負担が大変大きいと伺っております。私は教育の専門家ではないんですけれども、今教育長からいろいろお話がありましたけれども、本当に主体的、対話的深い学びをするには、今の先生方にこれ以上求めても大変なような気がします。これは新庄市だけではなく全国ですけれども、先生たちの健康も含めて、非常に先生方の仕事が長時間にわたるような気がします。本当にこれに対応するように教育委員会では大丈夫かどうか、もう一回お聞きしたいと思います。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 アクティブラーニングについての御質問ということだと思いますが、山形県では探求型学習ということでずっと進めてまいりました。新庄市の各小中学校でも、能動的な学びということで、従来グループ学習ということで取り入れながら学習を進めてまいりま

した。教師の講義的学習ではなくて、子供たちが自分たちから学んでいく学習というのがこの能動的な学びということになりますので、自分たちの課題を見つけながら、そして新庄市内の学校ではほとんどグループ学習等を取り入れながら、自分たちで話し合いをして解決していくという学びのスタイルについては、もう既に大分深まっているのかなと覚っているところだ。そういう意味では、今回新学習指導要領が発表されましたけれども、スムーズにそういう面では移行できるのかなと覚っているところだ。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 先生方も子供たちも、時代とともに大変だということもありますけれども、やはり子供を育てるということはこれは大人の責任でありますので、教育委員会だけではなくて、新庄市地域全体としてやはり捉えていって、やはり、健全な子供たちをお願いしたいと思います。

あと、新しい学校についてお聞きいたします。明倫学区です。学校は、地域の防災拠点ですね。沼田小学校は新庄市の防災拠点でなっておりますけれども、やはり、明倫学区小中一貫教育校でも、こういった防災的なものをやっぱり取り入れる必要があるんじゃないんでしょうか。

あと、文科省の指導要領を踏まえた学校施設整備指針というものが間もなく出るそうです。これの中身をちょっと見ますと、老朽化対策じゃないですよ。新しい学校ですから。避難所としての防災機能の強化、バリアフリーなど学校施設の機能、性能の向上についてもということがあります。今、基本計画をつくるわけですが、指導要領が変わるわけだ。アクティブラーニングとかそういったことで。やはり集団グループにすると、従来の机じゃなくて、平場のところに丸いテーブルを置いて座りながら要するにフラットに。そして、オープンスペー

スというのをもう取り入れないと授業が進まない。ただ机をがたがたと寄せて、さあやりましょうなんていうことも、新しい学校をつくるんだったら、そういったものを先進的に取り入れるべきじゃないですかね。思い切ってやっぱり。

そして私もさっき申しましたけれども、一番子供にかかわりのある保護者のお母さん方の声もやっぱり聞いていかないと。どうしても見ますと、国の基準に沿った学校づくり、教育委員会の事務方が主体となってこういうものをやる。そして、今度学校は従来からすると面積が10%だか減るとかという規定の中に取り込まれないように、やはりそういった、せつかくいい時代を迎えるために先進的な建設計画を私はつくるべきじゃないかと思ひます。そして、やはり、大変言いにくいですが、特別支援の子供もいるわけだ。そういう子供のための教室なんていうものもやはり考えていく必要があると思ひますけれども、これらに対してどのようなお考えなのでしょう。お伺ひしたいと思ひます。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 新たな明倫一貫校の建設に対する御質問でございました。

今のことに關しましては、基本的には基本計画を策定してまいる新年度において吟味していくこととなりますけれども、議員がおっしゃられた方向づけ、新指導要領というものも大きく背景としたならば、考えていなければならぬ。これは必須だと思ひますので、その辺の議論はまた今後さまざまな形で報告をさせてもらえる部分なのかと思ひます。

あと、女性委員につきましては、今年度基本設計を発注するまでの基本構想ということで、少しスピード感を持ってということも事実でございました。女性が入ってなかったという結果

が私自身自覚したこともございました。しかしながら、まず構想を練って具現化をスピード感を持ってやらなくてはいけないということがありましたので、こういうふうになりましたけれども、新年度につきましては、作業部会がまだ進度を延ばしていきますので、それぞれの部会の中でPTAのお母さんたちあるいは母親委員の方々の参画をお願いできるのかなと思っているところです。

あと、特別支援につきましては、これまたとても難しい問題ではありますが、将来性をにらんだ形で多様な環境を整えられるように、今議論もとてもしているところでして、難しいところではありますけれども、いいような方向に持っていければということで、これも現場の先生方の意見、先駆的にどのぐらいの人数なんだということが加わってまいりますので、その辺、今後議論してまいりたいと思います。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) ぜひひとつそういったことで将来百年の大計に近い学校でございますので。まあ、100年もたてばまた時代も変わってまたいろんな考えが出てくるかもしれませんが、やはり指導要領というものがあるわけで、10年も15年も恐らくその中に沿って国際的な環境の中でAIとかそういったものを進めていくわけでございますので、ぜひひとつよろしく前向きをお願いしたいと思います。

あと、これから新年度、入学式とかを迎えるわけですので、その都度学校のほうでもPTA総会とかがございますね。そのときに出向いて、こういう学校になりますよ、こういう学校にしたいんですよという御意見はありませんか、そういったものはやっぱり開かれた透明性ですね。そうしていけば知恵が出てくるかもしれませんが、その中で整合性をとりながら、ぜひひとつ御丁寧にやっていただきたい

などと思います。

あと一つ、時間も押してまいりましたけれども。

沼田小学校。また沼田小学校かと言われるかもしれませんが、大変現場のほうも保護者のほうも実際苦勞しております。聞くところによると、今まで2年生が離れた校舎じゃなくて、下のほうに持ってきてすると言っていましたけれども、そうした場合に、トイレと近いです。トイレの臭気があり、夏場にこれだと困るなど言っていました。トイレは生活の糧ですので、そういったこととか、あと和式なものですから、うちの孫が学校から駆け足で来て、何だと言ったら、学校のトイレが嫌で、女の子なんですけれども、家に来てするというような、非常に劣悪な環境ですので、あと三、四年で新しい学校ができるから我慢しろというふうにはいかないような気がします。やっぱりひとしく最低直すところは、改善するところは改善して、ぜひ同じ新庄市の子供は同じ条件のものでするような配慮を格段にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 前段の、明倫のほうの透明性という部分がありましたけれども、特に構成3校の中で、北辰学区のほうは建設候補地から外れるということもありますので、今校長先生とも話をしている中で、4月の保護者会の後に、学校づくり、地域づくりの協議会を立ち上げて、大いに建設的な意見を交換できるような場をとということも設定しているところです。

あと、後段のほうは、通っている子供たちがとても難儀なんだろうと思っております。特に学校と意見交換しておりますのは、今おっしゃられたトイレの臭気というものがあります。洋

式のほうは箇所箇所で最低の数だけ洋式便器を入れて、和式が多いわけですがけれども、2割ほどの洋式便器という割合だったようだけれども、学校の先生方に求められている部分は、衛生問題ということもあります。したがって、洋式便器の便座をまず手がけたいということで、新年度を待つことなく、できれば現年度分ということの検討もしていることは事実です。ひょっとするとおくれるかもしれませんが、そこをまず着手したい。

あとは、新年度予算の中で、今ある換気扇に加えて、窓への外気用の換気扇の増設ということも予定しておりますので、さらには床の塗装、カバーコート、こちらも考えております。

こんな形で、トイレの問題については、学校とも連携を密にしながら、早々にという形で進めてまいりますので、議決のほうも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 市民のためなら議員の皆さんだって誰も反対することはできないと思います。議会と執行部が両輪だと常々言っていますから、私どもも両輪だと思います。だめなものはだめ、いいものはいいと言います。よろしく今後ともお願ひします。

御清聴ありがとうございました。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日7日午前10時より本会議を開きますので、御参集願ひします。

御苦労さまでした。

平成29年3月定例会会議録（第3号）

平成29年3月7日 火曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	小松孝	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	渡辺安志	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計課長兼出納主査	伊藤洋一
教育委員長	山村明德	教育課長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	関宏之	監査委員	大場隆司
監査委員局長	高山学	選挙管理委員会委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

滝口英憲

農業委員会
事務局長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長 森隆志
主査 沼澤和也

総務主査 三原 恵
主査 早坂和弥

議事日程 (第3号)

平成29年3月7日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1番 叶内恵子 議員
- 2番 高橋富美子 議員
- 3番 佐藤悦子 議員
- 4番 遠藤敏信 議員

本日の会議に付した事件

議事日程 (第3号) に同じ

平成29年3月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	叶 内 恵 子	1. 市内経済の活性化について 2. 5歳児健康診査の必要性について	市 長
2	高 橋 富美子	1. 最上伝承野菜の取り組みについて 2. 受動喫煙防止対策について 3. 公立図書館の役割と重要性について	市 長 教育委員長
3	佐 藤 悦 子	1. 入学準備金などの就学援助の改善について 2. 学校給食費無償化について 3. 市独自の高齢者・障がい者福祉について 4. 高すぎる国保税の引き下げについて	市 長 教育委員長
4	遠 藤 敏 信	1. 測量遺産塩野原基線について 2. 市道にかかる橋について 3. 高齢者の運転免許返納について	市 長 教育委員長

開 議

清水清秋議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

叶内恵子議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に叶内恵子君。

（2番叶内恵子議員登壇）

2 番（叶内恵子議員） おはようございます。

議席番号2番の叶内恵子です。きのうの「おはよう山形」で、東日本大震災後の被災地である石巻で地域の復興と産業の発展を目指して子育て中のお父さん、お母さんが安心して働ける環境づくりと働き手確保のために社屋内に保育園を併設する一企業の取り組みが紹介されました。このような取り組みができる背景には、地域の貢献を願う企業、それらの企業を後押しする行政の協力、地域全体の連携があります。地域全体が同じ方向に向かって取り組むからこそ、仕事と家庭を両立できる環境をつくり出し、そのことが地域に活力を与え、未来に希望の持

てる地域になっていくということになるのだと思いました。地域の中にこのような企業が一つ、また一つとふえていくことは間違いなく地域力を強くしていくと思いました。自分も微力でもそのような取り組みができるよう、そのような取り組みが活かせるよう努力していきたいと思い、この番組を見ておりました。

さて、通告に従いまして質問させていただきます。

新庄市の経済情勢を指し示す指標の一つである、市内総生産額をリーマンショックが発生した年を基準として経年で見ていくと、リーマンショック前年の1,455億500万円から、リーマンショックの年は1,396億1,900万円と落ち込みました。公開されている直近の平成25年のデータによると、市内総生産額は1,332億6,100万円と、いまだリーマンショック以前の水準には回復しておらず、123億円が減少しているということがわかりました。

一次産業、二次産業、三次産業を見てみると、二次産業、三次産業の回復が強化課題となっていることがうかがえるのではないかと考えます。この二次産業、三次産業を構成しているのは新庄市内の中小、小規模企業ではないかと考えます。新庄市においては80%以上の市民が中小企業等で働いています。新庄市は、中小・小規模企業の影響が強い地域であるということが言えます。つまりは、新庄市において中小・小規模企業の振興は、市の盛衰にかかわる大変重要な課題であると言えるのではないかと考えます。

雇用面では、中小企業等で働いている人の割合が非常に高いということがありますし、生活の面でも中小企業等が地域の中で果たしているという役割は非常に大きいということがわかります。また、自治体の財政にとっても、法人市民税や固定資産税という形で財政収入を支えているのは中小企業等の割合が少なからずあります。雇用面、生活面、収入、税収の面を考えて

も、中小企業は地域内のお金の循環を支えていると言えます。

市内総生産額がリーマンショック前の水準に回復していないということ、市内事業所の数が254事業所減少しているということ、労働者数が1,056人減少しているということから、中小企業の元気が失われていると考えます。中小企業に元気がないことによって消費も減る。消費が減ると、地域内で消費に支えられてきたお店も減る。そうすると、ますます住みにくくなる。ですから、中小企業に元気になってもらわない限りは地域経済の将来というのは多分あり得ないという視点から考えていく必要があるのではないかと考えます。

この状況をどのように分析し、今後の経済政策、地域経済活性化のための施策を展開していくのでしょうか、お伺いいたします。

次に、5歳児健診の必要性についてお伺いします。

発達障害等により、学校で学習のおくれがちな児童生徒の支援の状況を学ぶため、実際の教育現場を訪問しました。小学校、中学校と訪問を重ねていくうちに、発達や行動等に軽度の問題があり、支援を必要とする児童を早期に発見し、支援を行っていく必要があるのではないかとこの声をお聞きしました。

軽度の発達障害がある子供たちは、その障害の特性から、学習面や社会性、コミュニケーションといった生活面について、さまざまな困難を抱えます。年齢が上がって生活の場が変化するにつれて、子供たちが直面する困難はさらにふえていきます。障害に気づかない、あるいは気づいていても適切な支援を受けることができないと、失敗などの経験がどうしても多くなり、「自分は何をやってもだめなんだ」などと自尊心の低下につながります。あるいは周囲の無理解や非難によって鬱や行為障害などの二次障害などに至る場合もあると言われています。

発達障害の子供たちは学べないのでは決してなく、その子に合わせた働きかけを行うことで、その子にとってできることがふえ、その結果、生活面において適切な対応ができるようになると言われてしています。そして、その働きかけが早ければ早いほど、その可能性は高まると言われています。

学びやすい方法は子供によって異なるため、就学時前に家庭や保育所や幼稚園、特別支援の指導施設などでその子に合った学び方を協力して見つけ出し、子供たちが生活していく上で必要な能力を身につけるためにその子の特性を把握しながら、適切な働きかけ、療育を早くから行っていく必要があるのではないかと考えます。

母子健康法では、第12条、市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。1つ、満1歳6カ月を超え満2歳に達しない幼児。2つ、満3歳を超え満4歳に達しない幼児。第13条、前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならないと定めてあります。

そのため、法的に規定された乳幼児健診は、1歳6カ月健診と3歳児健診ですので、多くの自治体で3歳児健診後は就学時健診まで健診がないというのが現状です。

鳥取大学の研究によると、軽度発達障害は、その障害特性から、3歳健診で発見するのは難しいという結果が出ています。平成16年度に鳥取県内の市町村で実施された5歳児健診、1,015名対象では、軽度発達障害児の出現頻度は9.3%であった。また、こうした子供の半数以上が3歳児健診では何らかの発達上の問題を指摘されていなかったという結果が出ています。

現在、鳥取県では、3歳児健診では発見が難しい軽度発達障害児への気づきの場として、5歳児健診あるいは5歳児発達相談を広く実施し

ています。5歳児健診によって発達、情緒、社会性に問題を持つ子供を早期に発見することは育児に対する不安を抱えた保護者への支援にもつながります。また、早期に子供や保護者へのサポートを開始することで、その後のスムーズな就学、不登校の予防、いじめの予防にもつながります。

5歳児健診の実施は、保護や支援を必要とする子供への早い段階での気づきと対応を具体化し、学校生活などへの適応がスムーズなものとなることを基本方針としている新庄市の取り組みをより推進すると考えます。

新庄市は、1歳6カ月児健診と3歳児健診を行っていますが、5歳児健診についても必要ではないかと考えます。これについての考えを伺います。

以上となります。御答弁のほうをよろしくお願いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

市内経済の活性化についてのお話であります。各種統計資料からどのように分析し市内経済の活性化を展開していくかについての御質問であります。

先ごろまとめられました平成26年度の市町村別の総生産、経済成長率は、県全体で経済成長率が0.6%マイナス、新庄市では0.1%マイナスという結果になっております。

新庄市まちづくり総合計画の商工業の振興で目標指標としております製造品出荷額は、直近の平成26年工業統計調査データによりますと約531億円と、回復の兆しが見られますが、一方、雇用の面においては企業側の人材確保について依然厳しい状況となっております。また、中心

商店街につきましては、経営者の高齢化や事業廃止により閉店している状況にあります。

市といたしましては、地域経済活性化施策として、中小企業の振興対策に商談会展展支援、新製品・新技術開発支援、情報発信力支援、工業振興対策につきましては、基盤産業強化のためのアドバイザー派遣事業を行っております。

また、地域の人材確保対策として、最上地区雇用対策協議会や最上総合支庁と連携しながら、高校生の企業見学バスツアーや地元企業が山形大学を訪問し、学生への講義やグループワークでの交流、加えて、今年度より新庄のみらいの担い手育成プロジェクト実行委員会を組織し、企業派遣型の中学生向け職場体験を実施するなど、地元定着型キャリア教育に努めております。

商業振興対策としては、商業地域空き店舗等出店支援事業を補助しており、今年度末までに5店舗の出店が見込まれる予定であります。

さらに、金融機関、信用保証協会と連携し、中小企業に対する制度融資など経営支援も行っております。

今後とも、産学官金関係機関と連携を図りながら継続して支援してまいりたいと考えております。

次に、発達障害児への対応のため、5歳児健診を実施してはどうかという御質問ですが、発達障害のある児童生徒の支援や対応については、これまでも力を入れて取り組んできたところです。

特に乳幼児期から義務教育へ向けた支援が重要になってきていますので、独自に養護主事を採用、配置して対応しているところであります。具体的な業務としましては、特別な支援を必要としている児童の把握をするために保育所等への巡回訪問を随時実施しておりますし、専門的視点から、担当保育士などへの助言や、保護者と保育士の面談の際には養護主事が同席して、生活面での対応などのアドバイスを行っており

ます。

また、山形大学の発達障害を専門としている教授をお願いして、市内の保育所、保育園、幼稚園、小中学校など、年20回、教室で循環相談を行い、スクリーニングを実施し、指導や助言もあわせて行っているところです。

保健師を中心としたかかわりでは、4歳・5歳の集団生活になじめないケースについては、民間施設の保育士からも直接健康課の保健師に連絡をもらい、今後の対応を相談できる体制をとっております。

発達障害への対応は早い段階からのかかわりが重要となりますので、出産後の赤ちゃん訪問に始まり、1歳6カ月健診、3歳児健診などで、保健師がかかわり、ふだんの会話の様子や特定のものへのこだわりがあるかとか、多動性の有無など、子供の発達の特性やそれに伴う子育ての困難感を確認しながら、保護者のメンタル的な支えを含め、継続的な支援につなげております。

御質問の就学時前の発達障害児の早期発見とその支援については、12月の私立幼稚園協議会との話し合いの中で御提案をいただいているところでございます。今後につきましては、保育所、幼稚園、学校などと行政が連携し、導入時期を探ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 丁寧な御答弁をありがとうございました。

経済の活性化策について、企業の振興、新庄市の取り組みは十分理解しております。私は仕事柄、保証協会の方と話す機会も多々ありまして、新庄市の企業支援の取り組みというのは本当に一生懸命だということをよく言われます。そして、そのように言われたときは、本当に「ああ、新庄市すごいな」と誇らしく思ってい

ます。

その中で、自他ともに認める取り組みをしているからこそ、中小企業振興条例をつくるべきではないかなと私は考えております。平成27年9月定例会におきまして、私は中小企業振興基本条例制定の願いを込めて一般質問させていただきました。

地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、その振興を柱としていくことを明確にするために策定される理念条例である中小企業振興基本条例を制定する自治体がふえています。平成27年1月時点において条例を制定していた市町村は117でしたが、昨年12月時点では192市区町村となっています。

条例を制定した自治体に新庄市と同じ市町村類型である愛媛県東温市があります。東温市は平成23年12月から平成24年1月にかけて、東温市市内企業現状把握調査を実施し、平成25年3月に、単なる中小企業振興基本条例ではなく、中小企業に加え零細があえて挿入されている「東温市中小零細企業振興基本条例」を策定しています。市内企業現状把握調査の結果、小規模事業所がいかにか多かが改めて認識され、東温市では条例に「零細」という言葉を入れる決断をしたということでした。

人口減少、企業数の減少、生活条件悪化の悪循環、労働市場逼迫下での従業員確保の困難、後継の不在など、東北であっても、四国であっても、地方を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

東温市産業建設部産業創出課に、条例はなぜ必要なのかという質問をしました。担当職員からは、「条例制定は、行政が東温市の全ての中小・小規模事業所を守りますという覚悟を約束するためです。そして、首長、議員、担当職員がかかわっても永続的に中小企業を支援することを約束し、東温市が目指す政策をぶれないものにするためです」という答えが返ってきました。

私は、地域経済活動の活性化のためには、地域内の中小企業が得意とする稼ぐ力を引き出すことだと考えています。新庄市の地域経済活性化の姿勢を内外に示すために必要ではないかと考えていますが、いかがお考えでしょうか。伺います。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 中小企業振興条例につきましては、かねて叶内議員から御質問をいただきまして、前回のときもこの地域においては、最上定住自立圏構想があり、地域全体でこの地域の経済を守っていくと。また、最上総合支庁と一緒に産業ビジョンをつくっている。そのような考え方をしております、その中で具体的な施策を進めていって中小企業を支援していきたいのだということを回答させていただきました。その評価を、保証協会の方からいただいたのかなと思っております。

それで、私どもといたしましては、今のところ、中小企業振興条例というものを制定する考えはありませんけれども、中小企業を振興していきたいと、先ほど叶内議員が言ったように、ほとんどの企業が中小企業だ、小規模事業者だ、それは認識しておりますし、そのところは支援していくという考えはぶれておりません。

例えば、先ほど市長からありましたが、平成26年度では0.1%と経済成長率が鈍ったことは確かでございます。その後、我々としましては、平成27年に国のほうで地域活性化・地域住民生活支援事業というような形で、例えば、我々、買物動向調査というものを分析しておりますが、求められているものは品ぞろえだけでなく、町歩きの楽しさというような項目も多々あります。そうした中で、事業を使って、かむてんのまちづくりというものをしたり、または小売関係、建設関係、飲食関係の3つのプレミアム事業を行うなどのそういった支援をしております。

また、ことしで言えば、東北の観光産業が復興していないと。国でつくった、東北観光復興交付金という制度を利用して、また我々のほうでも申請すると。常に中小企業者の皆様方が活性化するように、国・県の動きを捉えながら、関係機関から情報をいただきながら、施策をつくっていくつもりでございますので、今のところ、条例をつくるつもりはございませんが、その趣旨に沿った事業は展開していくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 今のところ、考えはないということ、残念な気持ちになりますけれども、いろいろな事例を勉強していただけたらありがたいなと思っております。

今、先ほどの振興条例の中で触れました東温市の市内企業現状把握調査というところに触れましたが、新庄市内の事業所が減少していく原因を知る必要があると思ひますし、市内企業が事業継続をしていける施策を考える必要があると思ひます。中小企業は自助努力によって日々経営努力をしています。しかし、個々の努力だけではどうにもならないということがあると思ひます。適切な地域経済活性化策を打ち出していくために、実態に基づく施策が必要ではないかと考えています。

東京都墨田区の事例は御承知と思うんですが、係長以上の職員全員が全ての区内の中小零細企業を訪問し、その実情をみずからの目で見て、耳で聞くという悉皆調査を通じて、自分たちの自治体の中小零細企業者の実態を把握していったという話は有名ですが、それは地域経済が苦境に立っていたときに、同じく地域経済の主役となる中小企業の問題、課題、そして悩みを明確にするためでした。何を中小企業が求めているのか、中小企業はどういう状況にあるのか、それをどう改善していくのかということを明確

にすることによって、その地域の慢性的な問題、課題をつかみ、その中でも企業の努力では困難なものを行政が政策としてサポートするためでした。

当新庄市においても同じことが言えると思います。中小企業にもっと元気になってほしい今だからこそ、中小企業が何に困っていて、何に悩んでいるのか、何を求めているのかという全体の現状把握が重要なのではないかと思います。

全事業所に対する景況調査の実施について、いかがお考えかを伺いたいと思います。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいま全事業者に対する景況調査という形がありましたけれども、経済の活性化というものは、この地域だけではなく、今グローバル社会の中で、国の動き一つだけでも、日本国、また東北、県内と変わっていくものでありまして、確かに一つ一つ積み上げていくということも大事でしょうけれども、我々としては、現在、最上総合支庁であったり、商工会議所、この中にも商業部会、観光部会、工業部会、情報サービス部会、建設部会、金融部会、また商店街の連合会及び専門店会、工業団地でいえば2つの立地協議会がございます。また、我々は山形県の中小企業団体中央会や山形県の企業振興公社にも加盟しております。それらのさまざまな分野、また雇用でいえばハローワーク、また、先ほど叶内議員が言ったように、金融機関、山形県信用保証協会、これらとそれぞれのスペシャリストたちが相談を持ちかけられたものを一緒になって協議しながら施策をつくっているところでございます。

それぞれに例えばハローワークであれば事業所で困っていること、労働者が相談していることなどが上げられてきますし、信用保証協会であれば東日本大震災のときに新たな保障制度、緊急補償制度を一緒になってつくらせていただ

いたり、決して全戸の調査はしておりませんが、それぞれの分野の方々、スペシャリストの方々とは情報を取りながら施策をつくっております。

今のところ、全ての事業所から調査するということはしておりませんが、叶内議員から見れば、まだまだ私どもは足りないということがあるかもしれませんけれども、それぞれの関係機関とより一層密に情報交換して施策に反映させていきますので、よろしく申し上げます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） スペシャリストの意見というものはやはり大事なんですけども、小さい、そこに加入しない小さいところの一つ一つの声を聞くというのは、私は本当に大事だと思っておりますので、機会を捉えて、今やっている施策で、本当に必要だと思うときが来る前にという言い方は変なんですけれども、そうならないように施策を展開されているかとは思いますが、一つ一つの声を聞ける機会を持っていただけたらいいなと切に願っております。検討していただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、5歳児健診についてなのですが、機会を捉えて健診についても検討していただくという返答をいただきました。

全国でどのくらいの5歳児健診の実施団体数があるかなどもちょっと調べてみまして、平成26年の調査ですと197市区町村が実施しているということでした。県内では、西川町を初めとして舟形町、金山町、真室川町、山辺町、戸沢村も、戸沢村が今年度から実施したということお聞きすることができました。

小さい自治体ですと、5歳児健診、実施しやすいというような声を聞くことができたんですが、比較的大きい市ですと、米沢市や天童市では、5歳児健診をするにはちょっと規模が大き

過ぎるものだから、5歳児発達相談事業という形で展開しておりますという話を聞くことができました。

この発達障害の取り組みでは、鳥取県が一番早いし手厚くされているなということがわかりましたので、日本で一番早く取り組みを始めた鳥取県の大仙市にちょっとお話を聞いてみましたならば、現在は開始してから20年経過をしているということで、その取り組みは年々厚みを帯びておりますということです。現在では、LD等専門医を町内の小学校に配置をして、保健師、町の担当職員と、新庄市でやっているように、幼稚園の巡回をして、鳥取大学とも連携しながら支援の必要なお子さんの具体的なケアを示すカンファレンスを実施して、回を重ねるごとに保育士の視点が変わり、保護者の受け入れ態勢も改善し、小学校への就学が本当にスムーズになっているということをお聞きしております。

新庄市に合った、即した実施を願っております。どうぞよろしく願いいたします。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 発達障害の早期の対応につきましては、これまでも子育て相談や3歳児健診などで対応してきたところでございますけれども、全国の市町村で課題となっているところがあります。

県内の5歳児健診の状況を見ても、最上郡内で5歳児健診を実施している町村などはございますけれども、13市の中で5歳児健診を実施しているという団体はまだないところがあります。

町村ですと、子供の数が二十数名から多くて40名程度でありますので、市となると300人近い人数になりますので、実際、14回から15回の実施の中で、どういう体制で、どういう内容で進めるかということが課題になってくるのかな

と感じております。この部分を検討しながら、発達障害児の早期の対応と支援についての部分については、市長答弁にありましており、実施の時期について探ってまいりたいと考えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ありがとうございます。

どうぞ適切な実施をお願いしたいと思います。大人になってから発達障害がわかるケースも、ちょっと最近接することがありまして、本人は一生懸命、親からも就職しなければいけないと言われて、ハローワークへ行けと言われて、行くんだけど、何のためにという疑問を持っていたり、ちょっとした軽作業に働きに行くんだけど、その職場で結局いじめられて続けられなかったりということを知ることがありまして、お子さんの成長というのは、本当に小学校を過ぎて、中学校になってしまうとあっと言う間に就職や進学やというところに、大人になってしまふというふうにつくづく思っております。

どうぞ適切な対応をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

清水清秋議長 次に、高橋富美子君。

(12番高橋富美子議員登壇)

12番(高橋富美子議員) おはようございます。市民・公明クラブの高橋富美子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

毎年3月1日から8日までは女性の健康週間となっております。女性の生涯にわたる健康を支援することを目指し、日本産科婦人科学会と日本産婦人科医会が2005年から提唱しているものです。2007年にまとめられた政府の新健康フロンティア戦略アクションプランの柱の一つに女性の健康力が掲げられたのを機に、翌2008年から厚生労働省も提唱者に加わりました。自分の健康について改めて見つめ直すいい機会だと捉えています。

新年度を迎えるに当たり、市長より施政方針の説明がありました。その中で、これまで元気をテーマにまちづくりを進めてきました。これまで新庄のよさを市民の皆さんと一緒に掘り出してきたことにより、地域には元気があふれてきています。これからはその元気で全ての人に優しいまちにしていきたいとありました。しかし、健康でなければ元気も出ません。市長におかれましては、健康第一に市政のため手腕を発揮していただきたいと思ひます。

また、女性の元気がまちを明るくできると信じております。女性の視点、市民の目線に立ち、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、最上伝承野菜の取り組みについてお伺ひいたします。

最上伝承野菜とは、最上地域特有で、おおむね昭和20年以前から存在していた野菜、豆類などで、現在も最上地域で栽培され、自家採種しているもののことを言ひます。現在、30品目が最上伝承野菜として認定されています。冬の食料を確保するための保存食として、カブや豆などの越冬野菜が各地域で栽培され継承されてきました。

それらは、伝承野菜や在来野菜などと呼ばれ、播種に始まり、栽培、収穫、採種までの一連の作業を毎年行わなければ種が絶えてしまう野菜でもあります。過去には、それらの野菜は長くつらい冬を乗り切る命をつなぐための糧という意義があり、親から子、しゅうとめから嫁へと何世代にもわたって絶やすことなく栽培が続けられてきました。

そして、現在、旬を問わず、さまざまな野菜が容易に手に入るようになり、伝承野菜はその役目を終えたかのように私たちの目の前から姿を消しつつあると、最上伝承野菜物語に記されております。

その一方で、食の安全、健康志向、地産地消、スローフードの言葉から、地域に根差した昔ながらの食材と食文化を見直す動きが高まってきています。

生産者の方を初め、たくさんの人の手によって継承されてきた最上伝承野菜を絶やすことなくつないでいくために、伝承野菜の知名度の向上への取り組み、また、学校教育での取り組み、消費拡大に向けた取り組みと課題等についてお伺ひいたします。

次に、受動喫煙防止対策についてお伺ひいたします。

喫煙による死亡者は年間約13万人。他人が吸うたばこの煙を吸わされることを受動喫煙と定義づけされております。その受動喫煙が原因と推定される死亡者は年間1万5,000人とされており、喫煙による死亡者と合わせると約14万5,000の方がたばこの害により死亡している現状です。

たばこは国や自治体にとっての税収になる一方で、肺がんなどの病気の原因となり、医療費などに税金が使われます。たばこ税の税収ですが、医療経済研究機構の喫煙による経済的損失の推計結果によれば、喫煙による経済的損失は年間7兆3,000円に上る。そのうち喫煙者の医療

費は1万2,900億円、間接喫煙者の医療費は146億円と試算されています。税込やたばこ産業の経済メリット2兆8,000億円を差し引いても5兆5,000億円の損失とありました。喫煙者が減れば、おのずと医療費の抑制効果につながります。

昨年10月、厚生労働省は、受動喫煙の規制強化案を出しました。医療機関や学校は敷地内の禁煙、運動場や官公庁などは建物内の禁煙を義務化、飲食店やホテルなどは原則として喫煙室以外は禁煙とし、煙が外に流れ出ないような喫煙室の設置を求めています。そして、喫煙禁止場所で注意してもたばこを吸い続けた個人や禁止場所に灰皿を置くなど受動喫煙の防止策を実施しない施設管理者には罰則も課すこととなり、規制が強化されています。

国際オリンピック委員会は、世界保健機構（WHO）との共同で2010年から、たばこのないオリンピックを開催、ロンドンやリオのオリンピックでは法律でレストランなどを全面禁煙としました。2020年の東京オリンピック開催に向け、受動喫煙を防止するため、法整備を含めた対策の強化に動き出している現状です。

そこで本市の公共施設における分煙対策の状況についてお伺いいたします。

山形県では、2015年2月に県民みんなが受動喫煙を防止するという強い意思を表明し、県民総参加で受動喫煙防止に取り組むための「やまがた受動喫煙防止宣言」を制定しました。昨年9月には、県内の飲食店や宿泊施設、娯楽などの業界団体による受動喫煙防止対策の連絡協議会が開催され、店内や施設内の喫煙環境をお客様に知らせるステッカーを普及、推進することが決められました。

本市の民間施設における分煙対策の状況についてもお伺いいたします。

厚生労働省は、昨年8月、喫煙の健康影響に関する報告書「たばこ白書」をまとめました。

15年ぶりの改訂で、喫煙と病気の因果関係を4段階で初めて評価、がんだけでなく、脳卒中や心筋梗塞、糖尿病などで因果関係が確実としています。白書では、喫煙の健康影響をさまざまな疾患について評価した。喫煙者本人の影響では、肺がんなどのがん以外にも、腹部大動脈瘤や歯周病などで確実に関係するとした。妊婦の喫煙は早産や胎児の発育遅延にも確実に影響を与えていると報告をしております。

受動喫煙については、肺がんや脳卒中、心筋梗塞などで確実に影響していると評価をしております。乳幼児突然死症候群への影響も確実で、注意を呼びかけております。

また、喫煙者が吸い込む主流煙より、火がついた部分から立ち上がる副流煙に発がん物質などの成分が多く含まれ、煙がなくても発がん物質は壁やソファ、洋服に染みつき、驚いたことに半年以上も残存するといわれています。日本の受動喫煙対策は世界でも最低レベルとし、屋内の全面禁煙などの対策が必要とまとめられております。

市民への禁煙に関する啓発活動、指導状況についてお伺いいたします。また、小中学校においてがんの危険性の教育、喫煙に関する指導などをどのようにされているのかをお伺いいたします。

3点目に、公立図書館の役割と重要性についてお伺いいたします。

「まちづくり、核は図書館。まちづくりに知の拠点を生かそう」との新聞の見出しに、改めて公立図書館の役割の大きさを感じたところです。

昨年8月、日本図書館協会は、図書館を設置する全国1,361の都道府県と市区町村にアンケートを送り、1,049の自治体から回答を得ました。このうち、47%に当たる497自治体がまちづくりや地域振興に役立てることを目的にした図書館事業を行っていると回答しました。

岩手県紫波町では、企画展示やトークイベントを開催して、農家と消費者の情報交換の場としています。沖縄県那覇市では、地域がん診療連携拠点病院からがん関連図書の提供を受けて、市民の意識啓蒙に役立てています。また、飲食店などがお気に入りの本を置く北海道恵庭市や長野県小布施町のまちじゅう図書館など、さまざまな取り組みで地域貢献をしています。

図書館の設置や運営について規定した図書館法には、図書館の活動の一つとして、住民の教育活動の機会提供が定められております。少子高齢化が加速する中で、地域の活力をどう維持していくかが全国共通の課題とされている中で、市立図書館の持つ役割と重要性について、どのようにお考えか、お伺いいたします。また、学校図書館と市立図書館の具体的な連携についてもよろしくお願いたします。

以上です。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

健康に関するエールをいただきましたので、先日、人間ドックに行っていました。ありがとうございます。

それでは、初めに最上伝承野菜、議員のおっしゃるとおり、20年以上前から存在し、現在、自家採種しているもの30品目が認定されております。これらの最上伝承野菜推進協議会において、最上総合支庁と管内市町村が一体となり、生産者、消費者、加工業者や飲食業関係者、販売事業者などの参加によって構成され、生産から流通、消費、販売などの諸課題や推進方策を検討し、普及啓発を行い、地域経済活性化に資することを目的として、知名度向上などの活動を展開しております。

新庄市における品目では、「金持ち豆」によ

るみそ加工や「最上かぶ」の酢漬けなど、比較的生産量が確保されているものは加工品の販路拡大に向けている一方、「畑なす」などは収穫体験などのイベントや学校給食による食育活動を行いながら、飲食店利用や小売販売などによって地域資源化を図ってまいりました。「くるみ豆」などの大豆類については、いまだ生産者規模が小さいことから、在来種本来の味を伝える菓子などの加工を進めております。

また、協議会とともに最上伝承野菜フェアとして、地域の飲食店、小売店での利用を促進し、消費拡大に努めております。また、このことは仙台圏のホテル、レストランなどでの利用にも広まっているところであります。

今後も、さらに体験イベントや学校給食などの食育を拡充し、また、加工商品化による販路拡大や飲食店利用の拡大をすることで消費拡大とともに地域の宝であるという認知度を高め、保存伝承に努めてまいりたいと考えております。

次の御質問、受動喫煙防止対策についてですが、この受動喫煙を含めた健康被害については、WHO（世界保健機関）の勧告においても、受動喫煙が健康に害を与えている根拠とその解決策として受動喫煙からの解放を行う施策を提言しております。

国の動きを見てみますと、当初は、快適な職場環境をつくるため、労働安全衛生法での対策に始まり、その後、健康増進法が施行され、多数の人が利用する施設、例えば学校、病院、集会所、官公庁の施設、飲食店など民間の施設に新たに努力義務が課せられました。

平成22年の厚生労働省の局長通知では、全面禁煙の方向性を示しつつ、当面、禁煙可能区域を設定するなどの受動喫煙対策を進めることも示しています。

これを受けた県の動きとしては、県民、事業者、行政が一体となって受動喫煙のない社会を目指す「やまがた受動喫煙防止宣言」が制定さ

れております。

国・県の動きに合わせまして、本市においても、健康被害の影響を考え、さまざまな対策に取り組んでおり、本市が管理する施設では県の基準で100%を達成しております。

そのほか、国・県の公共施設においては、各機関の方針に基づいて受動喫煙対策に取り組んでいるところであります。

飲食店、事業所などの民間施設の取り組みは、これまで市報、健康だよりなどで受動喫煙による健康被害を伝えるなどの啓発を行ってまいりましたが、店舗や事業所にはそれぞれの事情もあることから、努力義務の法制度のもと、一律に進めることは難しい実態にあると感じているところであります。受動喫煙対策を進めるには、屋外喫煙所や喫煙室を設置する方法などがありますが、この厚生労働省の助成制度についても、今後、周知していきたいと考えております。

これらの受動喫煙の対策を進めることや喫煙率を下げ健康増進を図ることについては、画一的に一律に進める手法だけではなかなか難しい状況にあります。受動喫煙の防止の大切さや、そのことが健康増進につながることのメリットなどについて一人一人に納得してもらうことを意識しながら、継続的に効果が出る形で取り組んでいきたいと考えております。

禁煙教育との連携という視点では、新庄市養護教諭部会と情報交換を行い、禁煙教育のあり方や児童生徒を通じた保護者への禁煙の働きかけなど、より効果が発揮できるような意見の交換を行い、保健便り等を通じた保護者、家族への禁煙の呼びかけについて、養護教諭部会から御協力をいただくこととなりました。

また、健康課で行っているさまざまな事業を通して、例えば母子健康手帳の交付、乳幼児の全戸訪問、乳幼児健診や健康診断の後の保健指導の際に、受動喫煙や禁煙についての啓発、指導も行っております。

この受動喫煙については、対策をより強化する健康増進法の改正案を今国会に提出する内容の新聞報道もありますので、今後においても国の動向を注視しながら、受動喫煙対策の重要性を繰り返し丁寧に説明することで、市民の皆様の理解を深められるよう受動喫煙防止対策を進めてまいりたいと思います。

学校教育における危険性等についての教育については、教育長より答弁してもらいますので、よろしくお願いいたします。

私からは、壇上から以上であります。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、学校教育におけるがんや喫煙に対する学習についてお答えいたします。

小学校6年生の保健学習内容として、生活習慣病予防の中で進めており、具体的には、健康によくない生活の仕方と生活習慣病とのかかわりの中で、死亡原因に占めるがんの割合や喫煙とがんとの関連性などを学習します。さらに、食事のとり方、運動の習慣など、毎日の生活の仕方に気をつけ、健康によい生活習慣を身につけることを狙いとして学習を進めております。また、たばこの害については、たばこを吸うと体にどんな影響があらわれるか。また、受動喫煙での影響についても学習します。こういったことを背景に、禁煙にする施設や店などがふえている現状も学びます。

さらに、中学校でも、健康な生活と病気の予防の観点から、がんや喫煙に関する学習を進めております。遺伝子が傷つくことから起こるがんができる仕組みやたばこの煙に含まれるニコチンやタール、一酸化炭素など有害物質による体にすぐあらわれる影響、ニコチンの依存性による長期間の喫煙による影響などについて学習しております。

喫煙とがんとの関連性につきましても、喫煙

期間による肺がんの危険性や夫の喫煙による妻の肺がんの危険性の増加など、具体的な資料をもとに学習を進めております。また、未成年者の喫煙の害についても指導しながら学習を進めているところであります。

次に、公立図書館の役割と重要性についての御質問でございますが、公共施設としての図書館の役割につきましては、従来の図書館本来の機能に加え、地域の交流の場や児童生徒の勉強の場、高齢世代の生涯学習の場など、地域の課題やニーズに合わせ、その機能のさらなる充実が求められております。

図書館によるまちづくりや地域振興についての日本図書館協会の調査については、議員のおっしゃるとおりでございます。市立図書館におきましても指定管理者による多彩な事業を行っており、ブックスタート事業や移動図書館、図書館まつり、インターンシップの受け入れ等、実施している事業の多くがまちづくりや地域振興に役立っている事業です。

地域に出向いて行う出前図書館事業におきましては、山形大学フィールドワークや市民団体、ボランティア等との連携により、Kitokito Marcheでの読み聞かせやワークショップ、本の貸し出しなどを実施しております。

ほかにも、子育て支援を行っている市内のファミリーサポートセンターへの本の団体貸し出しを行い、その施設利用者が図書館の本を利用したり、漫画ミュージアムやコワーキングスペースGOSALOnにも図書館の本を資料提供するなど、図書館以外のまちの中でも図書を利用してもらうことで地域との交流に広がりが生まれてきていると感じているところです。

今後も、このような取り組みを少しずつ広げ、図書館ができるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、学校図書館と市立図書館の具体的な連携についての御質問でございますが、学校図書

館への支援としましては、平成27年度は、国の緊急雇用事業を活用し学校図書支援員として2名を雇用し、各学校に配置している地域コーディネーターへの支援を行いました。

また、平成28・29年度の2カ年事業として、学校と図書館、各学校間において蔵書の検索を可能とするために、学校図書館と市立図書館をネットワークで結ぶ学校図書支援ネットワーク事業を実施しており、今年度はオンライン化に向けた準備として、学校に出向き、データの再入力やバーコードの張りかえ等の作業を行っております。オンライン化のスタートはことし9月を予定しており、平成29年度は教育総務課、学校教育課がシステム導入に向けた研修や実務マニュアルの作成などを行う予定となっております。

さらには、かねてから御要望がございました市立図書館の開館時間の延長につきましても、今議会の議案として上程させていただきました。

図書館につきましては、時代の流れとともにその時代に沿った多様な役割を求められる施設であると考えております。今後も地域の課題の解決やまちづくりの拠点としての役割を果たしながら、利用サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

12番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

初めに、最上伝承野菜の取り組みについてですが、先ほど、さまざまな施策というか、今までの取り組みについて説明をいただきましたが、6次産業化、またMMステーションとの取り組みなどについて、再度詳しくお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 野林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 伝承野菜に光を当てた御質問をいただきまして、ありがとうございます。

やはり生産者、生産ロットが少ないものから、6次化まで持っていくというのはなかなか難しい中で、その中でもそれぞれ、例えば市長答弁にもありましたように、「金持ち豆」を使ったみそ加工とか、あるいは「畑なす」とか豆類を使った料理等を地元のレストランで加工というか、料理として提供していくなどして、これからも普及啓蒙に努めていきたいと思っております。

また、現在、3月1日から、仙台市においてホテルメトロポリタン仙台などで、おいしい山形ものがみ料理フェアなどもやって、そういった、直接地元の食材を使った、あるいはこういった伝統野菜を使った料理を提供するなどして普及啓蒙に努めているところでございます。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) さまざまな取り組みをされておまして、私も最初に「金持ち豆」と課長から初めて聞いたんですけども、すごくネーミングがいいなと思えました。「金持ち豆」というすごいネーミングもあるので、豆まきとか、料理とはまた違ったそういうことを考えているのかなということ、一つと。

それから、「金持ち豆」は、この間、産業高校での研究発表の中にもあったのですが、豆乳を使ってアイスクリームとか、それから豆腐づくりとかさまざまなことをやっておられるようです。いろいろな生産の方とさまざま話し合いの中で、何かまたそういうひとつ違ったような出ていることがあれば、再度お伺いしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 やはり6次化となると、ある程度の材料をキープしなくなかなか生産販売までこぎつけられないというようなこともありまして、物によっては、ある程度量がとれて、販売拡大のための6次化ということもあるでしょうし、また、地域で知っていただくためでは、レストラン等での地元での食材提供、そして、そのお客さんに地元にある伝承野菜を楽しんでいただくとか、あるいは今議員おっしゃられたように、アイスクリームとかケーキとか、あるいはお菓子等に豆類を入れて地域特有のお菓子の開発ということもあろうかと思いますが、やはり量の問題がありまして、地元でしっかり認められて、それから広がっていくのかなというふうに思っているところでございます。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) 何年か前に「よみがえりのレシピ」というものをエコロジーガーデンの中で拝見しました。生産者の方が命をつなぐために本当に昔から一つ一つ丁寧に今まで繰り返し、繰り返し伝えて来たんだなということ深く実感しました。

また、最上伝承野菜のフェアにも2回ほど参加をさせていただきまして、「畑なす」なんかは本当に肉厚というか、本当に見た目とはまた違って、すごくふっくらとして柔らかな感じでもとてもおいしかったのを記憶しております。

学校給食とか学校教育の中でもいろいろ取り組みをされていると思うんですが、「畑なす」の場合は、升形というか、本合海というか、向こうでしょうか、「金持ち豆」となると北辰小学校とかとなってくるわけですがけれども、市内全体で、やっぱり新庄市の伝承野菜ということについてもっと広げていくことが重要じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

齋藤民義学校教育課長 議長、齋藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齋藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 学校給食の御質問もありましたので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

今年度、最上の伝承野菜については、伝承野菜給食ということで3回ほど提供させていただいております。1回目がマグロと「畑なす」のみそ炒め、2回目が「畑なす」と鶏肉の揚げ煮、3回目が「くるみ豆」と「最上かぶ」のシチューということで提供させていただいているところです。

子供たちのほうには、毎回給食のたびに、本日の給食ということで、昼の放送等で給食についての説明を全校生徒にしております。例えば1月19日に行いました「くるみ豆」と「最上かぶ」のシチューでは、こんなふうにご供たちに説明をさせていただいております。

最上伝承野菜の「くるみ豆」と「最上かぶ」を使ったシチューです。「くるみ豆」は、大豆ですが、クルミのようなコクと甘みが特徴です。「最上かぶ」は、葉に近い部分が赤く、根のほうは白いカブです。シチューの具をよく見て探してみてください。

こんなふうな形で子供たちにもわかりやすく紹介しながら、伝承野菜の理解を深めているところでございます。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) ありがとうございます。

最上においては、「伝承野菜」となっておりますが、山形県とかほかの地域では「伝統野菜」と呼ばれております。伝統野菜、伝承野菜ということでもありますけれども、伝統野菜よりも、伝承野菜というと本当に深いような気がします。これからも最上伝承野菜の取り組みの充実をよろしく願いたいと思います。

次に、受動喫煙防止対策についてお伺いします。

先ほど、市長の答弁に公立のほうの受動喫煙防止対策は100%というお話がありました。

12月に山形県喫煙問題研究会というところのセミナーがありまして、参加をしたんですが、その中で公民館のことが話題に取り上げられておりました。これは三川町町内会の連絡協議会でのことですが、県の宣言に賛同して三川町では、宝である子供たちの健康と未来を守るため、町内27カ所全ての公民館の施設内禁煙に取り組むことを決議したという取り組みがありました。

そういうことで、新庄市内のわかる範囲で、公民館の受動喫煙防止対策はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 受動喫煙の健康被害につきましては、以前から問題にされてきたところでありますので、さまざまな形で啓発とか対策をとってきたところではございます。

御質問の公民館の現状についてでございますけれども、全体として、アンケート調査で実態を把握したということはないですけれども、現実としては、たばこを吸える状態の公民館が相当あるのかなというふうにご理解しているところであります。

公民館というのは、不特定多数の方が集まる場所でありますので、その対策としましては、今月末に開かれます区長協議会の研修の中で、禁煙についての取り組みについてお願いしていきたいと考えているところでございます。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) ぜひ、区長協議会の中でお願いしたいと思います。

新庄市役所内のことについてでありますけれども、今はあそこの駐車場、バスとか入っているとところが喫煙場所となっているようですけれども、そのほかにはありますか。お願いします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 職員の吸う場所については1カ所でございますが、主に来客者用として、正面玄関ポーチの一番外れのほうに1つ、灰皿を設置させていただいております。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) 先ほども話の中でありましたが、受動喫煙というのは、本当に吸わない人にとっては大変な被害をこうむることがあります。これからも市役所では、駐車場というか、今使っているスペースのところを喫煙場所にするのか、それとも、また分煙ということで建物を建てるような計画があるようにも聞いていますけれども、その辺のところをお願いしたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 ただいま市の庁舎について、耐震に伴ういろいろな施設の見直し作業を行っている最中でございます。その作業の中で、今の喫煙場所をどうするかというのは今鋭意検討している段階でございまして、まだ、その結論に達していない状況であります。高橋議員もおっしゃるように、分煙として建物を別につくつてするのかというふうなことになるのか、それとも、野外における喫煙場所の確保になるのか、現状になるのかというのは慎重に検討させていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、分煙は大切なことだというふうに認識してございますし、受動喫煙の防止についても、その意識を高めなくてはいけないというふうな思いは一緒でございますので、その点もよろしく御理解いただきたいというふうに思います。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) 愛煙家の皆様には頭

の痛いことだと思います。本当に皆さんのためにも、やはり分煙室とかきちんとした場所の確保も大切なことではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

職員の皆さんの喫煙のマナーというか、時間というか、3時とか、10時とか、何かそういう決まりはあるんですか。お願いします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 安全衛生委員会のほうから、四、五年前になるかと思いますがけれども、10時、お昼、それから3時、これを目安に職員のほうについては喫煙時間ということで周知を図っているところでございますが、ただ、何分、役所の仕事の中で時間を限った職場でないところもたくさんあります。そういった意味からすると、決して、その時間に限るということがなかなか困難な面がございまして、そういった勧告といいますか、目安とさせていただいているというふうに御理解いただきたいと思います。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) わかりました。

先ほども受動喫煙防止の宣言ということでありましたけれども、「誰もがきれいな空気で快適に過ごせるよう、受動喫煙をなくします」、「未来を担う子どもや妊産婦を、県民みんなで受動喫煙の悪影響から守ります」等々あります。「本県を訪れる人が快適に過ごせるよう、きれいな空気でおもてなしします」と、一言あるんですけれども、新庄市においても新庄まつり、ことしは盛大に開催されると思います。本当に本市を訪れる人たちが快適に過ごせるような環境で皆さんを迎えたいと思いますので、なお一層よろしくお願いたします。

最後に、図書館についてですが、新庄市立図書館は、司書の方を初め、本当にいろいろなことにチャレンジをしていただき、本当にどこの

町、市町村よりもすぐれているんじゃないかなと思います。このたび、図書館の、先ほど教育長からもありましたけれども、開館時間の延長も検討されておまして、これからますます図書館が市民にとってのまちづくりの一助になるように、一緒に取り組んでいきたいと思えます。

最後になりますが、このたび退職をされる職員の皆様、本当に今まで大変にお疲れさまでした。今後とも新庄市発展のためにいろいろとアドバイスをしていただければなと感じております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 日本共産党の一員として一般質問を申し上げます。

初めに、最近あったことなんですが、ひきこもりの家族を持っている方が相談に市役所に行きましたら、市職員の方の丁寧な聞き取りが行われ、訪問を繰り返すというのを約束してくれました。そして、次の日、早速訪問してくれたという報告が相談の方からありました。その方は大変喜んでいました。

また、子育て世代の方で、この方は子供がたくさんおられる方なんですが、旦那さんは非正

規の仕事、奥さんは残念ながら病気で働けない。こういう中で、国保税や水道料が滞納があると聞いておまして、困っているようだなと思っておりました。先日、聞いてみましたら、生活保護を受けられるようになったと言っていました。「よかったね」と、お互いに喜び合い、これは民生委員の支援があり、そして市の担当者の支援によるものだと思います。

この関係市職員の皆さんの頑張りには、本当にこの場をかりて敬意を表したいと思えます。

さて、県内を見ると、子ども医療費の無料化が18歳まで拡大されるという予算がついたというところが2017年度からは天童市、2018年度からは寒河江市が表明されたということで、これを聞いて、やる気になれば新庄市でもできるのではないかというふうに改めて思った次第です。

さて、本題に入ります。

1番として、入学準備金などの就学援助の改善についてお聞きします。

①として、子供の6人に1人が貧困と言われ、ひとり親世帯の貧困率は50%を超えていると言われております。学校教育法では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。

就学援助の対象者は要保護者と準要保護者となっており、補助の対象品目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費などが含まれていると、これは文部科学省のホームページに載っております。本市でもそれに沿って拡充すべきではないかと考えますが、どうなっているのでしょうか。

②として、新入学児童生徒学用品として、ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子などがありますが、この費用の要保護児童生徒援助費補助金の単価が来年度予算案で約2倍に引き上げられたということです。準要保護者の世帯にも単価引き上げで適用すべきと考えますが、本市ではどうお考えか、

お聞かせください。

③として、就学援助の入学準備金の支給時期について、全国で約80の市区町村が入学前に変更していたと報道されています。これは2月4日付の朝日新聞です。入学後の8月から、入学前の12月に中学生の準備金支給を変更したのが、神奈川県大和市です。ここでは、年内に制服の注文ができることは画期的なことと喜びの声が広がっています。

本市では、低所得世帯が入学準備金を借金しなければならないと言われていました。本市でも支給時期を早めるべきではないでしょうか。

大きな2番目の質問です。

学校給食費の無償化についてお聞きいたします。

低所得の子育て世帯にとって、年間5万から6万円という負担は大き過ぎるものと思います。栃木県大田原市が保護者へのアンケートで、ここでは給食費の無料化を進めています。そのお金はどこに使っているかと聞いたところ、「生活費に回した」が55%、「習い事や部活に回した」が35%でした。負担を軽減するだけでなく、その分が消費に回り、経済的効果や教育的効果もあるということがわかりました。

県内で学校給食費の無償化実施を寒河江市や大江町で新たに表明しています。本市でも義務教育は無償という立場から部分的な無償化や一部助成の拡大を進めるべきではないでしょうか。

大きな3つ目の質問ですが、市独自の高齢者・障害者福祉についてです。

①として、介護保険料や利用料を払えないために介護が受けられないという市民がおられます。その対策をどのようになさっているのか、お聞かせください。

②として、在宅介護の場合、介護保険だけの利用では、在宅での生活を保障することができません。住みなれた家、地域で最後まで暮らしたい。同時に人間としての尊厳を守りたいとい

う当たり前の願いを実現する訪問介護、訪問看護の充実のためには、縮小し続けている介護保険での対応には限界があります。基本的人権を守るのは自治体です。市独自の福祉充実策について、見解を伺います。

③として、山形県警察本部交通企画課は、運転免許自主返納サポート事業マップをつくっています。そこで「高齢者の方が運転免許を自主的に返納しても、自治体などで交通機関運賃補助などの支援を受けることができます」と書いてあります。ところが、ここに新庄市はありません。障害者や高齢者が車の運転にこだわらなくても暮らし続けることができるよう、タクシー券の補助の拡充などが必要ではないでしょうか。

大きな4つ目の質問は、高過ぎる国保税の引き下げについてです。

①として、2018年度から国民健康保険の県単位化が行われますが、一律の保険税を求めないと政府は答弁しています。政府は、2015年度から約1,700億円の財政支援をしてきました。2015年度の市町村の一般会計からの法定外繰り入れは3,516億円です。前年度より44億円ふえています。これは国保新聞の12月20日付です。これは市町村が高過ぎる国保税を抑えるために引き続き一般会計からの繰り入れを行っていることを示すものです。

政府は、国保は自治事務であり、一般会計からの繰り入れは制度上禁止されていないと明言しています。だから、こういうことも行われているのです。国による支援金が2015年度は、本市には約5,700万円来ており、1人当たり約5,000円になります。これはそのとき、前の議会で聞いたことです。これを活用した保険税の引き下げを行うべきではないでしょうか。

さらに、県単位化になっても、一般会計からの繰り入れを行って保険税を抑えるべきではないでしょうか。

県単位化に向けての運営協議会の内容はどうか、お聞かせください。

さらに、県として独自の支援を創設して、国への財政支援の要望を上乗せすることを求めていくことも非常に重要ではないか、必要ではないかと思いますが、いかがですか。

以上で最初の質問を終わります。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

大きくりの1番から2番につきましては教育長が答弁いたしますので、私は3番目の市独自の高齢者・障害者福祉についてから答弁をさせていただきます。

介護保険の給付制限措置につきましては、滞納期間に応じて償還払い、給付の一時差しとめ、利用負担割合の引き上げの3段階の措置がございます。それぞれの措置の段階において予告通知書を送付するほか、本人や家族へ措置に関する説明、措置回避のための弁明書提出の機会を設け、保険料納付の相談を行っております。

保険料につきましては、所得水準に応じ、所得が低い場合には保険料負担も低くなる仕組みとなっており、第6期介護保険事業において9段階の設定となっております。

納付が困難な方につきましては、現在、介護を必要としなくても、将来、介護が必要となったときに給付制限の対象となって困らないよう、早期の納付相談を継続してまいります。

次に、在宅介護についての御質問ですが、在宅での介護保険サービスの御利用につきましては、自立支援のために、あるいは介護者の負担軽減のためにどのサービスがどれだけ必要なかをケアマネジャーと十分御相談の上、御利用いただくことが基本であると考えます。

市では、現在、介護保険サービスのほか、おむつ支給事業や生活支援緊急通報事業、家族介護者リフレッシュ事業などを実施し、在宅介護を支援しております。今後も在宅介護の実態を把握し、課題を整理した上で、地域のニーズに基づいたサービスを構築していきたいと考えております。

次に、高齢者・障害者のタクシー券の補助の拡充についての御質問ですが、現在、本市では身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級といった重度の障害を持った方々を対象としてタクシー券を支給しております。また、平成29年度には、身体障害者手帳3級の一部の方まで拡充を予定しております。

運転免許証を自主的に返納したくても、自家用車にかわる移動手段の整備が不十分な地域などでは、返納できない高齢者の方々がいることは存じております。

県内では、自主返納された方への支援を行っている自治体は8市8町で、内容は、バスやタクシー券の交付となっております。しかし、1回のみの交付がほとんどで、一時的な対応にとどまっております。

地域の交通手段の確保につきましては、今後、地域公共交通網形成計画の策定を進めていく予定としており、障害者・高齢者を含めた交通弱者への対応策もこの策定にあわせて検討していきたいと考えております。

次に、国民健康保険制度についての御質問です。

現在の医療保険制度では、国民皆保険の考えのもとに、市町村で運営する国民健康保険のほか、協会けんぽ、共済組合、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度や65歳から74歳までの前期高齢者の医療費を調整する仕組みなどで、医療制度全体を維持運営しています。

現在の国全体の医療保険制度を取り巻く環境

を見ていますと、少子高齢化が進んでいることから、各保険者が支払う後期高齢者医療制度への支援金が年々増加しており、医療の高度化などで医療費が増加していることから、協会けんぽなどの保険者でも個人の負担増が増加しているところでもあります。

各市町村で運営している国民健康保険制度においても、同様に高齢化が進み、医療が高度化するなど、1人当たりの医療費が増加しています。地方の人口減少の流れから、保険者の規模の格差が広がり、被保険者が1,000人未満の保険者など、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者についても以前から課題とされてきたところです。

このような状況を踏まえ、持続可能な医療保険制度を構築するため、県単位化の制度改革を含めた改正国民健康保険法が平成27年5月に可決成立したところでもあります。この法律では、国民健康保険への財政支援を行うことにより、財政基盤を強化するとともに、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の主体となって中心的な役割を担うことで、国民健康保険制度の安定化を図るとされたところでもあります。

県単位化において、市町村の役割としては、これまでどおり、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収などを引き続き行うこととされています。

保険税率の決定に当たっては、県から示される納付金額をもとに税率を試算し決定することになりますが、この納付金額については、ことし8月ごろに山形県と市町村間において実質的な調整に入る予定であると県より示されています。

また、納付金が確定する時期ですが、厚生労働省が医療費などの数値を算定する都合で本年12月末になるため、非常にきついスケジュールになることから、全国的な課題とされているところと

平成30年度の県単位化を見据えた国民健康保険運営協議会での検討については、平成28年度の決算が確定後の7月以降に、現行の国民健康保険税の算定方法である4方式のあり方を含め検討できる部分から順次してまいりたいと考えております。

このように、国民健康保険制度改革での県単位化は平成30年度からスタートすることには決まっているものの、厚生労働省の政令、省令の決定、公布が6月以降になりそうなこと、また、国・県の制度化が非常におくれている中での市町村の対応となりますので、現在のところ、国民健康保険税を引き下げることは検討しておりません。

また、財政支援については、市長会などを通して要望しているところですが、今後においても、国・県の動向を注意しながら国保制度の運営を進めていきたいと考えております。

以上、私からの壇上からの答弁は以上とさせていただきます。次からは教育長の答弁となります。よろしくお願いいたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 就学援助についての御質問ですが、現在、就学援助の対象者の認定は、新庄市就学援助実施要綱に基づいて行われているところです。

本市では、家庭状況等を丁寧に聞き取りながら、国の基準よりも緩やかに判断をし支給しております。要保護児童については、福祉での対応で、生活扶助費の中の教育扶助ということで質問の中にあつた項目について支払われていますが、準要保護児童の家庭については、ある程度収入が見込まれる家庭であることから、最低限の補助という形で支給しており、要保護児童の家庭と準要保護児童の家庭では収入も差があることから、全て同じ金額の支給とはなっておりませんので、現在のような形で行っていると

ころです。

新入学児童生徒学用品についてですが、国の予算案の中にそういった内容が盛り込まれているということは承知しております。現在、国のほうでも審議中ということもあり、注視しながら推移を見守っているところです。国の予算案が決まり次第、具体的な内容等については明らかになると思っております。

最上地区では、8市町村で協議を行い、同じ方向性で要綱を定めながら進めているところですが、今後、話し合いを行い、具体的な内容を精査していく必要があるかと思っております。

また、準要保護児童について、支給を早くできないかという御質問ですが、新庄市では、前年度の確定申告書の精査等を行った後で、市町村民税を5月中旬ころに決定しておりますが、これは前年所得額の正式な確定になります。新庄市では、この確定額をもとに就学援助対象者を審査することにしております。申請のみで審査を行った場合、正確な所得額が把握できず、万が一違った場合は返金をしなければならない事態も生じかねません。本市では、事務の正確性を期すため、市町村民税を基準にしながら判断をしているところです。

現状では、毎年、十数件の認定できない申請が出ております。そういった方々を正式な所得額を把握せず、申請のみで認定してしまいますと、後ほど返金等の危険性が生じてしまいます。また、中学生においても、12月中に支給してしまいますと、その後、転校があった場合は返金等が生じてしまいます。

このような理由で、準要保護児童については、4月1日以降に学校を通じて丁寧に聞き取りを行いながら適正な就学援助を行ってまいりたいと考えております。

学校給食の無償化についてですが、低所得者で、例えば準要保護児童における給食費の負担については、就学援助費の中で実費支給してい

るところであることから、給食の無償化になった場合、この給食費分は就学援助費の中では支給されないこととなります。給食の無償化は、準要保護家庭にとっては低所得者対策にはならないと考えております。

市では、さまざまな補助金制度を活用しながら、負担軽減に努めております。例えば、はえぬきの一等米を給食に出し、二等米との差額を負担しておりますし、県のほうから地産地消促進の補助金や米粉促進の補助、米飯給食促進の補助等を受けながら対応しているところです。子供たちが自分たちが食べるものに感謝し、食べ物を粗末にしないよう食育を進めていくためには、ある程度の受益者負担はやむを得ないのではないかと考えているところであります。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） それでは、後ろのほうから質問していきたいと思えます。

高過ぎる国保税の引き下げについて、再質問をさせていただきます。

新庄市で40歳の夫婦2人、持ち家なしで給与240万円という世帯の場合、所得は150万円となります。国保税は32万円となります。社会保険料や税金を払うと、国保税も含めて払ってしまうと月のこの家庭の生活費は14万円です。つまり、国保税を払うと生活保護基準ぎりぎりか、生活保護基準以下となるということです。

働くためには、240万円の給与収入を得るためには、やっぱり車が必要だという方がほとんどだと思います。車を持てば生活保護を大幅に下回る生活費になります。新庄市の国保税がこれほど重い負担になっているということについて、御見解をお聞かせください。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 御質問のように、生活が苦し

いという方がいらっしゃるというのは十分理解はしているところであります。

この国民健康保険制度ということについては、収入の高い方とか、また低い方など、皆さんが加入しているところでありますけれども、現行の制度では、収入に応じて、また資産の状況に応じて、皆様に税金を納付していただくという仕組みになっているところであります。

また、このことを前提にしまして、保険料の率を設定しているところでありますけれども、現行の制度で収入が低い方につきましては、7割軽減、5割軽減、2割軽減をしているところでもあります。

また、今年度、5割軽減と2割軽減の枠を拡大しているところでありますので、納付についてもよろしく願いできればと考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほど述べた40代の夫婦2人、持ち家なし、給与240万円の方の場合、国保料が32万円ということで、生活費は月14万円なんです。この方は軽減受けられるんですか。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 軽減の部分については、再度計算しないとここでは申し上げることはできませんけれども、一定の基準に該当していれば、これまでも、これからも7割軽減、5割軽減、2割軽減で対応をしているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 税務課長にお聞きしますが、今の世帯の場合、軽減に該当しますか。

田宮真人税務課長 議長、田宮真人。

清水清秋議長 税務課長田宮真人君。

田宮真人税務課長 年収240万で、夫婦2人で計算しますと、7割軽減、5割軽減、2割軽減、

いずれにも該当しないというような形でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま、税務課長から軽減に該当しない世帯だというはっきりした答弁いただきました。そういうぐらい、軽減にも該当しない世帯、夫婦2人で、アパートで14万円の生活費、国保料を払うとです。生活費しかない。アパート代も4万円というのは、本当、安いほうだと市内では感じます。働くためにはやっぱり車を持たなければならない。こうなれば、払えない国保料になっているということじゃないですか。どう思いますか。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 国保料の制度というのは条例に基づいて対応させていただいているところでありますけれども、議員おっしゃるとおり、非常に苦しい状況にある方がいらっしゃるということは理解しているところでございます。

ただ、その一方で、医療費が全体で、1人当たり医療費が非常にかさんでいるというようなところもありまして、収入の高い方、また逆に低い方、いらっしゃいますけれども、その方みんな国保料の制度を支えていかなければ全体として運営できないというのも一方の現実ではないかなと感じているところであります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 非常に苦しい御夫婦という場合です。これは軽減されない場合でこういうことになっているということで、軽減というのは、さらに苦しいだろうと思われる方に法律で軽減ということに該当しているわけですが、それにも当たらない方になっている。こういう国保料をやっている、無理して払えと言っている内容になっているということだと思えます。

だとしたら、実際、こういう家庭は払えないだろうと思います。国保税が払えなかった場合、差し押さえということになるかと思いますが。差し押さえの法律では、禁止額として月14万5,000円です。これを下回っている、こういう世帯なんです。これが新庄市の国保税の課税状況なんです。どう思いますか。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 国保税を算定する場合の仕組みとしまして、まず、歳出の部分から積算していくことになっております。その歳出で一番大きい、まず医療費を推計しまして、それから逆算して税率を設定していくということになりますけれども、この医療費については、最近ですと、新薬の開発が終わって保険の適用になるということで、例えば1年間の医療費、がんの治療費ですと、薬価が半分に下がっても1,600万を超える場合とか、また、C型肝炎であれば、一回の治療で500万円かかるというのが、今のここ最近の高度の医療の流れかなというふうにも感じております。

そういう流れから、1人当たりの医療費というのは、毎年確実に、今年も8%以上増加しておりますけれども、その中で継続して運営できる制度を維持していかなければならない中での税金であるかなというふうに捉えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市の会計としては継続しなければならぬということ、それはやむを得ない計算だろうと思います。しかし、市民の国保税を払う側の立場からいったら、生活が継続できない。そういう状況になっているということだと思います。

国から、そこで2年連続で支援金が来ていると、先ほど最初に言いました。2年連続で、合

わせてみれば1億2,000万円になります。加入者1人当たりになれば1万円の支援金が国から新たに来たことになっております。その金は、新庄市は引き下げに使わずに基金に回し、ことし3月末時点での国保税の基金額は1億9,800万円になっています。これは補正予算のときに明らかになりました。

高過ぎる国保税引き下げの財源は十分にあるのではないですか。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 このたびも基金の積み立てとして補正予算として上げさせていただいておりますけれども、それらを全て基金に積んだ場合1億9,800万円になるところであります。

県内の基金も含めた状況を見てみますと、2億円、3億円の基金を積んでいても、1年、2年で全てを取り崩して国保税の引き上げをしている団体もございまして、また、ほかの団体については、一度値上げしても、また足りなくて翌年度も値上げを検討している団体もあるということで、そういう状況から、国保財政を運営する市町村の環境というのは非常に厳しいものがあると考えております。

あともう一点でありますけれども、平成30年度から県単位化ということで、県が保険財政の運営の主体となりますけれども、それにかかわる市町村の納付金の額がまだ示されていない状況で、ここの段階で引き下げをするということは難しいと考えているところであります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 国保税が市民の暮らしを継続できないほどの高い設定になっているという現在の新庄市です。そういう意味では、これをどうするかと考えたら、まず、ある基金を使うべきだし、さらに足りないとなったら、一般会計でも前に1億円補填したことがあります

が、そのようなことをやって市民生活を守ると
いうのが市政、政治ではないかと思うんですが、
もう一度、お聞かせください。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 法定外繰り入れの部分でござ
いますけれども、これについて、平成30年度か
ら県単位化ということでスタートすることにな
りますが、国から示されているガイドライン、
法定外繰り入れのガイドラインにつきましては、
決算補填の法定外繰り入れについては解除、削
減すべきものという指針が示されているところ
であります。また、法定外繰り入れしている場
合は、保険税率の適正な設定によって解消を図
るような指針も示されている中で
の対応ということでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 残念な今の答えですが、
ほかの市町村では、一般会計からの補填で国保
税を抑える努力をしているわけです。そういう
意味で、新庄市でもそういう立場で考えるべき
だと。それは国のほうも絶対だめだと言ってい
るわけじゃないし、やっているところが、実証
でそういうふうにあるという認識に立って変え
るように改善を要望して、次の質問をします。

介護保険に関係してですが、障害者手帳3級
の一部の方にタクシー券、給油券の補助を始め
るとのことで、この内容についてお願いします。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐
藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤
信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 福祉タク
シー券の身体障害者3級への拡充の件でござい
ますけれども、これまで身体障害者1級、2級
までのタクシー券の給付でございました。今回、
来年度から、これを3級までに拡充したいとい

うふうに考えてございます。これにつきまして
は、3級の手帳所持者の方であれば全てが対象
ということではなくて、やはり地域間の移動に
とって困難な障害をお持ちの方、例えば視覚障
害であるとか、あるいは下肢の障害がある方、
そういった方にある程度限定させていただいて
の支給というふうに考えてございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 下肢の障害といったと
きに、その下肢の、ちょっとよくわからないん
ですけれども、3級の方で、例えば生活保護を
受けていらっしゃる方で、移動のタクシーを使
っていいよと言われている方で障害3級という
方がいますが、そういう方なども該当しますか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐
藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤
信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 例えば病
院に行くというような、これはどうしても避け
られないようなことでタクシーを利用するとい
うふうなことでございますと、医療扶助のほう
でも対応が可能でございます。

下肢の条件でございますけれども、これが今
回の考えているものに該当すれば当然タクシー
券も給付されるということになります。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今の話で、関係者の要
望はどうだったのか、お聞かせください。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐
藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤
信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 この制度

を考えると当たりまして、身体障害者福祉協会の皆さんと話し合いを重ねてまいりました。協会の皆さんの御要望では、3級までだけでなく4級までというような御希望がございましたけれども、一応、財政的なことも考えまして、とりあえず今回は3級までということで対応したところでございます。

それから、障害の中身につきまして、どういう方を対象にするかということについても、身体障害者福祉協会の皆さんと協議した上で決定したところでございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。
清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） わかりました。
ぜひ、拡充の方向でさらに御検討をお願いしたいと思います。

また別の質問ですが、在宅介護の場合で、平成25年の国民生活基礎調査というものがあって、これは多摩住民自治研究所の石川 満先生が調べて言っているんですが、家族の介護の負担、在宅介護の方ですが、「ほとんど終日家族の介護の負担がある」と答えた割合が、2004年の21.6%から、2013年には25.2%と、つまり介護保険の改正のたびに家族の介護負担がふえているという状況になっています。

これは例えば排せつ介助の割合を見ますと、紙おむつのかえは、例えば施設は1日7回やるそうですけれども、これが在宅になりますと、ヘルパーが1日2回来てもらっても、残りはほとんど家族と。家族ができなければぬれたままと、こういうふうになったりします。5回分は家族ですから、家族が体がきかないというふうになるとそのままということになったりせざるを得ない。また、食事の準備から後始末について見ても、家族がやるというのは割合が多くなっています。

そういう意味では、家族がしっかりして介護

できる家族がいないと在宅介護は続かないというふうな介護保険の内容にどんどん広がっているような、そういう内容になっております。しかし、一方で、高齢者のみの世帯とか、一人だけの世帯とかがふえている、介護を受けている人たちがふえています。こうしたときに、介護保険だけでは暮らしていけないという悲鳴が聞こえるわけなんです。

そういった現状について、どのように市では対応しようとしているのか、お願いします。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 介護サービスを受ける際に、やはり支給限度額というのが一定の制約として働くというケースはあろうかと思えます。しかしながら、私どもの耳にはそういった苦情は余り入ってきておりません。ただ、実態として、やはりそういう不満をお持ちの方はいらっしゃるのかなというふうには思っています。

平成30年度から、次期の第7期介護保険事業計画ということで向こう3年間の計画期間になりますけれども、平成29年度は、第7期計画の計画を策定する時期になってございます。その際に、その準備作業としまして、これまで介護予防日常生活圏域ニーズ調査というものやっておったんですが、これに加えまして、在宅介護実態調査というものを新たに行います。

これはどういった内容かといいますと、御家庭の中の要介護者の在宅生活をさらに継続すると。それから、あわせて家族介護者の就労も継続する。これを両立できるようにするためにはどのようなサービスが必要かということ調査するための調査ということになります。

こういったものをやった上で、次期介護保険事業計画を決定するというようなことで考えて

おりまして、その中から、地域の需要としてどういったものがあるか。それから、資源として足りないものは何かということも明らかにして進めたいというふうに考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 4月から支援1・2の方に新しい事業が始まります。介護保険から介護支援1・2の方から外れるというふうに私は見えています。家事援助で働く人の介護報酬が今のヘルパーの8割しか支給されないという前回の議会での答えでした。これは介護事業所の運営を困難にさせ、働く人の賃金をさらに引き下げることになるのではないかと思います。見直す必要がないか、お聞かせください。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 この件につきましては、平成29年4月からスタートするわけでございますけれども、1年間をかけて切りかえるというふうな内容になってございます。したがって、また1年間かけて検証していくという面もございますので、すぐすぐどうというふうなことは考えてございません。

しかしながら、各事業所のいろいろ意見等をお聞きしますと、やはり不安に感じておられる方もいらっしゃるということでございますので、その辺は今後そういった意見を確認しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） よろしくお願ひします。次に、学校給食の無償化についてお聞きします。

山形新聞の2月16日付によりますと、寒河江

市では、小学校給食の無償化について、4年間で完全無償化すると表明しました。2017年度は半額助成と第3子以降の無償化を実施することです。天童市では、2017年度から第3子以降の学校給食を無償化すると載っています。予算額は1,495万8,000円とのことでした。

また、山形新聞の2月28日付には、鮭川村で、県内で初めて小中学校とも2017年度から学校給食を無償にするということでした。小中学校270人分、1,848万8,000円というお金が予算化されました。また、大江町では、2017年度から小学校6年生と中学校3年生を対象に、学校給食を無償にします。

子供たちへの投資は、本市の未来への投資です。すぐに結果が出るものではありません。大きな決意、決断が必要ですが、この投資を惜しむべきではありません。また、食生活の乱れが進む中で、食育は、生きる基本である健康な心身を育み、食文化を伝える教育の重要な柱の一つです。

一気に完全無償化とはいかなくとも、大江町や尾花沢市、村山市、南陽市、天童市などのように一部無償化に踏み切るべきと考えますが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

清水清秋議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 給食の無償化についての御質問でございました。

1つは、子育て支援という形での給食の無償化ということかなというふうに思っているところです。新庄市でもさまざまな形で子育て支援を行っております。その中で、有効性あるいは効果性なども考えながら、今後、考えていく必要があるのかなというふうに思っているところです。

ただ、食育ということもございましたが、食育という観点では、やはり子供たちが食べ物を

粗末にしない、無駄にしないということも大事なんだろうというふうにも考えているところです。米一粒も大事にして食べるというところからスタートしているというふうに思いますが、そういった食べ物を大事にして粗末にしないということから考えても、逆に受益者負担をしながら、そういった食べ物を大事にしていくという気持ちを育てていくということも大事なんだろうなというふうには考えているところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま、有効性とか効果性を考えながらということ考えていくかなみたいなお話を伺ったように思います。ぜひ、ほかのところの話も見えて聞いて、検討をしていただきたいと思う次第です。

就学援助の支給時期について、天童市では、就学援助金の入学前支給を2017年度の中学校入学対象者から3月支給を実施して、小学校については2018年度入学対象者から実施するということです。そういうことはできるというわけで、そういうところを見て検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後1時59分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

遠藤敏信議員の質問

清水清秋議長 次に、遠藤敏信君。

（9番遠藤敏信議員登壇）

9 番（遠藤敏信議員） 今定例会最後の一般質

問席に立ちます穆清会の遠藤でございます。よろしくをお願いします。

まず、間もなく定年退職される職員の皆様方に、長い間御苦労さまでした、お疲れさまでしたと、労をねぎらうとともに感謝を申し上げます。新たなステージに立った今後の活躍をお祈りいたします。

それでは、確認のための一般質問をいたします。

まず、塩野原基線についてでございます。

2011年12月15日、まさに測量遺産に登録されたその日、塩野原基線の測量遺産の認定を記念して表示板の除幕式が行われました。今にもみぞれが降りそうなとても寒い日でした。

塩野原基線は、その西端と東端の間に何の障害物もなく、1894年（明治27年）当時と同じ方法で測量が可能な全国15の基線の中の唯一の基線であると紹介されていました。

昨年、萩野学園の8学年の親子行事で、「測量遺産塩野原基線、基線西端から基線東端へ測量道を歩く、ふるさとの宝物を訪ねて5,000メートル」という親子行事が行われたそうでございます。

この中で、まとめられた資料に、「塩野原基線とは」というふうなことが記されておりますので、ちょっとここを読ませていただきます。

「塩野原基線は、今から122年前の1894年に設置されました。当時、江戸幕府から明治政府へと時代が変わり、5万分の1の正確な地図の作成が近代日本の礎として最重要課題でした。当時の測量では、角度は比較的正確に測定できましたが、距離を正確にはかることは大変なことでした。

測量では、正確に距離をはかった直線を基線と呼び、約250キロ程度の間隔で全国15カ所、北方領土を含むというふうなことでありますが、設置しました。そして、基線をもとに日本全国に三角形の骨組みをめぐらし、正確な日本地図づく

りの礎としたのです。三角形の骨組みを測量したことから、三角測量、三角点と言われていま

す。
現在、基線の両端の見通しができて、当時と同じように測量できるのは、全国15の基線のうち、新庄市にある塩野原基線だけになってしまいました。

こうしたことから、地図をつくる役所である国土交通省国土地理院では、2011年12月15日に塩野原基線を日本の地図づくりの歴史的な宝物として、塩野原基線を測量遺産に指定したのです」。

つまり、塩野原基線上には視界を遮る何の障害物もなく、設置当時と同じように直接見通しができるというところに特別な意味と価値があると言えると思います。

ところで、高速道路泉田道路の延伸工事が進んでいます。山形県、とりわけ新庄、最上にとって高速交通網の整備は喫緊の課題で、その計画に沿った早期進展が期待されているところであります。

一方、やがて延伸工事が進むであろう路線は、さきに述べた塩野原基線と交差するものと考えます。その場合、何らかの手だてを講じなければ、たとえ通常の農道幅に合わせたボックスカルバートのようなものを設置するにせよ、特別な配慮をしなければ、基線の見通しがきかなくなるおそれがあります。貴重な測量遺産を遺産的価値を減ることなく生かしていくような工法を計画するよう考慮してほしい旨、関係機関に要望するような協議をしているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、市道にかかる橋についてお尋ねいたします。

平成26年6月の道路法施行規則の改正に伴う改定で、橋梁長寿命化点検事業が義務づけられました。実施5年という期間の中、新庄市では平成25年度の予算に、本点検調査事業費用が計

上されておりました。以来、4年を経過し、現在はどの段階にまで達しているのか、進捗状況を伺いたと思います。

また、点検はどのような形で行い、どのようなチェックポイントがあるのかについても伺いたしたいと思います。

あわせて、点検調査後の補修、改修工事等はどうかこれから図っていくのか、お伺いいたします。

次に、運転免許証の自主返納に関してでございます。先ほど佐藤悦子議員も一部これに関した質問がありましたけれども、改めて質問いたします。

高齢者による運転事故が全国的に多発していることを受け、運転免許証の自主返納を促す動きが広まっております。今まで運転してきた立場に立てば、移動の際の手段であるいわゆる足を失うことになり、おいそれと返納することにちゅうちょする方が多いといえます。それでも、例えば買い物や、あるいは病院に通うときなど、送り迎えできる家族がいる場合はまだいいが、それがかなわない場合は危ないかもしれないと自覚していてもためらいが生じるといえます。

2月中旬の山形新聞に新庄警察署が昨年と一昨年に免許を返納した187人の方に聞き取り調査を行ったとありました。新庄・最上の8自治体には、高齢者や障害者を対象にしたタクシー券の助成やバスの割引制度はあるものの、運転免許自主返納者への支援制度は確立されていないため、返納者のニーズに合った支援を関係機関にお願いしたい旨の記事だったと思います。

新庄市では、今後、どのような返納された方への利便性確保を考えているのかをお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、遠藤市議の御質問にお

答えさせていただきます。

初めに、測量遺産塩野原基線についての御質問ですが、塩野原基線は新庄市大字萩野地内から鮭川村大字昭和地内までの延長約5.1キロメートルとなっており、全国で唯一、明治時代に基準点が設置され、当時の4メートルの鉄の棒を使って距離をはかることができる貴重な測量遺産であると認識しております。

また、この基線は、市道昭和6号線上にあり、昭和一年度の東側で東北中央道の泉田道路と交差する計画となっております。このことは、基準点を管理する国土地理院東北地方測量部と工事を行う山形河川国道事務所の間で協議がなされており、泉田道路の工事により基準点や基線の測量に支障がないことから、測量遺産としては影響がないと判断されております。

なお、議員御指摘の基線の見通しにつきましては、地元のコンサルタントの測量結果によりますと、盛り土となる道路の上を見通すことができるものと推測しております。しかし、防雪柵等の道路附属物により見通しが遮られる可能性もあり、今後、国土交通省と協議してまいりたいと考えております。

次に、市道にかかる橋についての御質問にお答えさせていただきます。

御指摘の橋梁の長寿命化につきましては、平成22年度から同24年度における橋梁点検に基づき、同25年度に長寿命化修繕計画を策定しております。点検項目としては、山形県橋梁点検要領に従い、上部工における主桁の腐食、亀裂、ボルトの脱落や下部工における鉄筋の露出、コンクリートのひび割れ、漏水など、構造安全性や道路の重要性に鑑み評価を行った上で、数値の低い橋から整備を行う計画としております。

平成27年度以降の整備につきましては、若葉町地内升形川に架設している沖の橋や下流の春日橋を整備し、安全の確保に努めたところであります。なお、平成29年度は、中の川に架設さ

れております栄橋の整備を予定しているところであります。

一方、平成26年7月の道路法施行規則の一部改正に伴い、5年に1回の遠方目視から近接目視が義務づけられたため、新たに平成30年度までに全橋の点検、診断を行うことになっております。

今後は、点検、診断、措置、記録といったメンテナンスサイクルによる橋梁の長寿命化を図ってまいりますので、よろしく御理解のほど、お願いいたします。

次に、御質問いただきました高齢者の運転免許返納についてですが、全国的に高齢運転者による交通事故が社会問題となったり、現在、各地において運転免許証の自主返納という運動が少しずつ広がりを見せているところです。しかしながら、本市では、自動車にかわる交通手段がないため、運転免許証を自主的に返納したくてもできない方々がいることも事実であります。

運転免許証の自主返納に対する県内のサポート状況を見ますと、8市8町の自治体においてタクシー券やバス券の交付などの支援事業を行っているようでございます。また、山形県ハイヤー協会最上地区では、最上地域内の全てのタクシー会社で、免許返納者に対して1割引きで乗れるように制度化したと聞いております。

今後、ますます高齢社会が進展していくことが予想されることから、運転免許証を返納した方を含めた交通弱者への対応として、公共交通網の整備を図ってまいりたいと考えており、地域公共交通網形成計画の策定を進めていく予定としております。

その策定にあわせて、高齢者の運転免許証自主返納を促す施策を検討していきたいと考えております。また、交通安全という観点におきましても、運転免許証の自主返納をしやすい環境を整備していきたいと考えております。

さきに新庄警察署長が来庁いたしまして、自

自主免許返納に関する意見交換会をさせていただきました。新庄市としては、地域公共交通網形成計画を立て、今後、皆様のお話を詰めながら、市内の循環バス等を計画したいということで、自主返納へのサポートを行いたいというような旨をお話ししましたら、署長としては、「わかりました」ということで帰られたわけですが、現実的には、バス停まで行く足をどうするのかという問題もございます。

願わくば、早期の自動運転車の導入が一番効率的なのかなと、10年を切った段階に来るのではないかなというふうに思っております。現在、仙北市において、既にバスの自動運転の車を試験的に導入していることも聞いております。そういう時代が来れば、自動車が子供の列に飛び込んだというようなことがなくなるのではないかな。

なぜかと申しますと、もう一方では、運転者が少なくなってきた。高齢運転者がふえて、自主免許返納するんですけれども、今、各種の宅配物の運転者が集まらないというようなことで、自動運転というようなこと、安全性をかけて各社がしのぎを削っているということですので、早期の実用化になることを心から願っているところであります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

9 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

9 番（遠藤敏信議員） どうもありがとうございます。

塩野原基線についてでございますけれども、そういう協議がなされているというふうなことを聞けば、「ああ、そうですか」で済む話ですが、まず、道路工事を行うところが国土交通省であり、測量遺産に認定したところも同じ省内の国土地理院だということで、非常に、これをわかっている中での工事であるということであれば、それはそれでいいことだと思います。

この延伸路線の中では、チョウセンアカシジミという希少価値のあるチョウチョの生息地もあり、迂回したというふうな話も伺っております。

何とか、遺産の遺産たる価値を損なうことのないような方策を講じて工事を進めていかれるよう、要望、協議をなお重ねていただきたいと思います。願うばかりでございます。

一つだけ、これは2015年8月23日の河北新報の記事です。「曲がったことが大嫌いな人はここへ」というふうなことで、囲み記事がございました。紹介します。

田園地帯に真っすぐ続く一本道、新庄市塩野に塩野原基線と呼ばれる東西5キロ余りの農道がある。明治時代の地形図を作成の際、三角測量の基点になった直線だ。国土地理院が4年前に測量遺産に指定し、両端にある三角点のそばに看板を立てた。全国に15ある基線のうち、当時のまま現存するのはここだけという完璧な直線で、途中、国道13号などと交差するが、障害物は一切ない。我が道を行きたい人、道を外したくない人など、ぜひ訪ねてみませんか。

というふうな、非常にしゃれた記事でございましたので、紹介いたしました。

続きまして、市道にかかる橋というふうなことでございます。

昨年11月に開催した第9回の議会報告会で、私、そこに出席したわけではございませんが、鳥越地区から要望されたというふうなことがございました。どのようなことかという、子供たちの通学路でもあり、歩道が欲しい。現状は狭く、しかも老朽化している。点検の上、改善を図ってほしいと。

先ほど、遠方目視から近接目視というふうなことに深めていくというふうな旨の答弁がございましたけれども、具体的にその辺もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 平成22年度に始まりました橋梁の長寿命化計画ですけれども、最初、遠方目視、遠くから眺めて、しかもそれで診断をするというふうなものでございました。その後、中央道の笹子トンネルのトンネル天井板崩落の事故を受けまして、もっとその内容が厳しくなったということが、先ほどありました平成26年7月の道路法施行規則の一部改正になっております。その中では、近くで見て、もしくは鉄ハンマーなどで橋をたたいてみて診断をした上で橋の状態を観測、診断するというふうになっております。

本市においては、さきの遠方目視での計画は立てておりますが、近接目視における対策計画はまだこれからとなっております。したがって、これから2年ほどかけて、今言った診断をやった上で今後の橋梁整備の方向性を定めていくということになっております。

9 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

9 番（遠藤敏信議員） いわゆる遠方目視から近接目視というふうなことなんですけれども、毎年7月の初めに、河川愛護デーに合わせて、河川敷の草刈り、土手の草刈りというふうなことを村中総出で行うわけですけれども、その作業をする際に気づくことがあります。つまり、橋の下に入って、橋脚、橋台を見ると、非常に、砂利がむき出しになっているとか、非常に腐食が進んでいるというふうなことがあります。

そういうふうなことを目の当たりにすると、「これで大丈夫なのだろうか」と。上が狭くて、例えば車の往来が激しいとき、通行に支障を来すというふうなことと、同時に、橋台の腐食が進んでいるというふうなことに懸念を示している作業に携わる方が多いというふうなことから、私はこういうふうなことを言っているんですけれども。

点検する際は、橋がいつできたなどの開設年次にかかわらず、もう少しきめ細やかな点検というか、そういうようなことを図っていただきたいと思います。

きょうの新聞に、国や県、市町村などで構成する県道路メンテナンス会議というものの発表がございました。

2016年度の橋の点検計画に対する実施率は108%になる見込みであることが報告された。このうち、5橋が緊急措置の対象となり、いずれも通行どめとしたということがございましたけれども、新庄市の場合、先ほど、栄橋とかなんとか言いましたけれども、もう一度、補修順位などは、どのような基準でやっていくかというふうなことを改めてお伺いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 新たな近接目視による診断をやった上で、今後の橋の整備の順番を決めるというのは、今後、ここ2年をかけてやっていきたいと思います。

それとは別に、さきの点検結果に基づいて、これまで3橋ほどの整備をやってきております。そこでは、点数制になっておりまして、ゼロ点から100点までというふうな形で点数を付しております。特に近々に整備をすべき橋というのが、その段階で8橋示されております。点数で言うと、30点未満の橋になります。そちらについては、今、順次整備を急ぎやっているというふうになっております。

9 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

9 番（遠藤敏信議員） わかりました。

これも予算のかかる話でございます。財源をどこに捻出するというふうなこと、大変なことだとは思いますが、計画的に長寿命化というふうなものを念頭に入れながら補修していただきたいと思います。「ここ、大丈夫だろう

か」というふうな形で不安を感じることはないような措置を講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次、免許の自主返納についてでございますけれども、先ほど市長は、8自治体が支援しているというふうなことで、支援は1回切りというふうなことをおっしゃいましたが、例えば酒田市ですけれども、新年度から自主返納に対する支援を拡充するというふうなことがございました。従来、バス回数券かタクシー乗車券の交付、1回のみで5,000円相当に加えまして、運転経歴証明書の提示で市の福祉乗り合いバス「るんるんバス」とか「ぐるっとバス」、それから「平田ワンコインバス」とかあるらしいんですが、乗車利用券を100円引きの実質無料にし、デマンドタクシーでも100円を値引きする。その証明書の交付手数料の1,000円も市が負担するというふうなことが来年度から始まるそうです。

これに対して、例えば「免許を返納したいんだけど、足がなくて困るんだよ」というふうな方が、先ほど非常に多いと言いましたけれども、交通社会資本の整備が肝要だと思います。これについて御意見を伺いたいと思います。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 酒田市での事例でございますけれども、確かに、来年度から運転経歴証明書の提示によりまして、市営バス及び市域内運行のデマンドバス・タクシー、これの運賃を100円値引きするというふうなことを検討しているというのは確認してございます。これにつきましては、酒田市のほうでは、これまでの施策では1回限りの支援ではなかなか効果が限定的だというような反省の上に、あるいは、ほかの自治体で実践しているところの

効果を判断して、そのように検討しておられるのかと思っております。

ただ、やはり、先ほど8市8町というふうな話がありましたけれども、いずれの市でも、部分的に1回限りではなくてというところもあるんですが、やはり大部分が1回限りでございます。私ども、運転免許証返納者が確かにこれまでよりも不便を感じるということがあるかと思うんですが、そもそも免許証を保持していないという方についても対策が必要だというふうな考え方に立ってございます。

したがって、先ほど、市長答弁にもありましたとおり、地域公共交通網形成計画、これでもって対応していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

9 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

9 番（遠藤敏信議員） わかりました。

それから、来週の日曜日、3月12日から改正道路交通法が施行されるというふうなことを伺いました。これは先ほど申しましたけれども、高齢運転者による交通事故をふやさないために、検査や講習などを行い、高齢者ドライバーの自動車事故を未然に防ぐことが目的の一つというふうなことだそうです。危険予測や運転技能の低下を判断してもらうことで自主返納を促す意味合いが、これは非常にあるというふうなことなんだそうです。一層、「判断力が鈍っていると思うんだけど、どうしたらよいか」と悩まなければならない人というのが出てくると思うんです。

持っていることが悪いのではないかというふうなことになっても困るし、だからといっても、せっかく今まで来たものをここで離したら、あと終わりだと、この辺で非常にためらい等、さまざま出てくると思うんですね。だから、その辺のところを単なる諦めにつながらないような、

こうしますよというふうな受け皿アピールというふうなものをしていただきたいというふうなことでございます。

よろしくお願ひしたいということをお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

散 会

清水清秋議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。今期定例会の本会議をあす3月8日から3月16日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を3月8日から3月16日まで休会し、3月17日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時31分 散会

平成29年3月定例会会議録（第4号）

平成29年3月17日 金曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て企画室長	佐藤勝幸	環境課長	井上章
健康課長	小松孝	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	渡辺安志	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者長 兼会計課長	伊藤洋一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	関宏之	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	高山学	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

滝口英憲

農業委員会
事務局長

荒澤精也

事務局出席者職氏名

局長	森隆志	総務主査	三原恵
主査	沼澤和也	主査	早坂和弥

議事日程（第4号）

平成29年3月17日 金曜日 午前10時00分開議

（予算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第18号平成29年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第19号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第20号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第21号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第22号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第23号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第24号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第25号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第10 議案第2号新庄市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第11 議案第3号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第4号財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号新庄市看護師等修学資金貸与条例の設定について
- 日程第14 議案第6号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第8号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第17 請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

日程第18 議案第27号新庄市教育委員会教育長の任命について

日程第19 議案第28号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第7号）

日程第20 閉会中の継続調査申し出について

開 議

清水清秋議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、本日子育て推進課長板垣秀男君が欠席のため、子育て企画室長佐藤勝幸君が出席しますのでもよろしくお願ひいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

予算特別委員長報告

清水清秋議長 日程第1議案第18号平成29年度新庄市一般会計予算から日程第9議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算までの議案計9件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長新田道尋君。

（新田道尋予算特別委員長登壇）

新田道尋予算特別委員長 おはようございます。

それでは、私から予算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみ御報告とさせていただきます。

それでは、御報告申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、議案第18号平成29年度新庄市一般会計予算から議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算までの9件であります。予算特別委員会は、3月10日、13日、14日の3日間にわたり活発な議論のもとに慎重な審査が行われたところでありま

す。

初めに、議案第18号平成29年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。討論に入り、佐藤悦子委員より反対の討論、今田浩徳委員より賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第22号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算の議案3件につきましては、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第21号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第24号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計予算及び議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算の議案4件につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託されました議案第18号平成29年度新庄市一般会計予算から議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算までの議案9件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。以上よろしくお願ひします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されて

おり、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち、質疑、討論があり、採決の結果賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第18号平成29年度新庄市一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 それでは締め切ります。

表決の結果は賛成16票反対1票、賛成多数であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第25号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 それでは締め切ります。

表決の結果は賛成16票反対1票、賛成多数であります。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果全員異議なく可決すべきものとした議案第19号平成29年度新庄市国民健康保

険事業特別会計予算、議案第21号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第24号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第26号平成29年度新庄市水道事業会計予算の議案4件及び質疑、討論はなく、採決の結果全員異議なく可決すべきものとした議案第20号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第22号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算の議案3件について、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号及び議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

総務文教常任委員長報告

清水清秋議長 次に、日程第10議案第2号新庄市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定についてから、日程第16議案第8号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定についてまでの議案7件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長高橋富美子君。

(高橋富美子総務文教常任委員長登壇)

高橋富美子総務文教常任委員長 おはようございます。私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

審査のため、3月9日午前10時より、議員協

議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第2号、議案第3号の議案2件は総合政策課の案件となりますので、総合政策課職員の出席を求め審査を行いました。

議案第2号新庄市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定について補足説明を受けた後審査を行いました。総合政策課からは、今回の条例は新庄市個人情報保護条例の一部改正と新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の2本の条例改正である。新庄市個人情報保護条例の一部改正については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本市の関係条例の改正を行う必要が生じたことによる改正である。主な改正としては、個人情報に係る定義の追加と個人情報の取り扱いについての規定を定めるとの説明がありました。具体的には、個人情報の定義については、現代においてコンピューターでの処理がさまざまなところで行われるようになった。個人の指紋データや基礎年金番号など個人情報としての取り扱いが曖昧だった部分を明確化するとの説明がありました。また、個人の思想、宗教など、情報の内容が本人に対する不当な差別や偏見が生じないように配慮するといったことで、現状より幅を広げ、要配慮個人情報として扱う。法律の項目と一致させる改正を行うとの説明がありました。また、国の法律の改正により関係条例の条文の整備を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員より、今までの条例の中には個人の思想、宗教という具体的例があったが、新しい条例の中では要配慮個人情報ということにくられ、法律を見なければどれが該当するのかわからない。一般市民がなじめない感じがするがどうなのかといった質疑があり、担当課からは、条例上は法律に基づいた文言で整理しなければならないが、一般の方に周知するとき

にはわかりやすく整備していくとの説明がありました。また、委員より、亡くなっている方の情報の請求が出された場合はどうするのかといった質疑があり、担当課からは、法律の中での個人情報というのは生存する個人ということになっているが、請求される方が亡くなった方の情報を含む個人の情報という場合は、その方の個人情報という捉え方をしているとの説明がありました。

その他、質疑はなく、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総合政策課からは、市営バスについては現在土内線と芦沢線の2路線運行している。今回の条例の改正は、土内線について4月1日から黒沢地区に新たなバス停を設置することにより使用料を定める地区の区間の名称が吉沢から黒沢へ変更となることから改正すると説明がありました。また、変更後の経路については、六軒屋から浄水場に向かい泉田川に沿って通るルートで、黒沢を回って吉沢、それから土内方面に行く経路となるとの説明がありました。

審査に入り、委員より、変更した理由を教えてくださいといった質疑があり、担当課からは、黒沢地区からの要望である。経路変更について検討したが、他の沿線路線への時間的なおくれもほとんどなく支障もないことから変更したとの説明がありました。

委員より、変更後の経路だが冬期間はどうか、除雪はするのかといった質疑があり、担当課からは、現在は市道になっており除雪もされている。運行時間の除雪については都市整備課と調整済みであるといった説明がありました。

委員より、萩野学園まで行くような考えがなかったのか。別の委員より、浄水場がある集落

の声は聞いたのかといった質疑があり、担当課からは、新年度に地域公共交通網形成計画を策定する予定である。その中で検討していくといった説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、担当課の財政課職員の出席を求め、補足説明を受けた後審査を行いました。財政課からは、行政財産の目的外使用に係る使用料については公有財産規則を準用した取り扱いをしてきたが、地方自治法においては条例で定めるものとしている。そのため現行の取り扱いを踏まえながら条例化するとの説明がありました。

審査に入り、委員より、目的外の使用料はいただいていたと、今回新たに条例の中に設けたという捉え方でいいのかといった質疑があり、担当課からは、目的外使用の取り扱いが明記された時点で条例化すべき事項であったので、整備させていただくとの説明がありました。

その他、道路占用料についての質疑はありましたが、採決の結果、議案第4号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号新庄市看護師等修学資金貸与条例の設定については、担当課の教育総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後審査を行いました。教育総務課からは、進行する高齢化社会の中で看護師不足と言われているこの新庄・最上地域において、看護師の定着化を図るため、このたび8市町村が連携して修学資金を貸与し、条件がそろえばその債権を放棄するために必要な条例を制定するとの説明がありました。具体的には、本市の出身者で看護師または准看護師を養成する学校、養成所に在学する方を対象に、修学資金として月額5万円を貸与する。卒業後10年間の間に5年間最上地域の病院、

診療所、介護施設等に看護師職として就労する場合、申請により返還を全額免除するとの説明がありました。

審査に入り、委員より、看護師不足ということだが、調査はしているのかといった質疑があり、担当課からは、最上地域における不足率は、病院では4割、病院以外では半分ぐらい不足しているとの説明がありました。委員より、貸与金額の5万円の算出根拠についてといった質疑があり、担当課からは、8市町村が協議してきた結果、協調して5万円という金額になったとの説明がありました。委員から、来年度2人分の奨学金として予算を計上しているが、申請する方がふえたときはどうするのかといった質疑があり、担当課からは、拡充していきたいとの説明がありました。委員より、条例の中に規則で定めるところによりとあるが、どのようになっているのかといった質疑があり、担当課からは、現在8市町村の担当者会議の中で整備が進められているとの説明がありました。委員より、看護師に限らない働きやすい環境をつくっていくような整備をすれば充足率が上がってくるのではないのかといった意見も出されました。

その他質疑ありましたが、採決の結果、議案第5号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定についての議案3件は社会教育課の案件でありますので、社会教育課職員の出席を求め審査を行いました。社会教育課から補足説明を受けた後審査を行いました。

初めに、議案第6号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、社会教育課からは、本案は市立図書館の開館時間の延長並

びに変更を行うために必要な改正を行う。現在の開館時間は午前10時から午後6時までとなっており、夏休み期間の1カ月だけは指定管理者の努力により1時間早めて9時からの開館となっている。今回の改正は、平日の開館時間を2時間延長の午前9時から午後7時までとし、土曜、日曜、祝日は1時間繰り上げの午前9時から午後5時までとし、施設の利便性の向上を図りたいとの説明がありました。また、現在週当たりの開館時間が48時間と県内13市で最下位であるが、改正後は56時間となり9番目になるとの説明がありました。

審査に入り、委員より、開館時間が延長されるということだが、指定管理者への委託料はどうなるのかといった質疑があり、担当課からは、最低でも半日のパート職員2名の雇用が必要とのことで、新年度予算に200万円ほど予算を計上しているとの説明がありました。委員より、就労する人がふえるのはいいことだが、非正規職員をふやすだけではないのかといった質疑があり、担当課からは、これまで図書館と検討してきた結果この形で進めることになったとの説明がありました。

その他、質疑はありましたが、採択の結果、議案第6号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、社会教育課からは、本案は市相撲場及び山屋セミナーハウスの調理実習室を廃止するために必要な改正を行う。市相撲場については、過去10年間で使用実績は2回、平成21年以降は使用されていない状況である。また、老朽化が激しく、中体連などの大会も舟形町にある相撲場を使用しているため廃止する結論に至ったとの説明がありました。山屋セミナーハウスの調理実習室については、簡易的な設備しかなく、今まで1回の使用実績しかないということ、ま

た、実際には1階の多目的ホール及び厨房での利用が多いということから廃止するといった説明がありました。また、今後の対応として、相撲場については、屋根の一部が損壊し飛散した経過があることから屋根及び柱、そして隣接するトイレを撤去する方向で平成29年度の予算に計上している。山屋セミナーハウスの調理実習室については、寝具等を収納する物置としての活用を考えているとの説明がありました。

審査に入り、委員より、相撲場の屋根と柱の撤去ということだが、いつごろの予定なのかといった質疑があり、担当課からは、なるべく早く、できれば春の期間に実施したいとの説明がありました。委員より、トイレの撤去ということだが、今後において仮設トイレの設置についての考えはあるのかといった質疑があり、担当課からは、開催される大会の規模によって対応は変わってくるといった説明がありました。委員より、山屋セミナーハウスの調理実習室の利用が1回あれば仕方がないが、公共施設への調理実習室の適正配置に努めていただきたいといった意見が出されました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第7号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第8号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について、社会教育課からは、本案は市ゲートボール場を廃止するために条例を設定するとの説明がありました。ゲートボール場は平成5年11月に供用を開始したが、平成28年4月からは供用を休止している。施設の利用者数、会員数の減少などゲートボール競技専用の施設としての役目が終わったものと判断した。今後の対応は現時点では決まっていないが、普通財産として防災用倉庫としての利用などについて検討していくといった説明がありました。

審査に入り、委員より、方向性はいいと思う。

例えば地元のスポーツ振興のために使用したいとの要請があった場合はどうなのかといった質疑があり、担当課からは、今回十分な声がかげができたとは思っていない。要望があった場合には検討の余地はあるとの説明がありました。委員より、今明倫学区小中一貫教育校の話が進められているが、マイクロバスの車庫としての利用を検討してはどうかといった質疑があり、担当課からは、その方向も検討していくとの説明がありました。委員より、普通財産にするということは処分することも選択肢に入るのかとの質疑があり、担当課からは、選択肢の一つではあるが、耐用年数が残っている状態であり、今のところ考えていないとの説明がありました。

その他、利用者の一般公募についての質疑もありましたが、採決の結果、議案第8号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

清水清秋議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対して、質疑に入ります。

初めに、議案第2号新庄市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号新庄市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号新庄市市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号新庄市看護師等修学資金貸与条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号新庄市看護師等修学資金貸与条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号新庄市立図書館条例の一部

を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号新庄市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

産業厚生常任委員長報告

清水清秋議長 日程第17請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願を議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求

めます。

産業厚生常任委員長佐藤義一君。

(佐藤義一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤義一産業厚生常任委員長 おはようございます。それでは、私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、請願1件であります。

審査のため、3月8日午前10時より、議員協議会室において委員9名全員出席のもと審査を行いました。

請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願については、請願の紹介議員3名の出席を求め審査を行いました。また、農林課の職員の出席を求め農業政策の現状について伺いました。

紹介議員からは、私は中心商店街のいろいろな活動にかかわっているが、新庄の基幹産業というのは農業だと認識している。その農業が非常に不安定になるということはイコール疲弊した商店街がさらに疲弊してしまう可能性があるとか、また、自分の仕事の中で農家をされている人と話す機会があるが、米づくりをやっていけないという声を聞く機会がとても多いといった理由から今回この請願の紹介議員になったとの説明がありました。

委員からは、請願の文章の中で一部間違っているところがあるや地方自治法では請願の紹介議員が求められているだけだから、私は文面の中身は関係なく、ただ請願を提出するためだけに紹介議員になりましたら理解するが、農業は新庄の基幹産業ですとそこまで認識しているのであれば、請願者に対し間違っているとされた文言の確認等は必要ではなかったのかなどの意見に対し、紹介議員からは、専門的な知見を持たれている方がこれは間違いであるとおっしゃっているわけですから正しくない部分があるのですが、それは意見書の提出におい

て正しく変えていただくほうがよろしいかと思
いますという回答がありました。

審査に入り、委員からは、米価が生産費を大
きく下回る水準に急落したとあるが、生産費は
現在どうなのか、そして大きく下回る米価なの
かなどの質疑が出されました。農林課からは、
平成26年度は過剰米がかなり大きいということ
で持ち越し在庫が230万トンを超える量があり、
2割くらいの米価下落となっている。だが平成
27年と平成28年は米価は持ち直している。これ
はいわゆる深掘りということで、自主的に本来
の収量よりももう少し在庫を減らすために主食
米の減収に取り組んだ生産者の取り組みの成果
というように認識している。また、米価は、農
政局の資料では1俵当たり1万2,127円との説
明がありました。また、別の委員からは、請願
者の願意は今の農業政策への不安と不満が根底
にあり、安心して米づくりを続けるためには再
生産が可能なコストと販売額についてとの問い
かけもありましたが、文章の誤りについては直
すべきところを直して願意を酌んでやりたいと
私は思いますといった意見や、今の政府の農業
政策と新庄市の農業と照らし合わせた結果
100%カバーできていない。しかし、戸別所得
補償にも欠陥があり、米の価格を決めるのは食
管制度がないので国ではなく市場である。市場
には民意が働くので、せつかく生産費と実際の
取引額、その差を埋めるはずの戸別所得補償制
度が米価下落につながっている部分も看過でき
ない。すなわち戸別所得補償制度だけでは今の
現状を変えることはできないといった意見など
が出されました。

ほかにさまざまな意見がありましたが、採決
の結果、請願第1号については賛成少数で不採
択すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されまし
た案件の審査の経過と結果について報告を終わ
ります。

清水清秋議長 ただいまの産業厚生常任委員長報
告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君、賛成討論ですか、反
対討論ですか。

1 番(佐藤悦子議員) 賛成討論です。

清水清秋議長 討論の発言を許します。原案に賛
成討論として、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 請願第1号「農業者戸
別所得補償制度」の復活を求める請願に賛成討
論を行います。

理由の第1は、この請願は、市内の稲作農家、
米の流通業者、政府の方針に従って規模拡大し
た集落営農や農業法人の方々の切実な願いのこ
もった内容だということです。

第2は、請願では、稲作経営を下支えする農
業政策の確立が必要だ、欧米では農家経営を下
支えすることが当たり前となっているとしてい
るという点です。

かつて、平成8年ごろまで作況指数が100の
場合60キロ当たり2万円を超える販売価格があ
りました。その後食料の輸入拡大政策などによ
って生産者の米価が下がり続け、稲作農家の多
くが家族労働費どころか経営費も賄えない状態
が続いています。市内のある大規模農家と言わ
れる方が、消費税課税となる売り上げにもかか
わらず物財費や地代利子などの経費が高いため
に住民税非課税となっているとお聞きしびつ
くりしました。この事態を根本から改善し、基幹
作物である稲作経営を安定させることは農業再
生の出発点だと思います。私は政府による生産

者米価の暴落対策を実施することが不可欠だと思えます。また、生産コストの平均を基準として、販売価格との差を補填する不足分への支払い制度を全ての生産調整参加者に10アール当たり1万5,000円くらいの直接支払いが必要だと思えます。

農家所得への国の補助を見ると、スイスでは100%、フランスは8割、アメリカは5割とされています。日本の国の食料自給率が4割を切ったまま上がらない状況です。これは政府の農家所得への補助の少なさによるものではないでしょうか。工業と違って農業は自然に左右されます。大冷害になったとき、市内の農家でさえ自分の食べる米がなくなった状況がありました。世界では食料は不足し、飢えに苦しむ人が何億人もいると聞いております。日本こそ農家所得を補償し自給率を上げることが求められています。

戸別所得補償制度は10アール当たり1万5,000円の直接農家へ支払う所得補償として始まりました。米価暴落に対して農家の所得を補うために実施されました。しかしこれだけでは農家経営は守れなかったことは確かです。これと同時に生産コストに見合う生産者米価の補償が実施されることが重要だと思えます。請願では、欧米では農家経営を下支えすることが当たり前になっていると、このように書いているわけで、その思いは含んでいると思えます。

3点目は、請願は当面生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めています。戸別所得補償制度という名前で10アール当たり1万5,000円で始まり、平成25年にはこの同じ金額が存続しました。しかし平成26年度からは半額になり、平成30年度には廃止されようとしています。稲作農家は所得が減額され、これではつくり続けられないという不安が広がっています。

この請願は、直接の所得補償をなくさないで10アール当たり1万5,000円という所得補償制度を復活してほしいということを求めているということは誰でも酌み取れる文の内容になっていると思えます。当面という言葉で国による農家への所得補償の施策充実の一つとしてというささやかな願いが込められているのです。

4つ目は、農家への直接の所得補償の名称は、農業者戸別所得補償から経営所得安定対策というふうに変更されたほかの議員の皆さんや農林課長から指摘がありました。しかし、農家への所得補償金額は平成25年度は同じだったのです。それが半額へ、そしてゼロへということの農家への打撃は相当大きなものがあり、離農を加速させることになるものと思えます。名前の勘違いはあったと思えます。それでも、所得の減少に苦しむ農家の請願の趣旨を酌み取って、農家の立場に立って、趣旨採択すべきものだと思います。

以上で終わります。

清水清秋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願について、委員長報告は不採択であります。請願第1号については原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタン

を、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 それでは締め切ります。

表決の結果は賛成5票反対12票、よって賛成少数であります。請願第1号はよって不採択とすることに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 開議

日程の追加

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから10分間休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時09分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

追加案件が出ておりますので、ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 森 儀一君。

(森 儀一 議会運営委員長登壇)

森 儀一 議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前10時54分から、議会運営委員会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第27号新庄市教育委員会教育長の任命について、議案第28号平成28年度新庄市一般会計補正予算(第7号)及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上よろしくお取り計らいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案1件、補正予算1件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件、補正予算1及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第18 議案第27号新庄市教育委員会教育長の任命について

清水清秋議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第18議案第27号新庄市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第27号新庄市教育

委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会武田一夫教育長の任期が平成29年3月31日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により新たな教育長の任命について御提案申し上げるものであります。

新たに任命しようとする方は、高野 博氏であります。任期は法第5条第1項の規定により3年となり、本年4月1日から平成32年3月31日までであります。

参考といたしまして、経歴を添付しておりますが、本市の教育行政を推進していく上でまことにふさわしい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第27号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第27号新庄市教育委員会教育長の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま新庄市教育委員会教育長に任命されました高野 博君がお見えになっておりますので御挨拶をお願いいたします。

高野 博君 ただいま教育長として承認をいただきました高野 博と申します。いろいろとわからないことばかりですが、よろしくお願ひしたいと思います。そして、承認いただいたこと、同意いただいたことにまずお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。これから教育長という仕事の機会をいただいたわけですが、改めてその職責の重さを感じているところであります。

これまで、新庄市は命の尊厳を根底に据えた教育、そして地域の特色を生かした小中一貫教育を進めてまいりました。そのことを十分踏まえ、そのことを継続しつつ、第4次新庄市振興計画、新庄市まちづくり総合計画、その教育部門である教育大綱をそれに基づきながら進めてまいりたいなど、誠心誠意頑張っていきたいなと思っております。

そのほかにもいろいろと課題もあるかと思いますが、国の教育改革とかそういうこともあるんですが、皆様の御理解と御支援、御協力をいただきながら誠心誠意頑張っていく所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、これからいろいろな意味で皆様からいろいろなことを教えていただきながら頑張るつもりでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

日程第19議案第28号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第7号）

清水清秋議長 日程第19議案第28号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第28号平成28年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今般の補正予算は、これまで議決いただいた事業について、平成29年度への繰越事業として実施するために、第1表繰越明許費のみの補正予算を組んだところでございます。

2款総務費では、国の予算の繰り越しに伴い、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金を計上しております。国の補正に呼応した事業では、12月と3月議会にて議決いただいた事業として、3款民生費の臨時福祉給付金等給付事業、8款では社会資本整備総合交付金に係る栄橋外橋りょう点検診断事業、東山団地1号棟外壁改修等事業の2事業、10款では日新中学校大規模改修事業を計上しております。また、関係機関との協議に時間を要したことや市民生活に支障を来さないよう慎重に進めたことにより年度内の完成が見込めない状況となったため、沖の町・中山町線外流雪溝整備事業と金沢地区流雪溝用水導入事業を繰り越しとするものでございます。

私からの説明は以上であります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第28号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第28号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第20閉会中の継続調査申し出について

清水清秋議長 日程第20閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の活動について各委員長より閉会中の継続調査の申し出が

ありますので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会

清水清秋議長 ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、3月定例議会終了に当たりまして、一言御礼申し上げたいと思います。

長期間にわたる慎重審議、平成29年度の予算を初め各御意見について御審議いただいて心から感謝申し上げたいと思います。

新たな時代がスタートするという意気込みを非常に強くしたところでもあります。昨年12月1日に新庄まつりがユネスコの無形文化遺産に登録されたということで、市民の皆さんの期待も大変大きいその初めの年ということで、個々の事業につきましてもしっかりと準備をしながら進めなければいけないなと思っているところがあります。

また、ことしは南東北インターハイが久々に新庄でバドミントン会場ということで実施されます。体育館に関しては関係者に大変申しわけないなというようなことで、最後まで万全を尽くして迎え入れるように今後とも努力させていただきたいと思います。

昨日、中学校の卒業式がありました。萩野学園、義務教育校として初めての第1回目の卒業生ということで、ナンバーが1番ということから始まったということで、これも新たな時代の

始まりだなというふうに思っております。小中一貫校のまずは本当の走りといいます萩野学園が順調に滑り出したこと、これにつきましては今回で任期を満了となります武田教育長の力によるところが大変多いというふうに思って、心から感謝しているところであります。

さらには明倫中学校の新たなステージに上がっていく、地域の子供たちは市を将来支える大事な大事な宝でありますので、今後とも新教育長ともども教育委員会のさまざまな活動への御助言、御指導もいただければありがたいなと思います。

震災から6年という月日がたちまして、まだまだ被災地の中では仮設住宅等に暮らしている方がいる中で、この新庄市が皆さんとともに基本的に安寧な生活が送れていること、これは市民の皆さん初め議員の皆さん方と協力した新庄市をよりよくしようという心構えが一つになって今報われているんだろうなと思っています。

新たなステージとしては、さらに県立新庄病院が富士通ゼネラル跡地に建てられるということも決まったということで市民の皆さんからも大変喜ばれている。中身の充実ということが今後の課題であると思っています。

さらには公共交通への挑戦という命を持って、ことしはぜひ高齢者社会における1次交通、そして2次交通への開拓という形で新たな地域の公共交通運営を図る大事な年にしていきたいなと思っています。10月28日、29日は東京巢鴨に山車3台が参ります。ふるさと応援隊の皆さんも大変心待ちにしております。これを契機にさらに新庄市が元気なまち、そして人にやさしいまちづくりに進みたいと思っています。

長期にわたる3月議会、議員の皆さんに心から感謝申し上げまして御礼の挨拶とさせていただきます。このたびはまことにありがとうございました。

清水清秋議長 ここで、この3月31日付をもちま

して退任されます教育長武田一夫君より御挨拶があります。教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 少し時間をいただいて、退任の挨拶をさせていただきます。

ただいま市長から過分なお言葉をいただきました。本当にありがとうございます。私は若いころ演劇をやっている、せりふのない役よりはせりふの多い役を喜ぶというそんな習性があります。今議会、一般質問では多くの出番を与えていただきました。最後の舞台を華やかに締めくくることができてありがたく思っております。感謝いたします。

私は、教育長の就任期間は約9年間になります。その間、誇りを持って語れることがあるかと聞かれたら少しは語れるような気がしますけれども、逆に悔いを残すようなことがあるかというように聞かれると、今のところはさっぱり思い浮かびません。心残りなく職務に全うした、いや、全うさせていただいたという思いであります。これは山尾市長を初めとする職員の皆様方、清水議長を初めとする議員の皆様方の後押しによって力を与えてくださったおかげと思っております。

新庄の教育は、平成5年から24年間、命の尊厳を根底に据えた心の教育の充実ということを最大の課題として取り組んでまいりました。生きる力とは、知、徳、体の調和する力というふうに定義されていますけれども、校長会では、知力、体力はほどほど、並でいいと、徳、豊かな人間性の育成に最大の力を注いでほしいというふうに繰り返しお願いしてきました。なぜなら、知力、体力がいかにもすぐれていてもその使い方を誤れば悲惨なことが起きる、そういうようなことがあったからであります。校長先生初め職員の方々は私の意を酌んでいただいて、近年導入した返事、挨拶、靴揃え運動とともに小中一貫した取り組みで子供たちの心を育てていただきました。この心の教育、24年間の中で私

がかかわったのは9年間ですけれども、毎年年度末になると、これまで8回ですけれども、ほっと胸をなでおろすことができたというのは学校の先生方のおかげだと思っております。

また、子供たちがこれまで大きな事態もなく過ごすことができたことで、これまで培ってくれた先輩方の心の教育の積み重ねというものを次につなげることができるかなと思っております。これについては、全く教育に関しては門外漢であった私に二人三脚でと、ともに歩んでくださった前の伊藤輝昭前教育委員長や、ここにいらっしゃる山村委員長、そして教育委員会の委員の方々、社会事務局の職員の方、本当に私の大きく足りない部分を補ってくださいました。

2020年は東京オリンピック・パラリンピックの年ですが、学校現場ではそれに浮かれることができないのかなというふうに思っております。一般質問にもありましたけれども、その年は改訂の学習指導要領の小学校の完全実施の年です。翌年は中学校となり、激変する学校教育の幕開けの年ということになります。新庄市では来年度から新教育長による新体制での教育委員会が動き始めます。2020年の来るべき年をぜひ抜かりなく迎えることができるように、皆様方にはその新体制に私以上の御支援をくださいますようお願い申し上げます。

9年間の感謝を伝えるには全く粗辞ではありましたが、これを持ちまして私の退任の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。(拍手)

清水清秋議長 それでは、以上を持ちまして、平成29年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時35分 閉会

新庄市議会議長 清水 清 秋

会議録署名議員 星 川 豊

〃 〃 小 嶋 富 弥